規約·規程集

(平成30年4月1日現在)

関東信越税理士国民健康保険組合

目 次

関東信越税理士国民的	建康保険組合規約
"	規程・規則・要綱23
"	申請書等様式集 75

関東信越税理士国民健康保険組合規約

第一章	総	則	3
第二章	組 合	員	4
第三章	保 険 給	付	5
第四章	保 健 事	業	6
第五章	保 険	料	7
第六章	組 合	会	10
第七章	役員及び順	戏員	11
第八章	理 事	숲	14
第 九 章	常務理事	会	14
第十章	業務の執行	及び会計	15
第十一章	県支部連合会	会及び支部並びに委員会	16
第十二章	雑	則	16
第十三章	罰	則	17

関東信越税理士国民健康保険組合規約

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 この組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号、以下、「法」という。)に基づき、 この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名 称)

- 第 2 条 この組合は、関東信越税理士国民健康保険組合(以下、「組合」という。) と称する。 (事務所の所在地)
- 第 3 条 組合は、主たる事務所を埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目376番地1に置く。 (地 区)
- 第 4 条 組合は、次に掲げる区域をその地区とする。
 - 一 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県及び長野県内の市町村
 - 二 別表に掲げる市区町村

(公告の方法)

- 第 5 条 組合の公告は、組合の掲示場に掲示し、且つ、必要があるときは、組合報に掲載して行う。 (用語の定義)
- 第6条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 税理士

関東信越税理士会の会員である税理士で、第三号及び第四号の税理士以外の税理士をいう。

二 税理士法人

第一号又は第三号及び第四号の税理士が税理士法の規定に基づき設立した法人で、主たる 事務所並びに従たる事務所ごとの組合員の総数が50人以下の税理士法人をいう。

三 事業主である社員税理士

代表権を有する社員税理士をいう。代表権を有する社員税理士が2名以上いるときは、 組合に届け出た代表社員をいう。

四 勤務税理士

第一号及び第二号の税理士業務を行うための事務所(以下、「事業所」という。)において 執務する所属税理士及び社員税理士(前号の社員税理士を除く)並びに雇用された税理士を いう。

五 職員

第一号及び第二号の事業所に雇用された者をいう。

六 被保険者

この組合の組合員及び組合員の世帯に属する者をいう。但し、法第6条各号(但し、第十号は他の国民健康保険組合の被保険者と読み替えるものとする。)に該当する者を除く。

第二章 組 合 員

(組合員の範囲)

- 第7条 この組合の組合員は、規約第6条で定められた関東信越税理士会の会員であり、税理士法 第2条に規定する税理士業務に従事する税理士、事業主である社員税理士及び勤務税理士と職 員並びにこの組合に雇用された者とする。但し、職員である者が組合員になるには税理士又は 事業主である社員税理士は組合員とならなければならない。
 - 2 前項の組合員は規約第4条各号の地区内に住所を有するものとする。

(加入の申込み及び資格の取得)

- 第8条 この組合に加入しようとする者は、氏名、住所、事務所名、事務所所在地、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第2条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、(加入する者が事業主である社員税理士又は第6条第四号及び第五号に該当する者であるときは、この外、所属する税理士又は税理士法人の事務所名、自己が勤務する事務所の名称及び所在地。)及び法第6条各号に関する事項(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書きの規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びにその者の世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申込まなければならない。
 - 2 前項の申込には、次の各号の書類を添付しなければならない。
 - 一 組合に加入しようとする者の世帯全員の記載された住民票の謄本
 - 二 組合に加入しようとする者が税理士法人に所属する者であるときは、所属する税理士法人 の全部事項記載証明書並びに定款の写し。
 - 三 誓約書
 - 3 第1項により加入の申込をした者は、理事長が加入の申込を受理した日に組合員となる。

(変更の届出)

第8条の2 第8条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した 書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の届出)

- 第8条の3 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者 (以下、「後期高齢者」という。)となった組合員は、その旨を組合に届け出なければならない。
 - 2 前項に規定する組合員が、資格を喪失した場合には、その旨を組合に届け出なければならない。 (脱 退)
- 第 9 条 組合員は、組合を脱退するには、1 箇月以上の予告期間を設け、書面により通知しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 組合員は、次に掲げる場合は事由発生後14日以内に別に定める所定の様式をもって組合に

被保険者証を添えて届け出なければならない。

- 一 組合員の資格を喪失した者があるとき。
- 二 被保険者中にその資格を喪失した者があるとき。

(除 名)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する組合員は、理事会の議決によって、除名することができる。
 - 一 正当な理由がないのに第20条の保険料の納付期日後6箇月を経過しても保険料を納付しないとき。
 - 二 法又はこの規定に定める届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三章 保険給付

(一部負担金)

- 第12条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、 次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、 一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。
 - 一 組合員である被保険者の場合(第四号及び第五号に掲げる場合並びに組合員の居住する市 町村が定める老人医療費の支給に関する条例による対象者である場合を除く。)

10分の3

- 二 前号以外の被保険者の場合(次号から第五号に掲げる場合を除く) 10 分の 3
- 三 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)

10分の2

五 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者の他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき

2 削除

第12条の2 削除

(出産育児一時金)

第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、次の各 号の区分に従い出産育児一時金を支給する。

一 税理士である組合員490,000 円二 第 6 条第三号及び第四号の組合員490,000 円三 職員である組合員並びに組合に使用される者である組合員420,000 円四 前各号以外の被保険者420,000 円

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

(葬祭費)

第14条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、次の各号の区分に従い葬祭費を支給する。

_	税理士である組合員	150,000 円
$\vec{=}$	第6条第三号及び第四号の組合員	150,000 円
\equiv	職員である組合員並びに組合に使用される者である組合員	120,000 円
四	前各号以外の被保険者	100,000 円

(傷病手当金)

第14条の2 組合は、組合に加入して一年以上の被保険者である組合員が療養のため保険医療機関に入院又は、介護保険法に規定する介護療養型医療施設に入所した場合、その入院又は入所期間に対して、次の各号の区分に従い傷病手当金を支給する。

一 税理士である組合員日額 8,000 円二 第6条第三号及び第四号の組合員日額 8,000 円三 職員である組合員並びに組合に使用される者である組合員日額 6,000 円

2 保険医療機関に入院又は介護療養型医療施設に入所した場合、入院又は入所した日数が1会 計年度通算して5日までは支給されないこととし、支給期間は入院又は入所した日数が通算し て6日以上となった場合、6日目から起算して1会計年度55日をもって限度とする。

第四章 保健事業

(保健事業)

- 第15条 組合は、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のため、次に掲げる事業を行う。
 - 一 40歳以上の被保険者に対する特定健康診査
 - 二 40歳以上の被保険者に対する特定保健指導
 - 三 健康教育
 - 四 健康相談
 - 五 健康診査(第一号に掲げるものを除く。)
 - 六 生活習慣病その他の疾病の予防
 - 七 健康づくり運動
 - 八 栄養改善
 - 九 母子保健

- 十 保養所
- 十一 その他被保険者等の健康保持増進又は保険給付のために必要な事業
- 2 組合は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業を行う。
- 3 組合は、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けのための必要な事業を行う。
- 第16条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。
- **第17条** 被保険者でない者に第 15 条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に 定める。

第五章 保 険 料

(保険料の賦課額)

- **第18条** 組合員は保険料として、次の第一号から第三号までのいずれかの額と第四号に掲げる額との合算額を、組合に納付しなければならない。
 - 一 第 6 条第 1 項第一号及び第三号並びに第四号の税理士である組合員(後期高齢者の組合員を除く。)については、次のイ及び口に掲げる額の合算額とする。但し、当該組合員が介護保険法第 9 条第 2 項に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、口及びハに掲げる額の合算額とする。
 - イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金(以下単に「後期高齢者支援金」という。)及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業(以下「後期高齢者の保健事業」という。)に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。) 月額 26,000円
 - ロ 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金賦課額 (以下「後期高齢者支援金賦課額|という。) 月額 3.200 円
 - ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。) 月額 4,200円
 - 二 職員である組合員(後期高齢者の組合員を除く。)については、次のイ及び口に掲げる額の合算額とする。但し、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、口及び いに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 月額 15.000 円

口 後期高齢者支援金賦課額 月額 3,200 円

ハ 介護納付金賦課額 月額 4,200円

三 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定 した後期高齢者賦課額として月額3,000円とする。 四 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及び口に掲げる額の合算額とする。但し、当該被保険者が 6 歳に達する日の属する月の前月までは口を賦課しないものとし、介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、口及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額月額 8,000 円ロ 後期高齢者支援金賦課額月額 3,200 円ハ 介護納付金賦課額月額 4,200 円

- 2 削除
- 3 第6条第1項第一号の税理士である組合員並びに税理士法人は、自己及び自己に所属する第6条第1項第三号及び第四号並びに第1項第二号及び第三号の組合員にかかる保険料額をとりまとめ、組合に納付するものとする。この場合、第6条第1項第三号及び第四号並びに第五号の組合員は、自己にかかる保険料額の2分の1を第6条第1項第一号の税理士である組合員又は税理士法人に支払わなければならない。
- 4 この組合に使用される組合員は、第1項第二号に定める保険料と、自己の世帯に属する被保険者につき一人第1項第四号の割合で計算される保険料との合算額の2分の1の保険料額を組合に納付しなければならない。
- 5 第1項第一号及び第二号の保険料を賦課するに当たり、組合員の世帯に属する被保険者の数は 4人までとする。
- 6 組合員に賦課する保険料は、法施行令第29条の7第2項第十号及び同条第3項第九号並びに 同条第4項第九号に定める限度額の合算額を超えないものとする。

(賦課期日)

第19条 保険料の賦課期日は、毎月 1 日とする。但し、月の中途で加入した組合員への賦課期日は、 組合に加入した日とする。

(納 期)

第20条 保険料は、前条に定める賦課期日の翌月1日までに納付しなければならない。但し、1日が 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に定める休 日にあたるときは、その翌日とする。

(保険料の変更)

第20条の2 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した組合員又は組合員の世帯に属する被保険者が増加した組合員、その他、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者が新たに介護納付金賦課被保険者に該当する事となった組合員に対しては、保険料の変更事由が発生した日の属する月から、新たに第18条により計算された保険料額を賦課する。

2

一、保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した組合員には、納付義務が消滅した日の属する 月から第18条による保険料は賦課しない。

- 二、保険料の賦課期日後に世帯に属する被保険者が減少した組合員には、被保険者が減少した 日の属する月から第18条により新たに計算される保険料を賦課する。
- 三、保険料の賦課期日後に組合員又はその世帯に属する被保険者が、介護納付金賦課被保険者に該当しないこととなった組合員には、該当しないこととなった日の属する月から第 18 条 第1 項各号のハに定める介護納付金賦課額は賦課しない。

(納額通知)

第21条 保険料の納付額が決定したとき理事長は、遅滞なくこれを組合員及び保険料の納付義務者 (税理士である組合員及び税理士法人並びに第 18 条第 4 項の組合員をいう。また単に「納付義務者」ともいう。以下この規約において同じ。)に通知しなければならない。

(督促手数料)

第22条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき300円とする。

(延滞金)

- 第23条 保険料の納付義務者が納付期限までに保険料を納付しないとき、組合は納付されない保険料に、当該保険料 100 円(100 円未満の端数切り捨て)につき納付期限の翌日から納付の日までの期間 1 日 4 銭の割合で計算される延滞金を加算して徴収することができる。但し、次の場合はこれを徴収しない。
 - 一 延滞金が500円未満の場合
 - 二 督促状の納付指定期日までに納付された場合
 - 三 理事長が徴収しない特別の理由があると認めた場合

(納付期限の延長)

- 第24条 理事長は、保険料の納付義務者(税理士法人を除く。)が次のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認められるときは、納付することができないと申請された金額を限度として、その保険料の納付期限の翌日から6 箇月以内の期限を限り、納付期限の延長を認めることができる。この場合、延長を認められた期間内に保険料が納付されたときは、前条の延滞金は徴収しない。
 - 一 納付義務者が、所有する資産について震災・風水害・火災その他これに準ずる損害を受け、 又は盗難の被害を受けたことにより、保険料の納付が困難と認められるとき。
 - 二 納付義務者がその事業について重大な損害を受けたことにより、事業を休止、又は廃業するに至ったとき。
 - 三 前各号に準ずる理由により、保険料の納付が困難と認められるとき。
 - 2 前項の申請をしようとする納付義務者は、次の事項を記載した申請書に納付期限の延長を必要とする理由を証する書類を添付して理事長に提出しなければならない。
 - 一 納付義務者の住所、氏名、及び事業所名称並びに所在地
 - 二 納付できない保険料の額、及びその納期限
 - 三 納付期限の延長を必要とする理由

(保険料の減免)

- **第25条** 理事長は、納付義務者(税理士法人を除く。)が前条第 1 項各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認められるときは、納付することができないと申請された金額を限度として、その保険料を減免することができる。
 - 2 前項の申請をしようとする納付義務者は、次の事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証する書類を添付して理事長に提出しなければならない。
 - 一 納付義務者名及び事業所名、並びに所在地
 - 二 減免を受けようとする保険料の額及びその納期限
 - 三 減免を受けようとする理由

第六章 組 合 会

(組合会議員の定数)

第26条 組合会議員の定数は、36名とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

- 第27条 組合会議員は、各選挙区において選挙する。
 - 2 選挙区及び各選挙区から選挙すべき議員数は次の通りとする。

選挙区	議員数
茨城県地区	6名
栃木県地区	6名
群馬県地区	6名
埼玉県地区	6名
新潟県地区	6名
長野県地区	6名

3 選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

(任期)

第28条 組合会議員の任期は、選挙の日から 2 年目の選挙の日の前日までとする。但し、補欠又は 議員の定数の異動により新たに選任された組合会議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

- 第29条 組合会は、法第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - 一 特別積立金の繰替使用
 - 二 法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針の策定及び変更
 - 三 その他国民健康保険事業の運営上重要なものと認められる事項

(組合会の種類)

第30条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

- 第31条 通常組合会は、毎年2月及び7月中において理事会の議決により理事長は招集しなければならない。
 - 2 臨時組合会は、必要に応じ理事会の議決により理事長はいつでも招集することができる。

(組合会の招集手続き)

第32条 組合会の招集は、会日の一週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員に送付して行うものとする。

(組合会の議事及び緊急議決)

- 第33条 組合会の議事は、国民健康保険法施行令(昭和33年法令第362号)第13条に定めるところによる。
 - 2 組合会に出席することのできない議員は、あらかじめ通知をうけた会議の目的たる事項について、書面により組合会の議事に加わることができる。
 - 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる議員は出席したもの とみなす。
 - 4 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知 のあった事項以外の事項についても議決することができる。但し、法第27条第1項に掲げる 事項については、この限りでない。

(組合会議長、副議長)

- 第34条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。
 - 2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

第35条 組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長 及び出席した議員2名が署名しなければならない。

第七章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第36条 理事の定数は、45名とする。
 - 2 監事の定数は、3名とする。
 - 3 理事及び監事は、組合員のうちから組合会で選任する。ただし、理事は、特別の事情がある ときは、組合員以外の者のうちから組合会で選任することを妨げない。

(理事長)

- 第37条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。
 - 2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

- 第38条 理事のうち12名以内を副理事長とし、理事がこれを互選する。
 - 2 副理事長のうち2名以内を執行副理事長とし、理事長がこれを指名する。
 - 3 執行副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 第2項以外の副理事長は、執行副理事長を補佐し、執行副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(専務理事及び常務理事並びに執行役員)

- 第39条 理事のうち2名以内を専務理事、8名以内を常務理事とし、理事がこれを互選する。
 - 2 専務理事は、理事長の命を受けて常時組合を掌理し、理事長及び副理事長とともに事故があるときは、その職務を代行する。
 - 3 常務理事は、組合事務を分掌し、専務理事を補佐し、専務理事に事故があるときは、その職 務を代行する。
 - 4 理事長、執行副理事長、専務理事を執行役員とし、組合の重要事項を協議する執行役員会の 構成員とする。

(法令遵守(コンプライアンス)担当理事)

- 第39条の2 理事のうち1名を法令遵守(コンプライアンス)担当理事とし、理事がこれを互選する。
 - 2 法令遵守(コンプライアンス)担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守(コンプライアンス) に関する組合の業務を行う。

(役員の任期)

- 第40条 理事及び監事の任期は第36条第3項による選任の日から2回目の第57条第2項の承認を 求める通常組合会の終結に至るまでとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2 役員は、辞任後又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行う。

(役員の補充)

第41条 理事長は、この組合が理事又は監事の定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、3箇月 以内にその補充をするための組合会を招集しなければならない。

(理事の職務)

- 第42条 理事は、法令、規約及び組合会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
 - 2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。
 - 3 理事は、組合会の承認を受けた場合に限り、承認を受けた事項につきその代理を他人に委任 することができる。

(役員の守秘義務)

- 第42条の2 役員は職務上知り得た被保険者等の個人情報を漏らしてはならない。退任した後も同様とする。
 - 2 前項の個人情報とは、次のとおりとする。

- (1)診療報酬明細書等及びこれを基に作成される文書
- (2) 保健事業として行う各種健診等の記録
- (3) 資格記録
- (4)給付記録
- (5)被保険者記録

(監事の職務)

- 第43条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計 に関する報告を求めることができる。
 - 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(監事の兼職禁止)

第44条 監事は、この組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

(報酬及び費用弁償)

- 第45条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。
 - 2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(役員の解任)

- 第46条 組合員は理事長に対し、組合員の50人以上の連署による解任の理由を記載した書面をもって役員の解任を請求することができる。
 - 2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又はこの規約等に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。
 - 3 第1項による解任の請求があったとき理事長は、1箇月以内の会日を指定し組合会の議に付さ なければならない。
 - 4 理事長は、解任の請求が第2項但書によるものであるときは、請求に係る役員に、組合会において弁明する機会を与えなければならない。
 - 5 本条による解任は、組合会議員の過半数が出席した組合会において、出席した議員の過半数の 同意により決定し、請求に係る役員はその決定と同時にその職を失う。

(顧問、相談役、参与)

第47条 組合に顧問、相談役、参与を置くことができる。顧問、相談役、参与は理事会の推薦に基づき組合員のうちから理事長がこれを委嘱する。顧問、相談役、参与は役員会に出席し、組合の事業運営について意見を述べることができる。

(職 員)

- 第48条 この組合に、次に掲げる職員を置く。
 - 一 事務長 1人
 - 二 前号以外の職員 若干名

- 2 事務長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。
- 3 事務長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 職員は、事務長の事務を補佐する。
- 6 職員の給与は、理事長が定める。

第八章 理 事 会

(理事会の招集)

- 第49条 理事会は、理事長が招集しその議長となる。
 - 2 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明 示した書面を各理事に送付して行うものとする。但し急施を要する場合は、この限りでない。

(理事会の決定事項)

- 第50条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。
 - 一 組合会の招集及び組合会に提出する議案
 - 二 組合業務運営の具体的方針の決定
 - 三 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
 - 四 その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

- 第51条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
 - 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知をうけた会議の目的たる事項について、書面により理事会の議事に加わることができる。
 - 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第52条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議 長及び出席した理事2名が署名しなければならない。

第九章 常務理事会

(常務理事会の構成)

第52条の2 常務理事会は、理事長、執行副理事長及び専務理事並びに常務理事をもって構成する。

(常務理事会の招集)

第52条の3 第49条(理事会の招集)の規定は、常務理事会に準用する。但し、「理事会」とあるのを「常務理事会」と、「理事」とあるのを「構成員」と読み替えるものとする。

(常務理事会の審議事項)

- 第52条の4 常務理事会においては、次に掲げる事項について審議する。
 - 一 理事会に提出すべき議案
 - 二 諸規程において常務理事会に付議するものと定めた事項
 - 三 理事会からその決定を常務理事会に委任された事項
 - 四 業務執行に関する事項で、常務理事会に付議することを必要と認めた事項

(常務理事会の議事)

第52条の5 第51条(理事会の議事)の規定は、常務理事会に準用する。但し、「理事会」とあるのを「常 務理事会」と、「理事」とあるのを「構成員」と読み替えるものとする。

(常務理事会の議事録)

第52条の6 第52条(理事会の議事録)の規定は、常務理事会に準用する。但し、「理事会」とあるのを「常務理事会」と、「理事」とあるのを「構成員」と読み替えるものとする。

第十章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

- 第53条 理事は、規約並びに組合会及び理事会の議事録を、当組合事務所に備えて置かなければならない。
 - 2 組合員は、理事に対し随時、前項の書類の閲覧を求めることができる。理事は、正当な理由 がなくこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

- 第54条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。
 - 一 保険料並びに使用料及び手数料
 - 二補助金
 - 三 寄附金その他の収入

(特別会計、準備金)

- 第55条 この組合は、規約第15条の事業を行うため必要があるときは、組合会の議決を経て、特別 会計を設けることができる。
 - 2 この組合は、組合会の議決を経て、給付費等支払準備金以外の準備金を積立てることができる。
 - 3 特別会計及び準備金に関し必要な事項は、別に定める。

(財産の管理)

- 第56条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。
 - 一 有価証券は、確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法による こと。
 - 二 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事の議決を経て定めた方法によること。
 - 三 現金は、金融機関に預け入れること。
 - 四 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

- 第57条 理事は、7月開催の通常組合会の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決 算書を監事に提出し、且つ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。
 - 2 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を7月開催の通常組合会に提出し、且つ、承認を求めなければならない。
 - 3 組合員は、いつでも理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、 理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第58条 組合員は、総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも理事に対し、会計に関する帳簿 及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを 拒んではならない。

第十一章 県支部連合会及び支部並びに委員会

(県支部連合会及び支部)

- 第59条 組合に、県支部連合会及び支部を置くことができる。
 - 2 県支部連合会及び支部に関して必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

(委員会)

- 第60条 組合事業の運営に関する重要事項を審議するため、委員会を置くことができる。
 - 2 前項に規定するもののほか、委員会に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第十二章 雜 則

(規則及び規程等)

- 第61条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、組合会、理事会又は 常務理事会の議決により、規則、規程、要綱又は細則をもってこれを定める。
 - 2 他に別段の定めのある場合のほか、規則は組合会の議決により、規程は理事会の議決により、要 網又は細則は常務理事会の議決によって制定又は改廃する。

第十三章 罰 則

- 第62条 組合は組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは、第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は、法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し100,000円以下の過怠金を課する。
- 第63条 組合は組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出、若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過怠金を課する。
- 第64条 組合は偽りその他の不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の 徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。
- 第65条 前3条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。
- 第66条 第62条から第64条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき 納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則 (昭和 43 年 12 月 23 日)

(施行期日)

1 この規約は昭和44年4月1日から施行する。

(規約の廃止)

2 関東信越税理士国民健康保険組合規約(昭和43年6月1日施行)は廃止する。

(役員等に関する経過規定)

3 この規約施行の際に、理事、監事及び組合会議員である者は、それぞれこの規約の規定により 選任されたものとみなす。但し、その任期は従前の例によるものとし、旧規定により選任された 日から起算する。

(被保険者に関する経過規定)

- 4 この規約施行の際現に被保険者である者は、この規約の規定により加入したものとみなす。 (保険給付に関する経過規程)
- 5 昭和44年4月1日前に行われた療養給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。 (保険料に関する経過規程)
- 6 昭和44年4月1日前に係る保険料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 44 年 11 月 17 日)

- 1 この規約の一部変更は、昭和44年2月1日から施行する。
- 2 施行の目前に行われた療養給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 46 年 2 月 20 日)

この規約の一部変更は、昭和46年4月1日より施行する。

附 則(昭和47年3月1日)

この規約の一部変更は、認可の日(昭和 47 年 3 月 14 日)から施行する。但し、第 3 条の一部 変更は昭和 47 年 7 月中において事務所移転完了の日(昭和 47 年 7 月 20 日)から適用する。

附 則 (昭和48年2月12日)

この規約の一部変更は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年8月1日)

この規約の一部変更は、昭和48年8月1日から施行し昭和48年7月1日より適用する。

附 則 (昭和48年9月20日)

この規約の一部変更は、認可の日(昭和48年10月4日)から施行する。

附 則 (昭和49年7月12日)

この規約第13条及び第14条の一部変更については、昭和49年10月1日より同第14条の2については昭和50年1月1日よりそれぞれ施行する。

附 則 (昭和 50 年 2 月 14 日)

この規約の一部変更は、昭和50年4月1日より施行する。

附 則 (昭和51年3月23日)

この規約の一部変更は、昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。但し、規約第 13 条及び第 14 条の一部変更については、昭和 51 年 4 月 1 日より、同第 14 条の 2 については昭和 50 年 10 月 1 日より、同第 18 条の一部変更については、昭和 51 年 4 月 1 日よりそれぞれ適用する。

附 則 (昭和52年3月16日)

この規約の一部変更は、昭和52年4月1日より施行する。

附 則(昭和53年7月8日)

- 1 この規約の一部変更は、昭和53年7月8日から施行する。
- 2 この規約による改正後の関東信越税理士国民健康保険組合規約(以下「新規約」という。)第13条 第2項の規定は、この規約の施行の日から6ヶ月を経過した日以降の出産から適用し、第20条 の2の2項は、この規約の施行の日以降の保険料の納付義務の発生、若しくは消滅、又は被保険者 の増加、若しくは消滅に係る保険料の額から適用する。

附 則 (昭和54年3月17日)

この規約の一部変更は、昭和54年4月1日より施行する。

附 則 (昭和 55 年 3 月 19 日)

この規約の一部改正は、昭和55年4月1日より施行する。

附 則 (昭和 56 年 3 月 20 日)

この規約の一部改正は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則 (昭和57年1月20日)

この規約の一部改正は、昭和57年2月1日より施行する。

附 則 (昭和57年3月20日)

この規約の一部改正は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則 (昭和57年7月17日)

この規約の一部改正は、昭和57年7月17日より施行する。

附 則 (昭和58年1月13日)

- 1 この規約の一部改正は、昭和58年2月1日より施行する。
- 2 この規約による改正後の関東信越税理士国民健康保険組合規約第62条及び第63条の規定は、 昭和58年2月1日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお 従前の例による。

附 則 (昭和58年3月19日)

この規約の一部改正は、昭和58年4月1日より施行する。

附 則 (昭和58年7月26日)

この規約の一部改正は、昭和58年7月26日より施行する。

附 則 (昭和59年3月24日)

この規約の一部変更改正は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則 (昭和60年3月25日)

この規約の一部改正は、昭和60年4月1日より施行する。

附 則 (昭和61年3月17日)

この規約の一部改正は、昭和61年4月1日より施行する。

附 則 (昭和62年3月18日)

- 1 この規約の一部改正は、昭和62年4月1日より施行する。
- 2 規約第62条の規定は、施行日以後の行為から適用し、施行日以前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年12月16日)

1 この規約の一部改正は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則(平成元年3月14日)

1 この規約の一部改正は、平成元年4月1日より施行する。

附 則(平成元年7月22日)

1 この規約の一部改正は、平成元年7月30日より施行する。

但し、第20条の一部改正については、同年4月1日から適用する。

附 則(平成3年2月8日)

- 1 この規約の一部改正は、平成3年4月1日より施行する。
- 2 第 26 条・第 27 条・第 36 条及び第 47 条の一部改正については、平成 3 年 7 月 30 日から施行する。

附 則(平成4年2月14日)

1 この規約の一部改正は、平成4年4月1日より施行する。

附 則(平成5年2月10日)

1 この規約の一部改正は、平成5年4月1日より施行する。

但し、第39条の一部改正については、平成5年7月30日より施行する。

附 則(平成6年10月1日)

- 1 この規約は、平成6年10月1日より施行する。
- 2 出産の日が施行日前である被保険者に係る助産費及び育児手当金については、なお従前の例に よる。

附 則(平成7年7月18日)

1 この規約の一部改正は、平成7年7月30日より施行する。

附 則(平成7年9月11日)

1 この規約の一部改正は、平成7年10月1日より施行する。

附 則 (平成10年1月26日)

- 1 この規約の一部改正は、平成9年9月1日より施行する。
- 1 この規約の一部改正は、平成12年4月1日より施行する。

附 則 (平成13年2月14日)

1 この規約の一部改正は、平成13年4月1日より施行する。

但しその適用は平成12年4月1日よりとする。

附 則 (平成13年7月27日)

- 1 この規約の一部改正は、平成13年8月1日より施行する。但し、第3条の一部改正については、 平成13年5月1日より適用する。
- 1 この規約の一部改正は、平成14年4月1日より施行する。
- 1 この規約の一部改正は、平成14年10月1日より施行する。
- 1 この規約の一部改正は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。 附 則 (平成 16 年 7 月 29 日)
- 1 この規約の一部改正は、平成17年4月1日より施行する。 附 則(平成17年2月10日)
- 1 この規約の一部改正は、平成17年4月1日より施行する。
- 1 この規約の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。 附 則 (平成 18 年 7 月 26 日)
- 1 この規約の一部改正は、平成18年10月1日より施行する。
- 1 この規約の一部改正は、平成19年4月1日より施行する。

附 則(平成19年2月9日)

1 この規約の一部改正は、平成19年4月1日より施行する。

附 則 (平成20年2月8日)

1 この規約の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 この改正規約の施行日前に行われた改正前の規約第 12 条に規定する一部負担金については、 なお、従前の例による。
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第17条中 「後期高齢者支援金(以下単に「後期高齢者支援金」という。)とあるのは、「後期高齢者支援金 及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。)と、「後期高齢者支援金の納付」 とあるのは「後期高齢者支援金等の納付」と、「後期高齢者支援金賦課額」とあるのは「後期高 齢者支援金等賦課額」とする。

附 則 (平成20年7月25日)

- 1 第18条第6項に定める額は、月額56,000円とする。
- 2 この規約の一部改正は、平成20年10月1日とする。

附 則 (平成21年2月9日)

1 この規約の一部改正は、平成 21 年 2 月 9 日より施行する。ただし、その適用は平成 21 年 1 月 1 日とする。

附 則 (平成22年2月9日)

1 この規約の一部改正は、平成22年4月1日より施行する。

附 則 (平成23年2月15日)

1 この規約の一部改正は、平成23年4月1日より施行する。

附 則 (平成24年2月14日)

1 この規約の一部改正は、平成24年4月1日より施行する。

附 則 (平成24年7月27日)

- 1 この規約の一部改正は、平成25年2月19日より施行する。ただし、その適用は被保険者となった日からとする。
- 2 この規約の一部改正は、平成25年3月1日より施行する。

附 則 (平成25年7月12日)

1 この規約の一部改正は、平成25年7月26日より施行する。

附 則 (平成27年2月12日)

- 1 第18条第6項に定める額は、月額60.000円とする。
- 2 この規約の一部改正は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (平成27年7月24日)

1 この規約の一部改正は、平成27年7月24日より施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 10 日)

1 第8条第1項の一部改正は平成29年2月10日より施行する。

ただし、番号法の施行に基づき適用する。

- 2 第18条第6項に定める額は、月額66,000円とする。
- 3 第18条の一部改正は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 (平成29年7月28日)

1 この規約の一部改正は、平成29年7月28日より施行する。ただし、その適用は被保険者がその地区に住民登録をした日とする。

附 則 (平成30年2月9日)

1 この規約の一部改正は、平成30年4月1日より適用する。

附 則 (平成30年7月27日)

1 この規約の一部改正は、平成 30 年 7 月 27 日より施行する。ただし、その適用は平成 30 年 4 月 1 日とする。

別表

第4条第二号関係

都道府県	市 区 町 村
福島県	いわき市
千葉県	千葉市、松戸市、流山市、野田市、我孫子市、印西市、市川市、 船橋市、柏市、香取市
東京都	千代田区、中央区、港区、台東区、文京区、北区、荒川区、足立区 葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、品川区、大田区、渋谷区、目黒区、 世田谷区、新宿区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、 武蔵野市、三鷹市、調布市、府中市、小金井市、国分寺市、国立市、 小平市、西東京市、東村山市、立川市、西多摩郡瑞穂町、日野市、 昭島市、青梅市、東久留米市、清瀬市、東大和市、武蔵村山市
神奈川県	川崎市、横浜市

関東信越税理士国民健康保険組合規程・規則・要綱

加入及び脱退に附する規程	23
給付規程	25
県支部連合会及び支部規程	28
県支部連合会事業費交付金交付要綱	33
表彰規程 ·····	34
委員会設置規程	35
情報公開及び個人情報保護委員会設置要綱	36
資産管理運用委員会設置要綱	37
役員等の費用弁償に関する要綱	38
事務監査規則	40
事務専決規程	41
会計処務規程	43
文書処務規程	45
積立金及び準備金処理規則	48
保健施設準備積立金規程	49
礼遇規程	50
国民健康保険高額医療費資金貸付規程	51
人間ドック等補助金交付規程	53
定期健康診断補助金交付規程	55
インフルエンザ予防接種補助金交付規程	57
子宮頸がん予防接種補助金交付規程	58
ヒブ (Hib) ワクチン接種補助金交付規程	59
肺炎球菌・水痘・流行性耳下腺炎予防接種補助金交付規程	60
保養所利用規程	61
後期高齢者に対する保健事業給付規程	62
関東信越税理士国民健康保険組合個人情報の保護に関する規程	64
組合会議員選挙規程	72
健康保健センター利用規程	74
ハラスメント防止に関する規程	74-3
個人番号および特定個人情報に関する規程	74 - 6

加入及び脱退に附する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、組合の加入及び脱退について、必要な事項を定めるものとする。

(審審)

第2条 組合規約第8条による申込みを受けたときは、組合はその加入の可否を理事長が審査の上決 定する。

(受理)

第3条 組合規約第9条による脱退の予告並びに同第10条による資格喪失の手続は、それぞれ書類が組合に到着した日を以って届出があったものとする。

(遅延理由書の提出)

- 第 4 条 組合員は、規約第9条及び10条に定める期間内に脱退及び資格喪失の手続を行えないときは、 別に定める資格喪失届による遅延理由書を提出するものとする。
 - 2 事業主は、当該組合員の遅延理由書の提出に際し、記載事項を確認のうえ、署名押印しなければならない。

(添付不能届の提出)

- 第5条 組合員は、脱退及び資格喪失の際に、紛失等の理由により被保険者証を返納できないときは、 別に定める被保険者証・高齢受給者証・組合員証添付不能・滅失届又は被保険者証・高齢受給 者証添付不能・滅失届を提出するものとする。
 - 2 事業主は、当該組合員の添付不能届の提出に際し、記載事項を確認のうえ、署名押印しなければならない。

(損害賠償)

- 第6条 脱退並びに資格喪失の手続きに当たり、被保険者証の返納がない場合は、当該組合員は、組合に対し被保険者証を返納しないために与えた直接の損害賠償をしなければならない。
 - 2 事業主は、被保険者証の返納不能のために組合に与えた直接の損害に対し、当該組合員とと もに解決の責を負うものとする。

(準用)

第7条 後期高齢者である組合員に対して発行している組合員証についても、この規程の第4条、第 5条及び第6条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、「保険料の変更」に係る規約の一部変更施行の日(昭和47年3月14日)から施行する。
- 2 この規程の施行により昭和35年7月25日施行の加入及び脱退に関する規則は、廃止する。

附 則

- 1 この規程の一部変更は、昭和 52 年 3 月 16 日より施行する。 附 則
- 1 この規程の一部改正は、平成23年4月1日より施行する。 附 則
- 1 この規程の一部改正は、平成30年7月10日より施行する。

給付規程

(目的)

第 1 条 この規程は、関東信越税理士国民健康保険組合(以下「組合」という。)における保険給付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(被保険者証の提出)

- 第2条 被保険者が次のいずれかの給付を受けようとするときは、保険医療機関、保険薬局及び特定 承認保険医療機関に被保険者証・高齢受給者証を提出しなければならない。
 - 一 国民健康保険法(以下「法」という。)第36条による療養の給付を受けようとするとき。
 - 二 法第 52 条による入院時食事療養費及び第 52 条の 2 による入院時生活療養費の支給を受けようとするとき。
 - 三 法第53条による保険外併用療養費の支給を受けようとするとき。
 - 2 被保険者が法第54条の2による訪問看護療養費の支給を受けようとするときは、指定訪問看 護業者に被保険者証を提出しなければならない。

(処方箋の提出)

第3条 被保険者が法第36条により国民健康保険薬剤師である薬剤師から、薬剤の支給を受けようとするときは、国民健康保険医である医師又は歯科医師が交付した処方箋を薬剤師に提出しなければならない。

(移送費の支給申請)

- 第 4 条 被保険者が法 54 条の 4 による移送費の支給を受けようとするときは、組合が別に定める移送費支給申請書に医師の意見書及び移送に要した費用の額に関する領収書等を添えてこれを申請しなければならない。
 - 2 削除
 - 3 削除
 - 4 削除
- 第 5 条 被保険者が療養の給付を受けたときは、組合規約第 12 条に規定する一部負担金を保険医療機関に対して直接支払わなければならない。

(療養費の支給申請)

- 第6条 組合員が法第54条による療養費の支給を受けようとするときは、組合が別に定める療養費 支給申請書に、療養に要した費用の額に関する証拠書類を添えてこれを申請しなければならな
 - 2 前項の証拠書類 (様式第 19 号の 1、2) が外国語で作成されたものであるときは、その証拠書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

(特定疾病の認定申請)

第7条 被保険者が法施行令第29条の2第5項の規定に基づく特定疾病の認定を受けようとするときは、当該被保険者の属する世帯の組合員は、組合が別に定める特定疾病認定書に、医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添えてこれを申請しなければならない。

(高額療養費の支給申請)

第8条 組合員が法第57条の2による高額療養費の支給を受けようとするときは、組合が別に定める高額療養費支給申請書によりこれを申請しなければならない。

(出産育児一時金の支給申請)

第9条 組合員が組合規約第13条による出産育児一時金の支給を受けようとするときは、組合が別に定める出産育児一時金支給申請書に出産を証する書類を添えてこれを申請しなければならない。

(葬祭費の支給申請)

第10条 被保険者が死亡したとき、組合規約第 14 条による葬祭費の支給を受けようとする者は、組合が別に定める葬祭費支給申請書に葬祭を行う者であることを証する書類及び死亡診断書を添えてこれを申請しなければならない。

(傷病手当金の支給申請)

第11条 組合員が組合規約第 14 条の 2 による傷病手当金の支給を受けようとするときは、組合が別に定める傷病手当金支給申請書によりこれを申請しなければならない。

(入院時食事療養費標準負担額減額の申請)

- 第12条 組合員が法第52条による食事療養費の減額を受けようとするときは、組合が別に定める国 民健康保険食事療養費標準負担額減額認定申請書を提出しなければならない。
 - 2 前項により食事療養の減額が認められ、入院時食事療養費差額分の支給を受けようとすると きは、組合が別に定める国民健康保険食事療養費標準負担額減額差額支給申請書を提出しなけ ればならない。

(申請書の様式)

第13条 この規程による申請書の様式は法に定めるもののほかは、組合が別にこれを定める。

附則

(施行の期日)

1 この規則は、昭和47年2月12日より施行する。

(規則の廃止)

2 保険給付規則(昭和39年4月1日施行)は廃止する。

附則

(施行の期日)

1 この規程は、昭和53年4月1日より施行する。

附則

1 この規程は、昭和54年4月1日より施行する。

附即

1 この規程の一部改正は、昭和60年4月1日より施行する。 附 則

1 この規程の一部改正は、平成6年10月1日より施行する。 附 則

1 この規程の一部改正は、平成9年4月1日より施行する。

但し、第2条及び第4条については平成8年10月1日より適用する。

附 則

1 この規程の一部改正は、平成13年1月1日より施行する。 附 則

1 この規程の一部改正は、平成 14 年 10 月 1 日より施行する。 附 則

1 この規程の一部改正は、平成30年7月10日より施行する。

県支部連合会及び支部規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、組合規約第59条の規定に基づき、県支部連合会及び支部に関する事項を定めるものとする。

(名称及び設置)

- 第2条 この規程において組合は、国保組合本部と称し、県支部連合会は県連国保と称し、支部は支部国保 と称する。
 - 2 県連国保及び支部国保は、別表の区域ごとに設置する。

(役割)

- 第3条 県連国保は、国保組合本部と協調及び連携し、国保組合本部の目的達成のために次の事項を行う。
 - 一 国保組合本部の行う事業に対して協力、推進すること。
 - 二 国保組合本部理事長の指示事項を遂行すること。
 - 三 県連国保独自の事業を企画、推進すること。
 - 四 支部国保をとりまとめ、連携して国保組合本部の目的達成のための事業を遂行する組織を作ること。
 - 2 支部国保は、県連国保と協調及び連携し、国保組合本部の目的達成のために次の事項を行う。
 - 一 国保組合本部及び県連国保の行う事業に対して協力、推進すること。
 - 二 県連国保理事長の指示事項を遂行すること。
 - 三 支部国保独自の事業を企画、推進すること。

(所属)

第 4 条 組合員は、税理士事務所若しくは税理士法人の事務所又は組合事務所の所在地を含む別表の区域に 設けられている県連国保及び支部国保に所属する。

(細 則)

- 第5条 県連国保は、この規程に基づき細則を別に定める。
 - 2 細則には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 名称及び事務所の所在地に関する事項
 - 二 事業に関する事項
 - 三 県連国保役員に関する事項
 - 四 県連国保理事会及び役員会に関する事項
 - 五 報告に関する事項
 - 3 県連国保は、前項各号に掲げるもののほか県連国保が必要と認める事項を定めることができる。

(役 員)

- 第6条 県連国保及び支部国保に次の役員を置く。
 - 一 県連国保

県連国保理事長 1名

二 支部国保

支部国保長 1名

- 2 県連国保は、必要に応じて、第1項第一号以外の役員を置くことができる。ただし、県連国保理事長 を補佐し、県連国保理事長に事故があるときは、その職務を代行する役員を設けなければならない。
- 3 県連国保役員及び支部国保長の任期は、組合規約第40条を準用する。

(県連国保理事長)

- 第7条 県連国保理事長は、その県連国保から選出された組合規約第39条第1項の常務理事のうちから国 保組合本部理事長が指名する。
 - 2 県連国保理事長は、県連国保を代表し、県連国保の運営を掌る。

(支部国保長)

- 第8条 支部国保長は、別表に定める区域内の支部国保ごとに、その支部国保に所属する組合員のうちから 支部国保の推薦に基づき、国保組合本部理事長の承認を得て県連国保理事長が指名する。
 - 2 支部国保長は、支部国保を代表し、支部国保運営を掌る。
 - 3 支部国保長は、第3条の目的達成を図るため必要な事項を遂行する。

(交付金)

- 第9条 国保組合本部は、県連国保の運営に要する費用を交付することができる。
 - 2 前項の交付金に関し必要な事項は、要綱で別に定める。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、国保組合本部理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 支部規程(昭和45年8月5日施行)は廃止する。
- 3 この規程施行の際に、支部長である者は、この規程により県連理事長に選任されたものとみなす。 但し、その任期は従前の例によるものとし、旧規程により選任された日から起算する。

附則

1 この規程の一部改正は、昭和63年7月14日から施行する。

附則

1 この規程の一部改正は、平成3年7月10日から施行する。

附則

1 この規程の一部改正は、平成23年7月13日より施行する。

附則

1 この規程の一部改正は、平成27年7月24日より施行する。

附則

1 この規程の一部改正は、平成28年1月25日より施行する。

別 表

県 連	į	E	保				支	部 国 保
名 称		区	域		名	ź	陈	区域
茨城県連国住	呆	茨城県	の区域	1	水		戸	水戸税務署の管轄区域
				2	日		立	日立税務署の管轄区域
				3	土		浦	土浦税務署の管轄区域
				4	古		河	古河税務署の管轄区域
				5	下		館	下館税務署の管轄区域
				6	竜	ケ	崎	竜ケ崎税務署の管轄区域
				7	太		田	太田税務署の管轄区域
				8	潮		来	潮来税務署の管轄区域
栃木県連国住	呆	栃木県	の区域	9	宇	都	宮	宇都宮税務署の管轄区域
				10	足		利	足利税務署の管轄区域
				11	栃		木	栃木税務署の管轄区域
				12	佐		野	佐野税務署の管轄区域
				13	鹿		沼	鹿沼税務署の管轄区域
				14	真		岡	真岡税務署の管轄区域
				15	大	田	原	大田原税務署の管轄区域
				16	氏		家	氏家税務署の管轄区域
群馬県連国任	呆	群馬県	の区域	17	前		橋	前橋税務署の管轄区域
				18	高		崎	高崎税務署の管轄区域
				19	桐		生	桐生税務署の管轄区域
				20	伊	勢	崎	伊勢崎税務署の管轄区域
				21	沼		田	沼田税務署の管轄区域
				22	館		林	館林税務署の管轄区域
				23	藤		岡	藤岡税務署の管轄区域
				24	富		岡	富岡税務署の管轄区域
				25	中	之	条	中之条税務署の管轄区域

県 連	国 保		支	部 国 保
名 称	区 域	名	称	区 域
埼玉県連国保	埼玉県の区域	26 ЛІ	越	川越税務署の管轄区域
		27 熊	谷	熊谷税務署の管轄区域
		28 ЛІ	口	川口税務署の管轄区域
		29 西		西川口税務署の管轄区域
		30 浦	和	浦和税務署の管轄区域
		31 大	宮	大宮税務署の管轄区域
		32 行	田	行田税務署の管轄区域
		33 秩	父	秩父税務署の管轄区域
		34 所	沢	所沢税務署の管轄区域
		35 本	庄	本庄税務署の管轄区域
		36 東	竖 山	東松山税務署の管轄区域
		37 春	日 部	春日部税務署の管轄区域
		38 上	尾	上尾税務署の管轄区域
		39 越	谷	越谷税務署の管轄区域
		40 朝	霞	朝霞税務署の管轄区域
新潟県連国保	新潟県の区域	41 新	潟	新潟税務署の管轄区域
		42 長	岡	長岡税務署の管轄区域
		43 三	条	三条税務署の管轄区域
		44 柏	崎	柏崎税務署の管轄区域
		45 新	発 田	新発田税務署の管轄区域
		46 新	津	新津税務署の管轄区域
		47 小	千 谷	小千谷税務署の管轄区域
		48 十	日 町	十日町税務署の管轄区域
		49 村	上	村上税務署の管轄区域
		50 糸 2	魚 川	糸魚川税務署の管轄区域
		51 高	田	高田税務署の管轄区域

県	連	玉	保			支	部	玉	保
名	称	区	域	名	乖	Ť		区	域
				52	卷		卷税務署	₿の管轄区	区域
				53 佐		渡	佐渡税務	8署の管轄	善
長野県	連国保	長野県	の区域	54 長		野	長野税務	務署の管 轄	喜区域
				55 松		本	松本税務管轄区域	ド曽税務署の	
				56 上		田	上田税務	8署の管轄	善
				57 飯	:	田	飯田税務	8署の管轄	善 国域
				58 諏	:	訪	諏訪税務	8署の管轄	善 国域
				59 伊		那	伊那税務	8署の管轄	善 国域
				60 信	濃中	野	信濃中野	F税務署0)管轄区域
				61 大		町	大町税務	8署の管轄	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
				62 佐		久	佐久税務	務署の管 轄	· 善

県支部連合会事業費交付金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、県支部連合会及び支部規程第 9 条に基づき、県連国保及び支部国保が行う事業に要する費用に関し、必要な事項について定めるものとする。

(対象事業)

- 第2条 対象となる事業は、4月1日より翌年3月31日(以下、「会計年度」という。)までに実施する次の各号に掲げるものとする。
 - 一 県支部連合会及び支部規程第3条に基づく事業
 - 二 県連国保理事長が認めた事項

(事業の実施)

第3条 県連国保理事長は、所掌区域における事業を企画し、実施するものとする。

(交付金の額)

- 第 4 条 通常交付金の額は、前会計年度1月1日現在の県連国保の組合員数を参考に、予算の範囲 内で決定する。
 - 2 国保組合本部理事長は、第3条の事業の運営に関し特に必要と認めた場合は、通常交付金以外の交付金を支給することができる。

(交 付)

第5条 通常交付金は、会計年度開始日より1ヶ月以内に、県連国保理事長に対し行う。

(事業の報告)

第6条 県連国保理事長は、会計年度終了日後1ヶ月以内に、事業状況をとりまとめ、県支部連合会事業費交付金支出報告書(様式第28号)(以下、「交付金支出報告書」という。)を国保組合本部に提出しなければならない。

(審 査)

- 第7条 審査会は、前条の交付金支出報告書の内容について審査するものとする。
 - 2 審査会は、国保組合本部理事長が指名する者で構成する。

(交付金の返還)

- 第8条 県連国保理事長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、その金額を返還しなければ ならない。
 - 一 前条の審査会において認められなかった事業及び事項に対して充てた額
 - 二 会計年度終了日をもって交付金に残余が生じた場合、その額

附則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行し、補助金交付要綱 (平成6年4月1日施行) は廃止する。 附 則
- 1 この規程は、平成23年7月13日より施行し、県支部連合会補助金交付規則(平成9年4月1日 施行)は廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年7月24日より施行する。
- 2 この要綱の施行にともない、県支部連合会事業費補助金交付規程は廃止する。

附則

1 この要綱の一部改正は、平成28年4月1日より施行する。

表 彰 規 程

- 第 1 条 本組合の表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行なう。
 - 一 優良健康組合員表彰
 - 1 満3年以上継続して組合員であり、且つ保険事故がなく組合運営に協力した者
 - 2 満5年以上上に同じ者
 - 3 満7年以上上に同じ者
 - 4 満10年以上上に同じ者
 - 二 功労者表彰
 - 1 役員、組合会議員、委員会委員及び支部役員として通算6年以上在任し、且つ功績顕著で 退任した者
 - 2 役員、組合会議員、委員会委員及び支部役員として通算8年以上在任し、且つ功績顕著で ある者
 - 3 組合発展のため特に功労のあった支部、委員会及び被保険者
 - 4 勤続年数が満5年以上で、勤務成績優良である組合職員
 - 2 第二号の1及び2の表彰については、同一事項について重ねて表彰は行なわない。
- 第 2 条 理事長は、毎年 3 月末日現在において前条各号に該当する者があると認めるときは、理事会の議を経て被表彰者を決定する。
- 第3条 表彰は、表彰状を授与して行なう。
 - 2 表彰状に副賞を加授することができる。
 - 3 副賞は、賞品又は賞金等とし理事長が定める。

附則

この規程は、昭和47年2月12日より適用する。

附 則

この一部改正は、昭和50年4月1日から適用する。

附則

この一部改正は、昭和50年7月28日から適用する。

委員会設置規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、組合規約第60条の規定による委員会の設置並びに運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

- 第2条 委員会の構成員は次のとおりとし、理事長が委嘱する。
 - 一 委員長 1名
 - 二 委 員 若干名
 - 2 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

(議事録)

第3条 委員長は、会議につき議事録を作成して署名押印し、出席委員2名の署名押印を付して遅滞なく理事長に報告しなければならない。

(諮問並びに答申)

- 第 4 条 理事長は組合の運営につき、必要と認めたときは委員会に諮問し、その答申を求めることができる。
 - 2 前項の諮問並びに答申は書面をもって行うものとし、答申書には委員全員が署名押印するものとする。

(陳 述)

- 第 5 条 理事長が必要と認めたときは、委員長に対し、理事会又は、組合会に出席し、そ の所掌事項について報告並びに意見の陳述を求めることができる。
 - 2 理事長が必要と認めたときは、委員は、理事会並びに組合会に出席して、意見を述べることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、本組合役員の任期期間とする。

(所掌事項)

第7条 委員会の所掌事項については、別に定める。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が定めるものとする。

附則

- 1 この規則は、平成7年4月1日より施行する。
- 2 この規則の、施行にともない企画委員会並びに総務委員会規程(昭和54年4月1日施行)は 廃止する。

附則

1 この規則の一部改正は、平成14年2月12日より施行する。

附則

1 この規則の一部改正は、平成18年7月26日より施行する。

附則

- 1 この規程は、平成28年1月25日より施行する。
- 2 この規程の施行にともない、委員会の設置並びに運営に関する規則は廃止する。

情報公開及び個人情報保護委員会設置要綱

(名 称)

第 1 条 本委員会は、情報公開及び個人情報保護委員会と称する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、関東信越税理士国民健康保険組合個人情報の保護に関する規程(以下、「規程」 という。)第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づく異議申出があった場合、同条第 3 項及び第 4 項に 基づく回答をするための審議を行うことを目的とする。

(構成員)

第3条 委員会の構成は次のとおりとする。

委員長

副委員長

委 員

2 委員長には、理事長を充てる。

副委員長には、副理事長(組合事務局担当)を充てる。

委員には、専務理事を充てる。

(任 務)

- 第 4 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するため、個人情報の保護に関する法律の制定趣旨を踏まえ、 組合事業の適正かつ円滑な運営を諮りつつ、また、個人の権利利益を保護する観点から、審議 を行うものとする。
 - 2 委員会は、規程に基づき異議申出があった場合、委員長が招集のうえ開催する。
 - 3 第2項に基づく委員会を開催することが時間等の理由により困難なときは、事務長は委員長に 相談の上、対応するものとする。その場合、必ず対応結果を委員長に文書で報告しなければなら ない。

(その他)

第 5 条 情報公開及び個人情報保護の細目については、委員会の指示に従い、個人情報保護管理責任者(規程第5条第2項)である事務長が適切に対処するものとする。

附 則 この要綱は、平成18年2月10日から施行する。

資産管理運用委員会設置要綱

(名 称)

第 1 条 本委員会は、資産管理運用委員会と称する。

(目 的)

第2条 積立金、支払準備金等の組合資産について、安全且つ有効に管理、運用することを目的と する。

(構成員)

第3条 委員会の構成は次の通りとする。

委員長

副委員長

委員若干名

委員長は、理事長を充てる。

副委員長は、組合事務局担当の副理事長を充てる。

委員は、専務理事及び県連理事長を充てる。

(任 務)

- 第 4 条 本委員会は第2条の目的を達成するため、資産運用に資する検討を行なうものとする。
 - 2 本委員会は必要に応じて委員長が、招集のうえ、開催し、その結果を、定例理事会及び通常組合会に報告するものとする。

(その他)

第 5 条 資産管理運用の細目について、事務長は委員会の指示に従い資産の管理運用を行なうものとする。

附 則

この運用要綱は、平成14年2月12日より施行する。

役員等の費用弁償に関する要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、役員及びこれに準ずる者(以下「役員等」という。)が、会議または用務のため出張する場合に要する費用の弁償について定めるものとする。

(交通費の支給)

- 第 2 条 鉄道運賃は、役員等の事務所所在地の最寄り駅から会議地の最寄り駅までの片道路線を別表の区分に応じ支給する。
 - 2 車賃として役員等の事務所所在地から最寄り駅までの1往復につき、第1項の運賃に加算して 3,000 円支給する。
 - 3 会議地に主たる事務所を有する役員等は、第1項の規定にかかわらず車賃として 3,000 円支給 する。

(実費の支給)

第3条 役員等が用務で出張する場合は、前条の規定のほか用務地での必要と認められる車賃、宿 泊料並びに昼食代等の実費を支給する。

(宿泊費)

第 4 条 宿泊を要する場合は、1 泊 18.000 円を支給する。

(規定外費用)

第 5 条 理事長が特別の事情があると認めたときは、前各条の規定にかかわらず別に支給することができる。

別 表

	50km未満	50km以上
乗 車 券	普 通 運 賃	普通運賃
グリーン料金	普通列車用	
特 急 料 金		指定席特急料金
船 賃	ジェットフォイル	レ料金

(注) 50km以上で合理的な経路が新幹線である場合には、新幹線を適用する。

附 則

- 1 この規則は昭和49年1月1日から施行し、昭和49年1月1日より適用する。
- 2 この規則の施行にともない旅費規程(昭和38年1月15日施行)は廃止する。
- 3 この規則第 2 条第 3 項の規定中「300 円」とあるのは、昭和 49 年 3 月 30 日までの間、「200 円」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和52年7月26日)

この改正規則は、昭和52年7月26日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成3年7月30日より施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成4年4月1日より施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年6月16日より施行する。
- 2 この要綱の施行にともない、役員等の費用弁償に関する規則は廃止する。

事務監査規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、組合における監事が行う監査について必要な事項を定めるものとする。

(監査の実施)

第 2 条 監事は、組合事務の適正なる運営を図るため、監査を毎年度の中間及び出納閉鎖後施行するものとする。

(監査の範囲)

- 第3条 監査は、次の要領によりこれを行うものとする。
 - 一 事務に関する書類の検閲
 - 二 事務の管理及び議決の執行監査
 - 三 保険料の収納状況
 - 四 診療報酬その他の支払状況
 - 五 現金出納状況
 - 六 現金及び積立金の保管方法の適否
 - 七 予算経理の状況
 - 八 法令遵守(コンプライアンス)に関する業務の執行状況

(監査の報告)

第 4 条 監事は、監査を行ったときは、遅滞なく別に定める様式により監査に対する意見を附し、 その結果を理事長に通知し、次の組合会において、これを報告しなければならない。

附則

この規程は、昭和38年7月4日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日より施行する。

(規程の廃止)

2 この規則の施行にともない、事務監査規程は廃止する。

事務専決規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、関東信越税理士国民健康保険組合(以下「組合」という。)の事務の執行について、理事長の権限に属する事務のうち専務理事及び事務長の専決することのできる事項を定め、その責任の範囲を明らかにするとともに、事務の能率的運営を期することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において「専決」とは、事案について常時、理事長に代って決裁することをいう。 また「代決」とは、事案について理事長又は専決することのできる者が不在の場合に臨時にこれらの者に代って決裁することをいう。

(専務理事の専決事項)

- 第3条 専務理事の専決することのできる事項は、次のとおりとする。
 - 一 重要事項を除き組合会、役員会の議を経たものの実施に関すること。
 - 二 組合加入の可否に関すること。
 - 三 軽易な事件の公告に関すること。
 - 四 予算の目内流用に関すること。
 - 五 事務長の旅行命令、休暇等に関すること。

(事務長の専決事項)

- 第 4 条 事務長の専決することのできる事項は、次のとおりとする。
 - 一 文書の発送、理事長の指定する予算の執行に伴う、金銭及び預貯金の受払に関すること。
 - 二 職員の事務分担に関すること。
 - 三 職員の有給休暇の承認並びに旅行、超過勤務、休日勤務の命令に関すること。
 - 四 職員の服務に関する諸届書の受理に関すること。
 - 五 諸証明に関すること。
 - 六 保存文書その他資料の閲覧に関すること。
 - 七 軽易な照会、回答、報告及び諸願届の処理に関すること。

(専決の制限)

- 第 5 条 この規程に定める専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは上 司の決裁を受けなければならない。
 - 一 事案が重要であるとき。
 - 二 事案が異例に属し、又は先例となるおそれがあるとき。
 - 三 事案につき紛議論争のあるとき、又は紛議論争を生ずるおそれがあるとき。
 - 四 その他特に上司において事案を了知しておく必要があるとき。

(専決の報告)

第6条 専決した者は、必要があると認めるときは、当該専決した事項について、その内容を上司に

報告しなければならない。

(代 決)

- 第7条 理事長、副理事長共に不在のときは、専務理事がその事務を代行する。
 - 2 理事長、副理事長及び専務理事共に不在の場合で、特に緊急を要する事務については、事務長 がその事務を代理することができる。
 - 3 事務長に事故あるときは、事務長の指定した者がその事務を代理する。
 - 4 前各項の場合において重要若しくは、異例に属する事務、又は新たな計画に関する事務については、代決することができない。但し、あらかじめ処理方針を指示されたもので、特に緊急を要するものについてはこの限りではない。

(代決の報告)

第8条 代決した者は、当該代決事案を上司が登所の際、直ちに閲覧を受けなければならない。 (委任規定)

第9条 この規程に定めるものの外必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和47年2月12日より施行する。

附則

この規程の一部改正は、平成7年4月1日より施行する。

会計処務規程

(目 的)

- 第 1 条 この規程は、関東信越税理士国民健康保険組合(以下「組合」という。)における会計事務 の処理について必要な事項を定めることを目的とする。
 - 2 本組合の会計事務は、法令その他別段の規定のある場合を除くほか、この規程によりこれを処理しなければならない。

(帳 簿)

- 第 2 条 この組合に次の帳簿を備える。但し、必要に応じてそれぞれ補助簿を設け、又は各帳簿を 統合することができる。
 - 一 歳入簿
 - 二 歳出簿
 - 三 現金出納簿
 - 四 保険料調定台帳
 - 五 保険料徴収簿
 - 六 費目流用充当簿
 - 七 物品購入簿
 - 八 被保険者台帳
 - 九 給付台帳
 - 十 財産台帳
 - 2 前項第一号ないし第七号の帳簿は会計年度毎にこれを調整する。

(納額告知書及び収入証書)

第3条 収入は納額告知書によって、これをしなければならない。但し、納額告知書を発すること のできないものについては収入証書を作成しなければならない。

(収入集計表)

- 第 4 条 収入があったときは、即日これを種目毎に区分し、収入集計表を附さなければならない。 (支出決定書)
- 第 5 条 支出を要するときは、支出決定書を作成し、これに請求書、見積書、契約書、その他支出 を必要とすることを証明する書類を添付して決裁を受けなければならない。この場合、種目の 同じものにあっては、これを集合して行なうことができる。

(支出証明)

第 6 条 支出をしたときは領収書を徴するか、前条支出決定書に領収印を徴しなければならない。 但し、郵便切手、振替手数料等で領収書を徴することのできないものについては、支出証明書 を作成しなければならない。 (仮払い)

第7条 諸会合その他必要に応じて仮払いをしたとき、又は出張等において緊急且つ予期しなかった費用を必要としたときは、速やかに清算書を徴しなければならない。

(帳簿誤記)

- 第8条 会計に関する諸帳簿書類の記載事項につき訂正挿入、又は削除しようとするときは、2線を 画してその右側、又は上位に正書し、その削除にかかる文字は明らかに読むことができる字体 を残さなければならない。
- 第 9 条 歳入簿、歳出簿、現金出納簿その他、計算の連続する帳簿に誤記を発見したときは、最終 記帳の次にその事由を記載して計算を更正し、その誤りの箇所には計算を更正した年月日を朱 書きしなければならない。

(収支現計表の提出)

第10条 会計事務担当者は、収入及び支出について毎月末をもって収入支出現計表を作成し、速やかに理事長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 47 年 2 月 12 日より施行する。

(規程の廃止)

2 この規程の施行にともない会計事務規程(昭和34年8月4日施行)及び金銭取扱規程(昭和34年8月4日施行)は廃止する。

文書処務規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、関東信越税理士国民健康保険組合(以下「組合」という。)における文書事務 の処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(文書の収受)

- 第2条 事務局に到着した文書(電報を含む。以下同じ。)及び物品は直ちに次の各号により処理しなければならない。
 - 一 親展文書は、収受薄に登録し、その封皮に収受日付印を押し事務長に提出する。
 - 二 普通文書は、直ちに開封し、文書収受簿に登録し文書の余白に収受日付印を押し、受信番号を記入し、事務長閲覧のうえ主務者に配布しなければならない。但し、次の文書は受信簿に登録する手続きを省略し、単に収受日付印を押すに止めることができる。
 - 1 届書に関する文書
 - 2 諸印刷物、又は送り状に類する文書
 - 3 その他軽易と認められる文書
 - 三 封皮を保有する必要があると認められる文書には、これを添付しなければならない。
 - 四 通貨、金券又は有価証券は収受簿に登録し、主務者に配布し、受領印を徴しなければならない。
 - 五 電報は、収受簿に登録し、訳文して第二号に準じて処理する。

(文書処理)

第 3 条 文書の配布を受けた主務者は、速やかにこれを処理しなければならない。但し、3 日以内に 処理できないときは、上司の承認を受けなければならない。

(重要異例文書の処理)

第 4 条 配布を受けた文書のうち、重要又は異例のものについては、あらかじめ上司の指示を受けて処理しなければならない。

(文書の立案)

- 第 5 条 立案文書は、別紙様式の立案用紙を用いて立案し、事務長の決裁を受けなければならない。 ただし、事務長は重要又は異例の事項については、上司の決裁を受けなければならない。
 - 2 重要又は異例の事項については、その趣旨経過の概要、又は関係法令その他参考となる事項を 付記し、関係書類を添えなければならない。
 - 3 軽易な照会回答は、付箋用紙により行うことができる。

(文書の発送)

第 6 条 文書を発信するときは、発信薄に登録し、番号を付し、職印を押さなければならない。

(文書の整理及び保管)

第7条 文書は、常に一定の場所に整理保管し、重要なものは非常災害時に際していつでも持ち出せ

るようあらかじめ準備し、紛失、火災、盗難等の予防に注意するとともに、主務者が不在の場合でも処理経過のわかるようにしておかなければならない。

(文書の持ち出し等の禁止)

第8条 文書は、他人に示し、内容を告げ若しくはその写を与え、又は事務局以外に持ち出しては ならない。但し、やむを得ない理由により事務長の許可があったときは、この限りでない。

(文書の編集保管)

第 9 条 完結した文書、帳簿、台帳、図書等は主務者において年次、種別毎に整理し保存しなければならない。

(文書の保存年限及び種別)

- 第10条 文書の保存年限は、次のとおりとする。
 - 第1種 永久保存
 - 第2種 10年保存
 - 第3種 3年保存
 - 第4種 1年保存
 - 2 次の文書は、第1種(永久保存)とする。
 - 一 規約、規則及び規程に関する書類
 - 二 会議録及び事業報告並びに決算・財産目録
 - 三 組合史編纂の参考となる書類、図書
 - 四 その他、前各号に掲げるもののほか永久保存を必要と認められるもの
 - 3 次の文書は、第2種(10年保存)とする。
 - 一 役員の選任及び組合会議員の選挙に関する書類
 - 二 職員の身分、進退等に関する書類
 - 三 歳入簿、歳出簿及び現金出納簿
 - 四 収入支出に関する証憑書類
 - 五 保険給付の請求並びに給付に関する書類
 - 六 その他前各号に掲げるもののほか、10年保存を必要と認められるもの
 - 4 次の文書は、第3種(3年保存)とする。
 - 一 請願届書類
 - 二 出勤簿、出張命令簿、諸日誌の類
 - 三 文書の収受、発信に関する諸帳簿
 - 四 その他前各号に掲げるもののほか、3年保存を必要と認められるもの
 - 5 次の文書は、第4種(1年保存)とする。
 - ー 第3種に属する書類のうち軽易なもの

(保存年限経過の文書)

第11条 保存年限経過の文書等は、主務者がこれを点検し、上司と合議のうえ廃止する。この場合、

他にもれて支障あるものと認められるもの、又は印影を転用されるおそれのあるものは塗抹、 裁断しなければならない。

附則

- 1 この規程は、昭和47年2月12日より施行する。
- 2 この規程の施行にともない昭和34年8月4日施行の文書取扱規程は廃止する。

附 則(平成元年7月12日)

1 この規程の一部改正は、平成元年4月1日から適用する。

積立金及び準備金処理規則

(趣 旨)

- 第 1 条 この規則は、組合の積立金及び準備金の処理について、必要な事項を定めるものとする。 (準備金の区分)
- 第2条 積立金及び準備金は次のとおりとする。
 - 一 法で定める積立金及び準備金
 - イ 特別積立金
 - 口 給付費等支払準備金
 - 二 一号以外の積立金及び準備金
 - イ 保健事業準備金
 - 口 施設整備準備金
 - ハ 財政基盤安定準備金

(保有方法)

- 第3条 積立金及び準備金は次の各号に掲げる方法によって、保有しなければならない。
 - 一 銀行預金又は郵便貯金
 - 二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託 (運用方法を特定するものを除く)
 - 三 国債及び地方債並びに特別の法律による法人の発行する債券で、その債券にかかる債務を 政府が保証しているもの、又は金融機関の発行する債券の取得
 - 四 その他、組合会の事前の承認を受けた方法

附則

この規則は、平成7年4月1日より施行する。

附則

この規則の一部変更は、平成23年7月13日より施行する。

保健施設準備積立金規程

- 第 1 条 本組合は、昭和 38 年度予算において設定した保健施設建設費を基に、保健施設準備金を設ける。
- 第2条 本積立金は、被保険者の健康の保持増進のための保健施設建設準備を行うことを目的とする。
- 第3条 本積立金は、毎年度、収支予算に計上すると共に、収支計算の結果、剰余金を生じた場合、 組合会の議決を経て、その一部を受け入れる。又準備金の寄贈申し入れがあった場合は、これ を受け入れるものとする。
- 第 4 条 理事長が前条により所定の積立てが行なわれたと認めたときは、速やかに理事会の議決を 経て保健施設を設置する。
- 第 5 条 本規程に定めるほか疑義が生じたときは、理事会がこれを決定する。

附則

この規程は、規約の一部変更の認可の日より施行する。

附 則 (廃 止)

この規程は、平成23年7月13日を以って廃止する。

礼遇規程

- 第 1 条 この規程は、関東信越税理士国民健康保険組合(以下「組合」という。)の組合員で、組合の運営にあたり、役員として、特に永年にわたり功績があった者を、関東信越税理士国民健康保険組合名誉理事長(以下「名誉理事長」という。)及び名誉理事として、その功績を称えることを目的とする。
- 第2条 前条に該当する場合には、理事会の承認を得て委嘱する。
- 第3条 名誉理事長及び名誉理事の任期は、組合役員の任期の例による。
- 第 4 条 名誉理事長及び名誉理事は、理事会、組合会に出席して意見を述べることができる。
- 第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、昭和56年7月21日から施行する。

国民健康保険高額医療費資金貸付規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、関東信越税理士国民健康保険組合の被保険者(以下「被保険者」という。)が 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2の規定による高額療養費(以下「高額 療養費」という。)の支給対象となる療養を受けた場合、療養に必要な資金(以下「資金」とい う。)を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(貸付対象)

- 第2条 資金の貸付は、次の各号に掲げる要件を満たす被保険者の属する世帯の組合員に対して行う。 ただし、他の法令により、当該療養に要する費用について、負担が行われる場合を除く。
 - 一 当該被保険者が受けた療養について、その組合員が高額療養費の支給を受ける見込みがあること。
 - 二 当該療養費に要する費用について当該被保険者が保険医療機関等から請求を受け、又は、 その費用を支払ったこと。

(貸付金の額)

第3条 資金の貸付額は、高額療養費支給見込額の100分の80とする。 ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数は貸付けない。

(貸付利息)

第 4 条 貸付金には、利息を付さない。

(貸付申込)

- 第 5 条 資金の貸付けを受けようとする組合員(以下「申込者」という。)は、高額医療費資金貸付申込書(様式第 11 号)に、保険医療機関等の発行した当該療養に要した保険診療分を把握できる請求書又は領収書を添付して、理事長に申し込まなければならない。
 - 2 前項の規定により貸付けの申込みを行おうとする場合には、申込者は、貸付けの申込みと同時 に、高額療養費の支給申請をしなければならない。

(貸付けの決定)

- 第 6 条 理事長は、前条の規定による申込みがあったときは、すみやかに審査し、貸付けの可否及 び貸付額を決定し、高額医療費資金貸付可否決定通知書(様式第 12 号)により申込者に対し通 知しなければならない。
 - 2 前項の規定により貸付けの決定通知を受けた申込者は、高額医療費資金借用書(様式第13号) に委任状(様式第14号)を添えて、理事長に提出するものとする。

(貸付けの方法)

第7条 貸付金の貸付方法は、金融機関への振込みとする。

(貸付けの期間)

第8条 資金の貸付期間は、当該貸付金に係る高額療養費が支給される日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、高額療養費の額が貸付金の額に満たないときは、その差額分については、理事長の指定する日までとする。

(償還方法等)

- 第9条 貨付金の償還は、当該貸付金に係る高額療養費の支給額を充てることにより行うものとする。
 - 2 前項に規定する償還を行うため、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、高 額療養費の受領等に関する権限を理事長に委任するものとする。
 - 3 高額療養費の支給額が貸付金の額に満たない場合は、又は貸付金の額を越える場合は、その不 足する金額又は超過する金額については、高額医療費資金貸付清算通知書(様式第 15 号)によ り借受人に通知し、清算するものとする。

(即時償還)

- **第10条** 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条の規定にかかわらず、借受人に対し直ちに貸付金の金額を償還させるものとする。
 - 一 借受入が偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。
 - 二 当該貸付けに係る被保険者が第2条各号に掲げる要件を備えていないことが明らかになったとき。

(延滞金)

第11条 理事長は、借受人が償還すべき期日までに償還すべき金額を支払わないときは、当該期日 の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該金額に年7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

(領収書の交付等)

第12条 理事長は、貸付金の金額が償還されたときは、借受人に対し、当該貸付金に係る領収書を 交付するとともに、借用書を返還するものとする。

(資金貸付台帳)

第13条 理事長は、貸付決定に関する所要事項を高額医療費資金貸付台帳(様式第16号)に記載し、 整理しておくものとする。

(委 任)

第14条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

人間ドック等補助金交付規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、法第 82 条及び組合規約第 15 条の規定に基づき、組合の被保険者の健康の保持増進のために行う健康診査事業を円滑、かつ効率的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(人間ドック等)

第 2 条 この規程において人間ドック等とは、法で規定する療養の給付の対象外として行われる健康診断のうち、健診費用が 10,000 円以上のものをいう。

(交付対象者)

第3条 人間ドック等の補助金交付の対象者は、組合の被保険者とする。

(補助金の額)

第 4 条 1会計年度内1回までとし、支払った額(消費税含む)の合計が、次の額に達するまで交付する。

ただし、交付は受診日の属する年度毎に行い、年度内最初の受診日において次の区分による 額とする。

(区分) 税理士 40,000 円

職 員 30,000円

家族 20,000円

(補助金対象健診施設)

第 5 条 補助金交付の対象健診施設(以下、「健診施設」という。)は、健診を実施している全ての 医療機関または施設とする。

(申請人)

- 第6条 補助金の申請人は、次のとおりとする。
 - 一 組合が指定した健診施設で受診したときは、施設の代表者。
 - 二 組合が指定した以外の健診施設で受診したときは、受診した者の属する世帯の組合員。
 - 三 組合が指定した施設以外の健診施設で受診し、その健診費用を受診した組合員を雇用する税 理士が負担したときは、雇用する税理士。

(申請の方法)

- 第7条 補助金の申請方法は、次のとおりとする。
 - 一 前条第一号の申請人は、受診した組合員及び家族の氏名、被保険者記号番号、健診費用を記載した受診者一覧を添付し、行うものとする。
 - 二 前条第二号及び第三号の申請人は、組合所定の「人間ドック等補助金交付申請書」(様式第 22号)に必要事項を記入のうえ、健診施設が発行する領収書(原本)を添付し、行うものとする。

三 前二号の申請の場合において、健診を受けた者が複数おり、かつ、領収書の額が複数名を一括したものである場合は、健診を受けた者の氏名・健診日・健診費用が個別に記載されている 健診施設が発行した明細書(原本)を併せて添付するものとする。

(補助金の交付)

- 第8条 組合は、申請書の内容が適正であるか確認した後、補助金の額を決定し、申請人が開設する金融機関口座に振り込むものとする。
 - 2 組合が指定した施設で受診し健診費用を支払う際、第4条の交付額が差し引かれたときは、 組合よりの交付を受けたものとする。

(補助金の返還)

第 9 条 第 4 条の区分による額を超えた補助金の交付を受けたときは、その超えた額を組合に返還 しなければならない。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

(人間ドックに対する補助金交付要綱及び成人病予防健診に対する補助金交付要綱の廃止)

「人間ドックに対する補助金要綱」及び「成人病予防健診に対する補助金交付要綱」は、平成 17 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(経過規定)

この規程の施行日以前に受けた診査はなお、「人間ドックに対する補助金交付要綱」及び「成人 病予防健診に対する補助金交付要綱」に基づき交付する。

附則

この規程の一部改正は、平成20年4月1日より施行する。ただし、平成20年7月1日から適用する。

附則

1 この規程の一部改正は、平成23年4月1日より施行する。

(規程の廃止)

2 この規程の施行にともない、健康診査に対する補助金交付規程は廃止する。

附則

この規程の一部改正は、平成25年4月1日より施行する。

定期健康診断補助金交付規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、法第82条及び組合規約第15条の規定に基づき、組合の被保険者の健康の保持増進のために行う健康診査事業を円滑、かつ効率的に処理するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定期健康診断)

第2条 この規程において定期健康診断とは、法で規定する療養の給付の対象外として行われる健康 診断のうち、健診費用が10,000円未満のものをいう。

(交付対象者)

- 第3条 定期健康診断の補助金交付の対象者は、組合の被保険者とする。ただし、特定健康診査対象者(以下、「特定健診対象者」という。)は除く。
 - 2 年度途中で満40歳に達する者は、その年の特定健診対象者となるため、当補助金交付の対象 外とする。
 - 3 年度途中で当組合に加入した 40 歳以上 75 歳未満の者は、その年度に限り特定健診対象者とならないため、当補助金交付の対象とする。
 - 4 後期高齢者である組合員は、当補助金交付の対象外とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金交付の額は 5,000 円とし、1 会計年度 1 回とする。ただし、1 回の健診費用が 5,000 円 未満のときは、実費とする。

(補助金対象健診施設)

第 5 条 補助金交付の対象健診施設(以下、「健診施設」という。)は、健診を実施している全ての医療機関または施設とする。

(申請人)

- 第6条 補助金の申請人は、定期健康診断を受診した者の属する世帯の組合員とする。
 - 2 前項の規定に係らず、事業主が雇用する組合員及びその家族の健診費用を負担した場合は、 事業主が申請人となることができる。

(申請の方法)

- 第 7 条 組合所定の定期健康診断補助金交付申請書(様式第9号の2)に必要事項を記入のうえ、 領収書(原本)を添付して組合へ提出するものとする。
 - 2 健診を受けた者が複数おり、かつ、領収書の額が複数名を一括したものである場合は、健診 を受けた者の氏名・健診日・健診費用が個別に記載されている健診施設が発行した明細書(原本) を併せて添付するものとする。

(補助金の交付)

第8条 組合は、申請書の内容が適正であるか確認した後、補助金の額を決定し、申請人が開設する 金融機関口座に振り込むものとする。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

(要領の廃止)

2 この規程の施行にともない、定期健康診断補助金交付取扱要領は廃止する。

附則

この規程の一部改正は、平成25年4月1日より施行する。

インフルエンザ予防接種補助金交付規程

(目 的)

第 1 条 この規程は国民健康保険法第82条の規定に基づき、被保険者の健康の保持増進のために行う疾病予防事業に係るインフルエンザ予防接種を円滑、かつ効率的に処理するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第 2 条 インフルエンザ予防接種の補助金交付の対象者は、当組合の被保険者とする。

(補助金の額)

- **第 3 条** 補助金交付の額は1人1回につき2,000円とする。ただし、1回の接種金額が2,000円未満のときは実費とし、1,000円未満のときは支給しない。
 - 2 市町村等で補助があった場合は、当該補助金を控除し自己負担が 1,000 円以上のときには、支 給対象となる。

(補助対象医療機関)

第 4 条 補助金交付の対象医療機関は、予防接種を実施している全ての医療機関とする。

(接種回数)

第 5 条 回数の制限は設けないこととする。

(申請人)

- 第 6 条 補助金の申請人は、予防接種を受けた被保険者が属する世帯の組合員とする。
 - 2 事業主が雇用する組合員及びその家族の接種費用を負担した場合は、雇用する事業主が申請人 となることができる。

(申請の方法)

- 第7条 前条第1項の申請人は、予防接種時に「インフルエンザ予防接種補助金交付申請書」(様式第21号)に所定の事項を記入のうえ、医療機関より証明欄に証明を受け、かつ医療機関の発行したインフルエンザ予防接種とわかる領収書(原本)を添付して組合へ提出するものとする。
 - 2 前条第2項の申請人は、組合所定のインフルエンザ予防接種補助金交付申請書(事務所一括用) (様式第 21 号の 2) 及びインフルエンザ予防接種・被接種者一覧(様式第 21 号の 2 の添付書類) に必要事項を記入のうえ、医療機関発行の事務所名義の領収書(原本)を添付して組合へ提出 するものとする。

(補助金の交付)

第8条 組合は、申請書の内容が適正であるか確認した後、補助金の額を決定し、申請人が開設する金融機関口座に振り込むものとする。ただし、前条第2項の申請において、申請人である事業主が個々の予防接種を受けた組合員の金融機関口座への振込を希望した場合は、当該被接種者が開設する金融機関口座に振り込むものとする。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年7月14日より施行する。

なお、「インフルエンザ予防接種補助金交付取扱要領」は平成22年7月13日をもって廃止する。

附即

この規程の一部改正は、平成25年4月1日より施行する。

子宮頸がん予防接種補助金交付規程

(目 的)

第 1 条 この規程は国民健康保険法第 82 条及び規約第 15 条の規定に基づき、組合員及びその家族の健康の保持増進のために行う疾病予防事業に係る子宮頸がん予防接種を円滑かつ効率的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第 2 条 子宮頸がん予防接種の補助金交付の対象者は、当組合の 11 歳以上 31 歳未満の女性の被保 険者とする。

(補助金の額)

- 第3条 補助金交付の額は30,000 円とする。ただし、自己負担した金額が補助金額未満のときは、 実費とする。
 - 2 市町村等で補助があった場合は、当該補助金を控除した後の金額を自己負担額とする。

(補助対象医療機関)

第 4 条 補助金交付の対象医療機関は、予防接種を実施している全ての医療機関とする。

(接種回数)

第 5 条 医療機関が定めた期間内に必要な回数を満たすものとする。

(申請人)

第 6 条 補助金の申請人は、予防接種を受けた被保険者が属する世帯の組合員とする。

(申請の方法)

第7条 予防接種時に「子宮頸がん予防接種補助金交付申請書」(様式第25号)に所定の事項を記入のうえ、医療機関より証明欄に証明を受け、かつ医療機関の発行した子宮頸がん予防接種とわかる領収書の原本を添付して組合へ提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 組合は、申請書の内容が適正であるか確認した後、補助金の額を決定し、申請人が開設する金融機関口座に振り込むものとする。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成22年7月14日より施行する。

ヒブ(Hib)ワクチン接種補助金交付規程

(目 的)

第 1 条 この規程は国民健康保険法第 82 条及び規約第 15 条の規定に基づき、組合員及びその家族の健康の保持増進のために行う疾病予防事業に係るヒブ (Hib) ワクチン接種を円滑かつ効率的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 ヒブ (Hib) ワクチン接種の補助金交付の対象者は、当組合の0歳以上6歳未満の被保険者とする。

(補助金の額)

- 第3条 補助金交付の額は1人1回4,000円とする。ただし、自己負担した金額が補助金額未満のときは、実費とする。
 - 2 市町村等で補助があった場合は、当該補助金を控除した後の金額を自己負担額とする。

(補助対象医療機関)

第 4 条 補助金交付の対象医療機関は、予防接種を実施している全ての医療機関とする。

(接種回数)

第5条 医療機関が定めた必要回数とする。

(申請人)

第 6 条 補助金の申請人は、予防接種を受けた被保険者が属する世帯の組合員とする。

(申請の方法)

第7条 予防接種時に「ヒブ (Hib) ワクチン種補助金交付申請書」(様式第26号) に所定の事項を 記入のうえ、医療機関より証明欄に証明を受け、かつ医療機関の発行したヒブ (Hib) ワクチン 接種とわかる領収書の原本を添付して組合へ提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 組合は、申請書の内容が適正であるか確認した後、補助金の額を決定し、申請人が開設する金融機関口座に振り込むものとする。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成22年7月14日より施行する。

肺炎球菌・水痘・流行性耳下腺炎予防接種補助金交付規程

(目 的)

第 1 条 この規程は国民健康保険法第 82 条及び規約第 15 条の規定に基づき、組合員及びその家族の健康の保持増進のために行う疾病予防事業に係る肺炎球菌、水痘又は流行性耳下腺炎予防接種を円滑かつ効率的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

- 第 2 条 肺炎球菌、水痘又は流行性耳下腺炎の補助金交付の対象者は、当組合の被保険者とする。 (補助金の額)
- 第3条 補助金交付の額は1人1回4,000円とする。ただし、自己負担した金額が補助金額未満のときは、実費とする。
 - 2 市町村等で補助があった場合は、当該補助金を控除した後の金額を自己負担額とする。

(補助対象医療機関)

第 4 条 補助金交付の対象医療機関は、予防接種を実施している全ての医療機関とする。

(接種回数)

第5条 医療機関が定めた必要回数とする。

(申請人)

第6条 補助金の申請人は、予防接種を受けた被保険者が属する世帯の組合員とする。

(申請の方法)

第7条 予防接種時に「肺炎球菌·水痘·流行性耳下腺炎予防接種補助金交付申請書」(様式第27号) に所定の事項を記入のうえ、医療機関より証明欄に証明を受け、かつ医療機関の発行した肺炎 球菌、水痘又は流行性耳下腺炎とわかる領収書の原本を添付して組合へ提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 組合は、申請書の内容が適正であるか確認した後、補助金の額を決定し、申請人が開設する金融機関口座に振り込むものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成22年7月14日より施行する。

保養所利用規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、法第 82 条及び組合規約第 15 条の規定に基づき、組合の被保険者の健康の保持増進のために行う保養所利用事業を円滑、かつ効率的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 保養所の利用者は、組合の被保険者とする。

(補助金の額)

第3条 組合は、保養所の利用者に対し、1会計年度1人5泊を限度とし、下記の補助金を支給する ものとする。

税理士 一泊 5,000 円

職 員 一泊 4,000 円

家 族 一泊 2,000 円

(保養所)

第 4 条 この規程において保養所とは、組合が指定した保養施設をいう。

(利用方法)

第 5 条 保養所を利用するときは、各人が前条の保養所に連絡し、利用するものとする。

(申請人)

- 第 6 条 補助金の申請人は、利用した被保険者が属する世帯の組合員とする。
 - 2 同一事務所の二名以上の組合員で保養所を利用し、事業主が利用料金を一括で支払った場合は、 事業主が申請人となることができる。

(申請の方法)

- 第7条 前条第1項の申請人は、保養所利用時に、組合所定の保養所利用補助金交付申請書(様式 第23号)に必要事項を記入のうえ、保養所より利用証明を受け、保養所発行の領収書(原本) を添付し、組合へ提出するものとする。
 - 2 前条第2項の申請人は、保養所利用時に、組合所定の保養所利用補助金交付申請書(事務所一括用)(様式第23号の2)及び保養所利用者一覧(様式第23号の2の添付書類)に必要事項を記入のうえ、保養所より利用証明を受け保養所発行の事務所名義の領収書(原本)を添付し、組合へ提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 組合は、申請書の内容が適正であるか確認した後、補助金の額を決定し、申請人が開設する金融機関口座に振り込むものとする。

ただし、前条第2項の申請において、申請人である事業主が個々の利用者である組合員の金融 機関口座への振込を希望した場合は、当該利用者が開設する金融機関口座に振り込むものとする。

(利用の制限)

第 9 条 税理士会、または税理士会と関連する団体の会議等のために、保養所を利用した場合には、 補助金を支給しないこととする。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成23年4月1日より施行する。

附則

この規程の一部改正は、平成25年4月1日より施行する。

後期高齢者に対する保健事業給付規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、当組合の後期高齢者である組合員の健康の保持増進のための事業を目的とする。

(保養所利用補助金)

第 2 条 後期高齢者が、「保養所利用規程」第4条に定める保養所を利用したときは、同規程第3条に 定める補助金を1会計年度5泊を限度として支給する。また、申請等の手続きについては、保 養所利用規程の各条を準用する。

(インフルエンザ予防接種補助金)

第 3 条 後期高齢者がインフルエンザの予防接種を受けたときは、「インフルエンザ予防接種補助金 交付規程」第3条以下の各規定を準用し、補助金の交付を申請できる。

(肺炎球菌・水痘・流行性耳下腺炎予防接種補助金)

第 4 条 後期高齢者が肺炎球菌、水痘又は流行性耳下腺炎の予防接種を受けたときは、「肺炎球菌・水痘・流行性耳下腺炎予防接種補助金交付規程」第3条以下の各規定を準用し、補助金の交付を申請できる。

(人間ドック等に対する補助金)

第5条 後期高齢者が人間ドック等の健康診断を受けたときは、「人間ドック等補助金交付規程」 第2条以下の各規定を準用し、補助金の交付を申請できる。ただし、補助金の交付額は、20,000円 の額に達するまでの金額とする。

(長寿祝金)

第 6 条 当組合の組合員資格を5年以上有する後期高齢者が80歳に達したときは、50,000円の長寿 祝金を支給する。

(死亡見舞金)

第7条 後期高齢者が死亡したときは、その者の葬祭を行った者に対し、50,000 円の死亡見舞金を 支給する。

(薬品配布に対する補助金)

第8条 当組合が組合員に対して実施している薬品配布の際の補助金については、後期高齢者に対してもこれを適用する。

(郵送によるがん検診への補助金)

第 9 条 当組合が組合員に対して実施している郵送によるがん検診の際の補助金については、後期 高齢者に対してもこれを適用する。

(その他の事業)

- 第10条 当組合が組合員を対象に行っている次の保健事業については、後期高齢者も同じ内容で給付を受けることができる。
 - 一 各県で実施する事業に於ける参加
 - 二 国保だよりの受領

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は平成20年4月1日より施行する。

附即

この規程の一部改正は平成22年7月14日より施行する。

附則

この規程の施行の前日(平成22年7月13日)までに、すでに80歳に達している者については第6条の要件を満たす場合、長寿祝金の支給の対象とする。

附則

この規程の一部改正は平成25年4月1日より施行する。

関東信越税理士国民健康保険組合個人情報の保護に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、関東信越税理士国民健康保険組合(以下「組合」という。)における個人情報の取扱いに関する基本事項を定めることにより、組合事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
 - 2 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、 特定の個人情報をコンピュータ処理により容易に検索することができるように体系的に構成した もの、又はマニュアル処理により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に 構成したものをいう。
 - 3 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
 - 4 この規程において「保有個人データ」とは、組合が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用 の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであって、 6ヶ月以内に消去することとなるものを除く個人データをいう。
 - 5 この規程において「電子計算機」とは、電子計算機及び関連機器を利用して、定められた一連 の手順に従って自動的に事務処理を行う組織をいう。
 - 6 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(組合の責務)

- 第3条 組合は、個人情報を取り扱うに当たっては、第1条の目的を達成するために、必要な措置 を講じなければならない。
 - 2 組合は、個人情報の保護の重要性を認識し、職員に対し教育及び研修を行い、その指導及び監督に努めなければならない。

(職員の責務)

- 第 4 条 組合の役員又は職員(以下「職員等」という。)は、職務上知り得た個人情報に係る内容を 他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。
 - 2 組合の職員等が故意又は重大な過失により前項の規定に反したときは、それに生じた損害の全 部又は一部につき当該職員等は賠償の責任を負うものとする。なお、その職を退いた後も同様と する。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第5条 組合は、個人情報の適正な管理及び安全確保を図るため、個人情報保護管理費任者を置か

なければならない。

2 前項の規定する個人情報保護管理責任者は、事務長とする。

(保有の制限等)

- 第 6 条 組合は、個人情報を保有するに当たっては、組合規約に規定する事業を遂行するため必要 な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
 - 2 組合は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要 な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
 - 3 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に 認められる範囲を超えて行ってはならない。

(適正な取得)

第7条 組合は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第8条 組合は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、 速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。
 - 2 組合は、前項の規定にかかわらず、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。
 - 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - ① 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その 他権利利益を害するおそれがある場合。
 - ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。
 - ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

(個人データの適正管理)

- 第 9 条 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。
 - 2 組合は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の管理のために、必要な措置 を講じなければならない。
 - 3 組合は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録したものを廃棄しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第10条 組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第6条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
 - 2 組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
 - 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供を受けるものに対する措置要求及び結合の制限)

- 第11条 組合は、個人データを第三者に提供する場合において、必要があると認めるときは、個人データの提供を受ける者に対し、提供に係る個人データについて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。
 - 2 組合は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合による個人データの第三者への提供をしてはならない。

(事務処理の委託)

- 第12条 組合は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するときは、委託契約 書等において、次の各号に掲げる事項について条件を付さなければならない。
 - ① 再委託の禁止に関する事項
 - ② 秘密保持の義務に関する事項
 - ③ 目的外使用の禁止に関する事項
 - ④ 複写及び複製の禁止に関する事項
 - ⑤ 事務報告義務に関する事項
 - ⑥ 提供資料の返還義務に関する事項
 - (7) 管理状況等について立ち入り調査の実施に関する事項
 - ⑧ 従業員等に対する個人情報の保護に係る教育、研修に関する事項
 - ⑨ 前各号に掲げるもののほか、組合が必要と認める事項
 - ⑩ 前各号に違反した場合における委託契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項

(受託者の責務)

- 第13条 組合から個人情報を取扱う事務を受託した者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止 その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
 - 2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開 示)

- 第14条 組合は、本人から、保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、 当該保有個人データを開示する者とする。ただし、開示することにより、次の各号のいずれか に該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 組合業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 他の法令に違反することとなる場合
 - 2 次の各号に掲げる者は、本人に代わって開示請求することができる。
 - ① 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - ② 開示請求することにつき本人が委任した代理人
 - 3 診療報酬明細書の開示については、別に定める。

(開示請求の方法)

- 第15条 前条の規定により開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、組合に対して別に定める様式又は各号の事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。
 - ① 開示請求者の氏名及び住所
 - ② 開示請求に係る保有個人データを特定するために必要な事項
 - ③ 前二号に掲げるもののほか、組合が定める事項
 - 2 開示請求者は、組合に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人データの本人又は代理人であることを証明するために必要な書類で組合が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 組合は、開示請求者に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることとし、開示請求者が補正を行わない場合は、当該開示請求に応じないことができる。

(開示請求に対する決定)

- 第16条 組合は、開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人データの全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)又は開示しない旨の決定(第20条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
 - 2 組合は、前項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、開示請求者に対し、遅滞な

く書面によりその旨を通知しなければならない。

- 3 組合は、やむを得ない理由により、第1項に定める期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、組合は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 組合は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人データの全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 5 組合は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る保有個人データに組合以外の者との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめこれらの者の意見を聴くことができる。
- 6 組合は、開示請求に係る保有個人データに開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外の者に対し、開示請求に係る保有個人データが記録された文書の表示その他組合が定めた事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 7 組合は、前項の規定により意見書の提出の機会が与えられた開示請求者以外の者が当該保有個人データの開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、組合は、開示決定後直ちに当該意見書を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

- 第17条 保有個人データの開示は、組合が、前条第2項の規定による通知書により指定する日時及 び場所において行う。この場合において、開示請求者は組合に対し、自己が当該開示請求に係 る保有個人データの本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で組合が定め るものを提出し、又は提示しなければならない。
 - 2 保有個人データの開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、 電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等適切な方法により行う。
 - 3 前項の視聴又は閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、組合は、当該保有個人データ係る文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるときその他合理的な理由があると きは、当該保有個人データが記録されたものの写しによりこれを行うことができる。

(個人情報の存否に関する憎報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非 開示情報を開示することとなるときは、組合は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当 該開示請求を拒否することができる。

(訂 正)

- 第19条 組合は、本人より、保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を求められた揚合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正を行うものとする。
 - 2 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の方法)

- 第20条 前条の規定に基づき訂正請求しようとする者は、組合に対して、次の各号に掲げる事項を 記載した訂正請求書を提出しなければならない。
 - ① 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
 - ② 訂正をしようとする保有個人データを特定するために必要な事項
 - ③ 訂正請求を求める内容
 - ④ 前三号に掲げるもののほか、組合が定める事項
 - 2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 第15条第2項及び第3項の規定は、提出請求について準用する。

(訂正請求に対する決定)

- 第21条 組合は、訂正請求があった日から30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対して、訂正請求に係る保有個人データを訂正する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、第20条第3項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
 - 2 組合は、前項の規定による訂正する旨の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、当該訂正請求に係る保有個人データを訂正したうえ、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく 書面によりその旨を通知しなければならない。
 - 4 組合は、第1項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。
 - 5 第16条第3項及び第5項の規定は、訂正請求等について準用する。

(利用停止)

第22条 組合は、本人より、保有個人データが次の各号に該当するという理由によって、当該各号に定める措置を求められた場合にあって、その求めに理由があると判断したときは、違反を是正するために必要な限度で、当該保有個人データの利用停止、消去又は 提出の停止(以下「利用停止」という。)を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止に多額の費用を

要する場合その他の利用停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置をとるときは、この限りではない。

- ① 第6条及び第7条の規定に違反して収集されたとき、又は第10条の規定に違反して利用されているとき、当該保有個人データの利用の停止又は消去
- ② 第10条及び第11条の規定に違反して提出されているとき、当該保有個人データの提供の停止
- 2 第14条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求の方法)

- 第23条 前条の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、組合に対して、次の各号に掲げる 事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。
 - ① 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
 - ② 利用停止請求をしようとする保有個人データを特定するために必要な事項
 - ③ 利用停止請求の趣旨及び理由
 - ④ 前三号に掲げるもののほか、組合が定める事項
 - 2 第15条第2項及び第3項の規定は、利用停止申出について準用する。

(利用停止請求に対する決定)

- 第24条 組合は、利用停止請求があった日から30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対して、利用停止請求に係る保有個人データの利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、第23条第2項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
 - 2 組合は、前項の規定による利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止請求に係る保 有個人データの利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知 しなければならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、 遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
 - 4 組合は、第1項の規定による利用停止をしない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。
 - 5 第16条第3項及び第5項の規定は、利用停止請求等について準用する。

(費用負担)

- 第25条 この規定による保有個人データの閲覧及び視聴に係る費用は、無料とする。ただし、文書 の写し等に要する実費について開示請求者に負担を求めることができる。
 - 2 この規定による保有個人データの写し等の送付を受ける者は、送付に要する費用を負担するものとする。

(異議の申し出)

第26条 開示請求者は、開示決定等について不服があるときは、組合に対して、書面により異議の

申し出(以下「異議申出」という。)を行うことができる。

- 2 前項の異議申出は、開示請求者が開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して 60 日 以内に行うものとする。
- 3 第1項の異議申出があった場合、組合は、当該異議申出のあった日から原則として 14 日以内 に対象となった開示決定等について再度検討を行ったうえで、当該異議申出についての回答を書 面により行うものとする。
- 4 組合は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に異議申出に対する回答をすることができないと認められる場合には、30日以内に回答するものとする。
- 5 第1項に規定する異議申出を審議するため、情報公開及び個人情報保護委員会(以下「委員会」 という。)をおく。
- 6 前項に規定する委員会に関する情報については、非開示とする。

(苦情の処理)

第27条 組合は、組合における個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に 努めなければならない。

(委任)

第28条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

組合会議員選挙規程

(目 的)

第 1 条 関東信越税理士国民健康保険組合規約(以下「規約」という。)第27条第3項の規定による組合会議員選挙については、本規程の定めるところによる。

(選挙の倫理)

- 第2条 組合員は、規程を遵守し、公明かつ公正な選挙を行うよう努めなければならない。
 - 2 組合員は選挙に関し、他の組合員の名誉、自らの品位を傷つけるような運動をしてはならない。 (選**举の**管理)
- 第3条 組合会議員の選挙に関する事務は、他に定める場合を除き、組合会議員選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が管理する。
 - 2 委員会は、組合会議員選挙管理委員(以下「委員」という。)6名をもって組織し、出席委員 の過半数の賛成をもって委員会の決定とする。
 - 3 委員は、選挙の年の最初に開催される理事会の議を経て理事長が委嘱する。
 - 4 委員のうち、1名を互選により委員長とする。
 - 5 委員の任期は、第3項の委嘱を受けた日より2年とする。

(選挙権及び被選挙権)

第 4 条 組合会議員選挙を実施する年の3月31日に組合員であり、かつ、投票の前日までにその 資格を有している税理士で、第5条の選挙人名簿に登録されている組合員は、組合に届け出て いる事務所(以下「事務所」という。)の所在地に属する規約第27条第2項の選挙区(以下 「選挙区」という。)において選挙権及び被選挙権を有する。

(選挙人名簿)

- 第 5 条 委員会は、選挙の年の 3 月 31 日をもって各選挙区における選挙人名簿を作成し、組合事務局 に備え付けなければならない。
 - 2 前項の選挙人名簿に脱漏又は誤謬があると認めた組合員は、選挙の年の4月30日までに委員会に異議申し立てをすることができる。

(選挙期日)

- 第 6 条 組合会議員の選挙は、選挙の年の6月25日までに行う。
 - 2 理事長は、選挙の年の最初に開催される組合会の議を経て規約第28条の選挙日(この規程において「選挙期日」という。)を決定し、組合の掲示板に掲示する方法をもって公示しなければならない。

(立候補の届出)

第7条 組合会議員に立候補するときは、氏名、立候補する選挙区及び事務所の所在地等を記載した 届出書に署名押印し、選挙期日の30日前までに委員会に届け出なければならない。 2 前項の届出書には、立候補をしない税理士である組合員5名の署名押印のある推薦書を添付 しなければならない。

(当選者)

- 第8条 前条による立候補者が、規約第27条第2項で定める各選挙区の定数を超えない場合は、 投票を行わず立候補者をもって当選者と決定する。
 - 2 前条による立候補者が、規約第27条第2項で定める各選挙区の定数を超える場合には、定数 を超えた選挙区について選挙を行うこととし、得票数の多い者の順に定数に満までの者を当選 者と決定する。
 - 3 前項による選挙に代えて、委員会は県支部連合会及び支部規程第7条に定める県連国保理事長 (以下「県連国保理事長」という。)及び関東信越税理士会県支部連合会会長(以下「県連会長」 という。)との合議を経て、その選挙区の当選者を決定することができる。
 - 4 前項の合議については、その選挙区から立候補した立候補者全員の同意を得なければならない。 (当選通知及び就任承諾書)
- 第 9 条 委員会は、前条により当選者が確定したときは、当選者にその旨通知するとともに期日を 指定し、組合会議員就任の承諾を求めなければならない。
 - 2 前項により就任を求められた当選者が、指定された日までに就任を承諾しないときは組合会 議員になることができない。

(補充議員の指名)

- 第10条 委員会は、前2条による方法をもって各選挙区の組合会議員定数を確保できないとき、又は、 選挙後の事情により組合会議員に欠員が生じたときは、各県連国保理事長及び県連会長との 合議を経て組合会議員を指名することができる。
 - 2 前項により指名された組合会議員は、その後最初に開催される組合会において承認を受けたとき 就任したものとする。

(雑 則)

- 第11条 投票の方法、無効票の決定、開票の日時及び場所については、委員会の決定するところに よる。
 - 2 この規程に定めのない事項で組合会議員選挙に必要な事項は、組合会においてその都度 定めることとする。但し、緊急を要する場合、前項以外の事項も含めて委員会が決定できるものと するが、その決定は、事後最初に開催される組合会においてその承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附則

この規程の一部改正は、平成29年4月1日より施行する。

健康保健センター利用規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、当組合健康保健センター(以下、「保健センター」という。)内の施設の利用 に関して必要な事項を定めるものとする。

(施 設)

- 第 2 条 この規程において施設とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 健康増進室
 - 二 大会議室
 - 三 小会議室

(利用者)

- 第3条 施設の利用者は、当組合の組合員及びその家族(当組合の被保険者に限る)とする。
 - 2 組合は、前項の利用に支障のない範囲で、次の各号に掲げる団体に所属する者及びその家族 にも利用させることができる。
 - 一 関東信越税理士会
 - 二 関東信越税理士協同組合連合会
 - 三 関東信越税理士政治連盟
 - 四 税理士業務に関連する官公署及び団体
 - 五 その他理事長が特に認める者

(利用時間及び料金)

第 4 条 施設の利用時間及び料金は別途定めるものとする。

(利用申込)

- 第 5 条 健康増進室の利用を希望する者及び団体は、備え付けの受付簿の必要事項を記入のうえ、 利用料金を添えて申込むものとする。
 - 2 大会議室及び小会議室の利用を希望する者及び団体は、別に定める利用申込み書に必要事項 を記入のうえ、申込むものとする。

(利用の承認)

第 6 条 前項の利用の承認は先着順によるほか、申込人員及び利用目的を勘案して理事長が決定する。

(利用の制限)

- 第7条 理事長は、次の各号に該当するときは、施設の利用を承認しないものとする。
 - 一 公序良俗に反するとき
 - 二 管理上支障があると認められるとき
 - 三 前各号に掲げるもののほか、使用を不適当と認めるとき

(利用承認の取消し)

- 第8条 理事長は、次の各号に該当するときは、施設の利用の承認を取消し、または使用を停止することができる。
 - 一 この規程に反したとき
 - 二 利用目的が公序良俗に反していると発覚したとき
 - 三 虚偽の申請が発覚したとき
 - 四 前各号に掲げるもののほか、理事長が認めたとき

(利用規程の順守)

第 9 条 保健センターの利用にあたっては、健康増進室及び会議室の利用案内に従うものとし、理事長は利用案内に従わないときは、利用の取り消し又は、使用中であっても使用を中止させることができる。

(利用権の譲渡禁止)

- 第10条 施設の利用の承認を受けた者は、利用権を第三者に譲渡し、または転貸してはならない。 (施設及び付属設備等の破損)
- 第11条 利用者は、故意または重過失により施設及び付属設備等を破損したときは、その損害を組合に対し賠償しなければならない。

(委 任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

但し、会議室の利用については、平成13年5月1日から適用する。

附則

この規程の一部変更は、平成23年7月13日より施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成29年1月25日より施行する。

別表 削除

ハラスメント防止に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の定めに基づき、関東信越税理士国民健康保険組合(以下、「組合」という。)におけるハラスメントを防止するために遵守すべき事項及びこれらのハラスメント行為に起因する問題に関する雇用管理上の措置に対し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 セクシャルハラスメント
 - イ セクシャルハラスメントとは、職場における性的な言動により労働条件に関して不利益を 与え、又は就業若しくは執務(以下、「就業」という。)環境を悪化させることをいう。
 - ロ イの「職場」とは、業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず、 実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間も含むものとする。
 - 二 パワーハラスメント
 - イ パワーハラスメントとは、職権等の優位性を背景として、本来の業務の範疇を超えて、 継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就業環境を悪化させ、雇用不安を与え、又は 身体的若しくは精神的な苦痛を与えることをいう。
 - ロ イの「職権等の優位性」とは、職制上、上位にある者が下位にある者に対して有する指揮命令権等の優位な権利又は多数共同により他者に対して有する数の力等をいう。
 - ハ イの「本来の業務の範疇」とは、通常の業務を遂行するうえで必要な言動の範囲や社会 一般で常識と認識される業務遂行の程度をいう。
 - 三 マタニティハラスメント
 - イ マタニティハラスメントとは、妊娠・出産・産休取得等を理由として労働条件に関して 不利益を与え、精神的、肉体的苦痛を与える言動をいう。
 - 2 前項にかかわらず、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行い、精神的な苦痛を与えることは、 人格を侵害するものでありハラスメントとみなして本規程を適用する。

(対象者)

第3条 この規程の対象者は、組合の役員、委員、組合会議員、顧問、相談役、参与及びこれに準ずる者(以下、「役員等」という。)並びに職員、嘱託職員及びその他派遣社員等とする。

(禁止行為)

- 第 4 条 前条の対象者は、相互に業務遂行上の対等なパートナーと認め、職場における健全な秩序及び協力関係を保持する義務を負い、職場内において次の各号に掲げる行為及びこれらに準ずる行為をしてはならない。
 - 一 セクシャルハラスメント
 - イ 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問又は発言
 - ロ わいせつな図画の閲覧、配布又は掲示

- ハ うわさの流布
- ニ 不必要な身体への接触
- ホ プライバシーの侵害
- へ 性的な言動により就業意欲を低下させ、能力の発揮を阻害する行為
- ト 交際及び性的関係の強要
- チ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った者に対する解雇、不当な人事考課、配置転換等 の不利益となる行為
- リ その他、相手に不快感を与える性的な言動
- 二 パワーハラスメント
 - イ 暴行、傷害等の身体的な攻撃
 - ロ 脅迫、名誉毀損、侮辱、暴言又は人前での強い叱責等の精神的な攻撃
 - ハ 仲間外し、無視等による職場の人間関係からの隔離
 - ニ 遂行不可能な業務の強制
 - ホ 業務上の合理性がなく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じること、又は仕事 を与えないこと
 - へ プライバシーの侵害
 - ト その他、相手の人格と尊厳を傷つける言動又はいじめに該当する行為
- 三 マタニティハラスメント
 - イ 解雇すること
 - ロ 降格等の不合理な業務変更
 - ハ 労働条件変更の強要
 - ニ 人事査定において不利益な評価を行うこと
 - ホ 減給をし、また賞与等において不利益な算定を行うこと
 - へ 不利益な自宅待機を命ずること
 - ト その他、倫理、道徳的に欠如した言動により精神的、肉体的に苦痛を与える行為
- 2 前項にかかわらず、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行い、精神的な苦痛を与え人格を 侵害し、職場環境を悪化させる行為

(懲戒処分等)

- 第5条 前条に掲げる禁止行為に該当する行為を行った事実が認められた者については、執行役員会の 議を経て次の各号に掲げる処分等を行う。
 - 一 役員等の場合は、当該者にかかる役職の解嘱
 - 二 職員の場合は、事務局就業規則に基づくけん責、減給又は懲戒解雇
 - 三 嘱託、派遣社員等の場合は、裁定に基づくけん責又は契約の解除

(指揮監督者の責務)

第6条 指揮監督の立場にある者は、良好な就業環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に 努めるとともに、これらのハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対応 しなければならない。

2 指揮監督の立場にある者は、第4条に定める行為が発生する事がないよう、研修会を開催し、 指導・啓発に努めなければならない。

(相談及び苦情への対応)

- **第7条** ハラスメントに関する相談及び苦情処理の窓口を設け、その責任者はコンプライアンス担当理事とする。
 - 2 前項の窓口は「ハラスメント防止対策チーム」とし、その構成は、コンプライアンス担当理事、 専務理事1人、事務長及び職員1人の4人とする。
 - 3 ハラスメントの被害者に限らず、組合で就業するすべての者は、これらのハラスメントに該当 する言動に関する相談及び苦情を相談窓口に申し出ることができる。
 - 4 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーを保護するとともに、相談をしたこと、又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いは行わない。
 - 5 ハラスメントへの対応に関し必要な事項は、この規程で定めるもののほか、ハラスメント防止 対策チームにおいて決定する。

附則

1 この規程は、平成27年7月24日から施行する。

個人番号及び特定個人情報に関する規程

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、関東信越税理士国民健康保険組合(以下「組合」という。)における個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、組合事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - 一 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。

二 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第2条第5項が定める住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票 コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

三 特定個人情報

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

四 個人情報ファイル

個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

五 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

六 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項 又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、 及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

七 個人番号関係事務

番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な 限度で利用して行う事務をいう。

八 本人

個人番号によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

九 職員等

組合の役員又は職員をいう。

(組合の責務)

第3条 組合は、番号法その他の個人情報保護に関する法令及びガイドライン等を遵守するとともに、 実施するあらゆる事業を通じて特定個人情報等の保護に努めるものとする。

第二章 特定個人情報等の取得

(利用目的の特定、変更)

- 第 4 条 組合は、特定個人情報等を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。) をできる限り特定するものとする。
 - 2 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
 - 3 組合は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表する ものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第 5 条 組合は、特定個人情報等を取得した場合は、あらかじめその利用目的を通知又は公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
 - 2 組合は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式等で作られる記録を含む。)に記載された当該本人の特定個人情報等を取得する場合 その他本人から直接書面に記載された当該本人の特定個人情報等を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
 - 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他 の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(取得の制限)

- 第 6 条 組合は、特定個人情報等を取得するときは、適法かつ適正な方法で行うものとする。
 - 2 組合は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報等を収集しないものとする。

(個人番号の提供の求めの制限)

第 7 条 組合は、番号法第19条各号に該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除くほか、他人に対し、個人番号の提供を求めないものとする。

(本人確認)

第8条 組合は、本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定に従い、 本人確認を行うものとする。

(安全管理措置)

第 9 条 組合は、特定個人情報等の取得に際し、第 26 条 (委託先の監督)、第 27 条 (特定個人情報等の取扱状況の記録)、第 28 条 (この規程に基づく運用状況の記録)、第 31 条 (職員等の監督・教育)、及び第 36 条 (技術的安全管理措置) に定める安全管理措置を講ずるものとする。

第三章 特定個人情報等の利用

(利用目的外の利用の制限)

- 第10条 組合は、第4条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて特定個人情報等を取り扱わないものとする。
 - 2 組合は、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って特定個人情報等を 取得した場合は、継承前における当該特定個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当 該特定個人情報等を取り扱わないものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときには、第4条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて特定個人情報等を取り扱うことができるものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第11条 組合は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を 受けることができる場合を除き、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定 個人情報ファイルを作成しないものとする。

(安全管理措置)

第12条 組合は、特定個人情報等の利用に関し、第26条(委託先の監督)、第27条(特定個人情報等の取扱状況の記録)、第28条(この規程に基づく運用状況の記録)、第31条(職員等の監督・教育)、第32条(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)、第33条(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)、第34条(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)、及び第36条(技術的安全管理措置)に定める安全管理措置を講ずるものとする。

第四章 特定個人情報等の保存

(特定個人情報等の保管)

- 第13条 組合は、番号法第19条各号に該当する場合を除くほか、特定個人情報等を保管しないものとする。 (正確性の確保)
- 第14条 組合は、第4条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲内において、特定個 人情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第15条 組合は、特定個人情報等の保存に関し、第26条(委託先の監督)、第27条(特定個人情報等の取扱状況の記録)、第28条(この規程に基づく運用状況の記録)、第31条(職員等の監督・教育)、第32条(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)、第33条(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)、第34条(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)、及び第36条(技術的安全管理措置)に定める安全管理措置を講ずるものとする。

第五章 特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の提供)

- 第16条 組合は、番号法第19条各号に該当する場合を除くほか、特定個人情報等を提供しないものとする。 (安全管理措置)
- 第17条 組合は、特定個人情報等の提供に関し、第26条(委託先の監督)、第27条(特定個人情報等の取扱状況の記録)、第28条(この規程に基づく運用状況の記録)、第31条(職員等の監督・教育)、第32条(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)、第33条(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)、第34条(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)、及び第36条(技術的安全管理措置)に定める安全管理措置を講ずるものとする。

第六章 特定個人情報等の削除・廃棄

(特定個人情報等の削除・廃棄)

第18条 組合は、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、かつ、所管法令において 定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除す るものとする。ただし、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した場合 には、保管を継続することができるものとする。

(特定個人情報等を誤って収集した場合の措置)

- 第19条 職員等は、誤って特定個人情報等の提供を受けた場合、自ら当該特定個人情報を削除又は 廃棄してはならず、速やかに所属長、第21条に定める事務取扱責任者、又は第22条に定める 特定個人情報等管理責任者に報告しなければならない。
 - 2 組合は、前項の報告を受けた際、第35条に従って、当該特定個人情報等をできるだけ速や かに削除又は廃棄した上で、その記録を保存するものとする。

(安全管理措置)

第20条 組合は、特定個人情報等の削除・廃棄に関し、第26条(委託先の監督)、第27条(特定個人情報等の取扱状況の記録)、第28条(この規程に基づく運用状況の記録)、第31条(職員等の監督・教育)、第32条(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)、第34条(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)、第35条(個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄)、及び第36条(技術的安全管理措置)に定める安全管理措置を講ずるものとする。

第七章 組織及び体制

(事務取扱担当者・責任者)

- 第21条 組合は、特定個人情報等を取り扱う事務の範囲及び当該事務に従事する職員等(以下「事 務取扱担当者」という。)を明確にするものとする。
 - 2 組合は、前項により定められた各事務における事務取扱責任者を明確にするものとする。
 - 3 事務取扱責任者は、次に掲げる業務を所管する。
 - 一 特定個人情報等の利用申請の承認及び記録等の管理
 - 二 特定個人情報等を取り扱う保管媒体の設置場所の指定及び変更の管理
 - 三 特定個人情報等の管理区分及び権限についての設定及び変更の管理
 - 四 特定個人情報等の取扱状況の把握
 - 五 委託先における特定個人情報等の取扱状況等の監督
 - 六 特定個人情報等の安全管理に関する教育・研修の実施
 - 七 特定個人情報等管理責任者に対する報告
 - 八 その他所管部署における特定個人情報等の安全管理に関する事項

(特定個人情報等管理責任者)

- 第22条 組合は、特定個人情報等の安全管理のため特定個人情報等管理責任者を定めるものとする。
 - 2 前項の規定する特定個人情報等管理責任者は、事務長とする。
 - 3 特定個人情報等管理責任者は、次に掲げる業務を所管する。
 - 一 特定個人情報等の安全管理に関する取扱規則等の標準化及び周知
 - 二 事務取扱責任者からの報告徴収及び助言・指導
 - 三 特定個人情報等の適正な取扱いに関する事務取扱担当者に対する教育・研修の企画
 - 四 その他特定個人情報等の安全管理に関する事項

(苦情対応)

- 第23条 組合は、特定個人情報等の取扱いに関する苦情について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
 - 2 苦情対応の責任者は、事務長とする。

(職員等の義務)

第24条 組合の職員等又は職員等であった者は、業務上知り得た特定個人情報等の内容をみだりに

他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又は兆候を把握した職員等は、その旨を 事務取扱責任者及び特定個人情報等管理責任者に報告するものとする。
- 3 この規程に違反している事実又は兆候を把握した職員等は、その旨を事務取扱責任者及び 特定個人情報等管理責任者に報告するものとする。
- 4 事務取扱責任者は、前2項の報告を受けた際には、直ちにそれを特定個人情報等管理責任者 に報告するものとする。
- 5 特定個人情報等管理責任者は、前3項による報告の内容を調査し、この規程に違反する事実が 判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう 指示するものとする。

第八章 安全管理措置

第1節 総則

(特定個人情報等の安全管理)

第25条 組合は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の安全管理のために、第2節、第3節、第4節及び第5節に定める措置を講ずるものとする。

(委託先の監督)

- 第26条 組合は、特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を組合以外の者に委託するときは、委託先において番号法に基づき組合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否かについてあらかじめ確認した上で、原則として委託契約において、特定個人情報等の安全管理について委託先が講ずべき措置を明らかにし、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - 2 委託先が特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を再委託する場合には、組合の許諾を得るものとする。また、再委託が行われた場合、組合は、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかについて監督するものとする。

第2節 組織的安全管理措置

(特定個人情報等の取扱状況の記録)

- 第27条 組合は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、以下を記録する。ただし、取扱 状況を確認するための記録には、個人番号及び特定個人情報を記載しないものとする。
 - 一 特定個人情報ファイルの種類、名称
 - 二 対象者及び個人情報の項目
 - 三 明示・公表等を行った利用目的
 - 四 責任者、取扱部署
 - 五 アクセス権を有する者
 - 六 保管場所
 - 七 保管方法

- 八 保存期間
- 九 削除・廃棄状況

(この規程に基づく運用状況の記録)

- 第28条 組合は、この規程に基づく運用状況を確認するため、以下の項目をシステムログ又は利用 実績として記録する。
 - 一 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
 - 二 書類・媒体等の持出しの記録
 - 三 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
 - 四 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
 - 五 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの 利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)の記録

(情報漏えい等事案への対応)

- 第29条 組合が情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合には、特定個人情報等管理責任 者は、速やかに理事長に報告するものとする。
 - 2 理事長は、前項による報告があった場合、個人情報保護委員会を招集し、必要に応じて、適切かつ迅速に以下の対応を行う。
 - 一 組合内部における報告、被害の拡大防止
 - 二 事実関係の調査、原因の究明
 - 三 影響範囲の特定
 - 四 再発防止策の検討・実施
 - 五 影響を受ける可能性のある本人への連絡
 - 六 事実関係、再発防止策等の公表
 - 七 主務大臣等への報告

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第30条 組合は、特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り 組むため、一定期間ごとに取扱状況を点検し、安全管理措置を見直すものとする。

第3節 人的安全管理措置

(職員等の監督・教育)

第31条 組合は、特定個人情報等の安全管理のために、職員等に対する必要かつ適切な監督・教育 を行うものとする。

第4節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第32条 組合は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域(以下「管理区域」 という。)及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を 明確にし、それぞれ以下の安全管理措置を講ずる。 一 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限

二 取扱区域

壁又は間仕切り等の設置及び事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、 後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等に努める。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

- 第33条 組合は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、以下の安全管理措置を講ずる。
 - 一 特定個人情報等を取り扱う電子媒体又は書類等は、施錠できるキャビネット・書庫等に保 管する。
 - 二 特定個人情報ファイルを取り扱う機器は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

- 第34条 組合は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を管理区域又は取扱区域の外に 持ち出す場合、以下の措置を講ずる。
 - 一 持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、又は施錠できる搬送容器を使用する。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するにあたっては、行政機関等が指定する 提出方法に従う。
 - 二 特定個人情報等が記載された書類等は、封緘して持ち出す。

(個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄)

- 第35条 組合は、個人番号を削除又は廃棄する際には、以下に従って、復元できない手段で削除 又は廃棄する。
 - 一 特定個人情報等が記載された書類を廃棄する場合、焼却、溶解、復元不可能な程度に細断 可能なシュレッダーの利用又は個人番号部分を復元できない程度のマスキングを行う。
 - 二 特定個人情報等が記録された機器又は電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いる。
 - 三 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を用いる。
 - 2 組合は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体若しくは 書類等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。

第5節 技術的安全管理措置

(技術的安全管理措置)

- 第36条 組合は、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定する ために、適切なアクセス制御を行うものとする。
 - 2 組合の特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有 する者であることを識別した結果に基づき認証するものとする。

- 3 組合は、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、 以下の措置を講ずる。
 - 一 組合の情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
 - 二 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等(ウイルス対策ソフトウェア等) を導入する。
 - 三 機器やソフトウェア等に標準装備されている更新機能等の活用により、ソフトウェア等を 最新状態とする。
 - 四 ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する。
- 4 組合は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、以下の方法により 通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の漏えい等 の防止に努める。
 - 一 通信経路の暗号化
 - 二 データの暗号化又はパスワードによる保護

第九章 特定個人情報等の開示、訂正等、利用停止等

(特定個人情報等の開示等)

- 第37条 組合は、本人から当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人情報について、書面又は口頭により、その開示(当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 組合の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
 - 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書 面以外の方法により開示をすることができる。
 - 3 特定個人情報等に係る保有個人情報の開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し、書面により遅滞なく行うものとする。

(特定個人情報等の訂正等)

第38条 組合は、本人から当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人情報の内容が事実でないことを理由に当該特定個人情報等に係る保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該特定個人情報等に係る保有個人情報の内容の

訂正等を行うものとする。

- 2 組合は、前項の規定に基づき求められた特定個人情報等に係る保有個人情報の内容の訂正等 を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその 旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。
- 3 組合は、前第2項の規定により、当該本人から求められた措置の全部又は一部について、 その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、 当該本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(特定個人情報等の利用停止等)

- 第39条 組合は、本人から、当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人情報が第10条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該特定個人情報等に係る保有個人情報の利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合、又は第16条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報等に係る保有個人情報の第三者への提供の停止(以下「第三者提供の停止」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該特定個人情報等に係る保有個人情報の利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。ただし、当該特定個人情報等に係る保有個人情報の利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
 - 2 組合は、前項の規定に基づき求められた特定個人情報等に係る保有個人情報について、利用 停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者提供の 停止を行ったとき若しくは第三者提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、 遅滞なく、その旨を通知するものとする。
 - 3 前条第3項は本条に準用する。

第十章 雑 則

(その他)

- 第40条 この規程の実施に必要な事項は、別途定めるものとする。
 - 2 社会情勢の変化、国民の意識の変化、適用のある法令又はガイドライン等の変更及び技術動 向の変化に応じて、適宜改定するものとする。

附則

この規程は、平成29年1月25日から施行する。

個人情報の利用目的に関する要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律並びに関連する法令等及び関東信越税理士国民 健康保険組合個人情報の保護に関する規程(以下「規程」という。)に基づき、個人情報の取 扱いについて組合の通常の業務で想定される当該利用目的を特定することを目的とする。

(個人情報の利用目的)

- 第2条 規程第6条に定める利用目的については、以下のとおりとする。
 - 一 被保険者に対する保険給付に必要な利用目的
 - イ 国保組合の内部での利用に係る事例
 - (1) 保険給付及び付加給付の実施
 - ロ 他の事業者等への情報提供を伴う事例
 - (2) 高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払い
 - (3) 海外療養費に係る翻訳のための外部委託
 - (4) 第三者行為に係る損保会社等への求償
 - 二 保険料の徴収等に必要な利用目的
 - イ 国保組合の内部での利用に係る事例
 - (1) 被保険者資格の確認
 - (2) 保険料の徴収
 - (3)組合員の世帯に属する者(家族)の認定
 - (4)被保険者証の発行
 - (5) 高齢受給者証の発効
 - ロ 他の事業者等への情報提供を伴う事例
 - (1) 被保険者の資格等のデータ処理の外部委託
 - 三 保健事業に必要な利用目的
 - イ 国保組合の内部での利用に係る事例
 - (1) 健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
 - (2) 健康増進施設 (保養所等) の運営
 - (3)疾病予防のための補助金支給
 - ロ 他の事業者等への情報提供を伴う事例
 - (1) 保健指導、健康相談に係る健診実施施設への委託
 - (2) 医療機関への健診の委託
 - (3) 健康増進施設(保養所等)の運営の委託
 - (4) 健診結果の事業者への提供
 - (5)被保険者への医療費通知

- 四 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的
 - イ 国保組合の内部での利用に係る事例
 - (1) 診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査
 - ロ 他の事業者等への情報提供を伴う事例
 - (1) レセプトデータの内容点検・審査の委託
 - (2) レセプトデータの電算処理のための入力、画像取込み処理の委託
- 五 国保組合の運営の安定化に必要な利用目的
 - イ 国保組合の内部での利用に係る事例
 - (1) 医療費分析・疾病分析
 - ロ 他の事業者等への情報提供を伴う事例
 - (1) 医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
 - (2) 第三者行為による傷病原因調査の実施

六 その他

- イ 国保組合の内部での利用に係る事例
- (1) 国保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- ロ 他の事業者等への情報提供を伴う事例
- (1) 第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

附則

この要綱は、平成29年1月25日から施行する。

健康保健センター利用に関する要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、健康保健センター利用規程第 4 条に基づき、当該施設の利用時間及び料金について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び料金)

第2条 当該施設利用時間及び料金については、別表のとおりとする。

附則

この要綱は、平成29年1月25日より施行する。

別表1

			利用料金						
名 称	利用時間						団体料金	個人料金	回線利用料
	【月頃	室~金曜の平日】 	【11名以上】	【10名以下の団体含】					
1階 健康増進室	半日	9:00~12:00	5,000円	・本規程第3条第1項の者	1,000円				
面積171㎡	十日	13:00~17:00	5,000円	1日1回200円 ・本規程第3条第2項の者	1,000円				
定員40名	全日	9:00~17:00	10,000円	1日1回300円	2,000円				

別表2

名称	【月頃	利用時間 星〜金曜の平日】	利用料金
3階 会議室	半日	9:00~13:00	10,000円
面積171㎡	十日	13:00~17:00	10,000円
定員120名	全日	9:00~17:00	20,000円

別表3

名 称	【月曜	利用時間 星〜金曜の平日】	利用料金
4階 会議室	半日	9:00~13:00	5,000円
面積57㎡	ТЦ	13:00~17:00	5,000円
定員25名	全日	9:00~17:00	10,000円

関東信越税理士国民健康保険組合申請書等様式集

国民健康保険被保険者加入申請書	··(様式	51号の1(A))	75
~申請の際の注意事項と添付書類について~	(//	(A) の手引き)	····· 77
国民健康保険被保険者喪失届出書	(//	1 % Ø1 (B))	····· 78
国民健康保険組合の組合員(75歳以上)資格取得届出書	(//	1 * Ø1 (C))	····· 79
国民健康保険組合の組合員(75歳以上)脱退届出書	(//	$1 \checkmark \mathcal{O}1$ (D))	80
資格喪失証明書	(//	1 * Ø2) ·····	81
勤務証明書	(//	1 * Ø3) ·····	82
遠国民健康保険法第116条の2該当・非該当届	(//	1 % Ø4 (A))	83
学国民健康保険法第116条 談当·非該当 届	("	1 * Ø4 (B))	84
国民健康保険被保険者証等再交付申請書		1 * Ø6) ·····	85
^{自宅住所} 変更届		1 * Ø7) ······	86
雇用証明書		1 * Ø9)	88
事務所関係変更届	("	1 * Ø10) ·····	89
国民健康保険基準収入額適用申請書		1 * Ø11) ·····	90
資格喪失届による遅延理由	("	1 * Ø14) ·····	91
被保険者証・高齢受給者証・組合員証添付不能・減失届	("	1 * Ø15)	92
誓約書		1 * Ø16) ·····	92-2
国民健康保険療養費支給申請書		2 * Ø1)	00
はり・きゅう施術同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2 / O2) ·······	0.4
施術内容明細書 (はり・きゅう)		2 / O3) ·······	0=
あんま・マッサージ施術同意書		2 / 0/4)	0.0
施術内容明細書 (あんま・マッサージ)		2 / 0/5)	
特定疾病認定申請書		3 //)	00
国民健康保険高額療養費支給申請書		4 ")	0.0
国民健康保険出産育児一時金支給申請書		5 /)	
国民健康保険葬祭費支給申請書		7")	100
傷病手当金支給申請書		8")	100
定期健康診断補助金交付申請書		0 - 50)	304
第三者行為による被害届(交通事故) ····································		·	
ble - de F M. J. J. vs. bill class [] (He clas)	,		
Manager and the Manager and Ma	,	10 % Ø2) ···································	
	,		
自損事故による疾病届 (交通事故)		10 * Ø4)	
争以光生仏仇報音音 念 書	`	10 \(\phi \) \(\phi \) \(\phi \)	
		10 * Ø6) ······	
国民健康保険高額医療費資金貸付申込書		11 //)	
国民健康保険高額医療費資金借用書		13 //)	
委任状		14 ")	
国民健康保険 限度 額 適用 認定申請書		15 / 0 年(1 井坂)	
限度額適用 認定申請書の添付書類 (前期高齢者用)		15 / の添付書類)	
国民健康保険食事療養・生活療養標準負担額減額差額支給申請書		16 ")	
移送費支給申請書		17 ")	
介護保険法施行法第11条第1項該当・非該当届		18 ")	
海外療養費診療内容明細書		19Ø1)	
海外療養費領収明細書		19Ø2)	
インフルエンザ予防接種補助金交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		21 //)	
インフルエンザ予防接種補助金交付申請書(事務所一括用)		21 / O2)	
インフルエンザ予防接種・被接種者一覧		21 / の2の添付書類)	
人間ドック等補助金交付申請書		22 ")	
保養所利用補助金交付申請書		23 //)	
保養所利用補助金交付申請書(事務所一括用)		23 / Ø2)	
保養所利用者一覧		23 / の2の添付書類)	
死亡見舞金支給申請書		24 *)	
子宮頸がん予防接種補助金交付申請書	(//	25 /)	
ヒブ(Hib)ワクチン接種補助金交付申請書	(//	26 %)	127
肺炎球菌・水痘・流行性耳下腺炎予防接種補助金交付申請書	(//	27 /)	128

太枠内を必ず記入してください。

- ●組合員が加入する場合…②・④・⑤・⑥・裏面⑦を記入 (家族が同時加入する場合は③も記入) ●家族が加入する場合…①・③・④・⑤・⑥・裏面⑦を記入

専務理事	事務長	係

国民健康保険被保険者加入申請書

	① 被保険者証記号				番	号				
	加入者氏名	資格区分	組合員と の続柄	性別	<u> </u>	上年月日		個人番	号(マイナン	/バー)
②組合員	フリガナ	税理士 勤務税理士 職員	本人	男女	S H R					
	フリガナ	家族		男女	S H R					
③ 家	フリガナ	家族		男 女	S H R					
族	フリガナ	家族		男 女	S H R					
	フリガナ	家族		男女	S H R					
	④ 加入年月日	余	和	至	E	月		□□ ※出生	出生による加入は○を	
⑤ 申請人記入欄	上記のとおり必要書類を添え ・同一世帯の健康保険につ ・下記、事業主及び事業主 令和 年 月 日 自宅住所 〒	いては、裏	面⑦のと				ます。 (i番号	(個人番号	含む) ()
	申請人(組合員) 氏名				E			個人看	学号(マイナン)	バー)
⑥ 事業主記入欄	事業 ・上記、申請人(組合員)の本申請事務を受任します。(個人番号含む) 事務所所在地 〒									
	事務所名 税理士(事業主) 氏名				E		潘号		()
	受付印 処理欄	· 註明日 適用	目除外入力日	本人	確認	入力		交付簿	保険証	高齢受給者証

7 世帯加入状況報告書

住民票に記載されている組合員本人を含む全員の健康保険加入状況を記入してください。

※同一世帯で市町村国保加入者がいる場合は、国民健康保険法第19条に基づき、その家族も 包括して加入する必要があります。

※新規加入者の方は、当国保組合加入直前の健康保険を記入してください。

氏名・性別	生年月日	現在加入の健康保険(○を付けてください)	職業 勤務先名称
男	T.S	市町村 後期 税理士	
女	H.R · ·	国保 高齢 国保 社 保 ()	
男	T.S	市町村 後期 税理士	
女	H.R · ·	国保 高齢 国保 社 保 ()	
男	T.S	市町村 後期 税理士	
女	H.R · ·	国保 高齢 国保 社 保 ()	
男	T.S	市町村 後期 税理士	
女	H.R · ·	国保 高齢 国保 社 保 ()	
男	T.S	市町村 後期 税理士	
女	H.R · ·	国保 高齢 国保 社 保 ()	
男	T.S	市町村 後期 税理士	
女	H.R · ·	国保 高齢 国保 社 保 ()	

誓約事項

関東信越税理士国民健康保険組合加入につき、次のとおり誓約します。

- 1、関東信越税理士国民健康保険組合規約(以下、規約という)第20条に基づき保険料を 賦課期日の翌月1日までに納付します。
- 2、規約第8条の2の規定に該当した場合、速やかに届出します。
- 3、上記1の納付がなく、組合から保険料督促状が届いた場合、規約第22条に基づき 督促状1通につき300円を組合に支払います。
- 4、督促状に記載された納付期限を過ぎて保険料を納付した場合、規約第23条により計算された延滞金を組合に支払います。
- 5、保険料滞納が理由もなく6箇月を経過した場合等、規約第11条に基づき除名されても 異議申立てしません。
- 6、被保険者の喪失に伴い、規約第10条に基づき被保険者証を14日以内に返却します。

以 上

~申請の際の注意事項と添付書類について~

■注意事項

共 通

- ・個人番号 (マイナンバー) は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きにおいて必要 となります。
- ・新規加入者、又は現在加入されている方以外の個人番号(マイナンバー)については、手続き後適正な方法で削除します。
- ・異動の際は14日以内に届け出てください。
- ・加入者は組合員世帯ごとに申請書を提出してください。
- ・健康保険、又は共済組合を脱退し当国保組合に加入する場合は健康保険又は共済組合の資格喪失年 月日を確認してください。

組合員

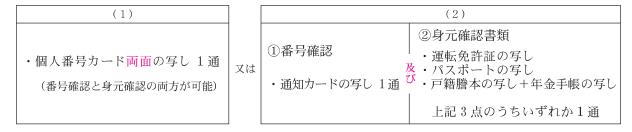
- ・被保険者証記号番号の記入は不要です。
- ・所属税理士=勤務税理士となります。(税理士法人の場合、代表社員以外の社員税理士についても「勤務税理士」となります。)
- ・税理士事務所、又は税理士法人から給与等が発生している方が「職員」となり得ます。

家 族

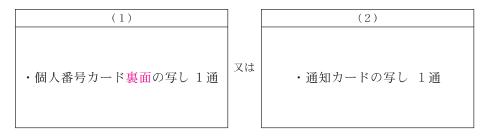
- ・新規加入するには組合員と住民票上、同一世帯に属している必要があります。
- ・組合員の被保険者証記号番号を記入してください。

■添付書類について

- ・住民票の謄本(世帯全員記載の発行から3ヶ月以内のもの)
- · 本人確認書類(以下参照)
- 事業主が加入する場合(身元確認書類と番号確認書類が必要)



事業主以外の組合員、及びその家族が加入する場合(番号確認書類が必要)



※法人事業所の代表社員・無限責任社員・従業員については、健康保険法第3条1項第8号に基づき、加えて 健康保険被保険者適用除外承認申請書の提出が必要となります。

太枠内を必ず記入してください。

- ●組合員が喪失する場合…①·②·④·⑤·⑥·⑦を記入 (家族が同時喪失する場合は③も記入) ●家族が喪失する場合…①・③・④・⑤・⑥・⑦を記入

専務理事	事務長	係

国民健康保険被保険者喪失届出書

	① 被保険者証記号				甜	号						
	加入者氏名	資格区分	組合員との続柄	性別	2	生年月日		個人	番号(マ	イナン	バー)	
2組合員	フリガナ	税理士 勤務税理: 職員	士 本人	男女	S H R							
	フリガナ	家族		男女	S H R							
③ 家	フリガナ	家族		男女	S H R							
族	フリガナ	家族		男女	S H R							
	フリガナ	家族		男女	S H R							
	④ 喪失年月日		令和	五	Ē	月		78	退会、	退職	又は死	亡日
	⑤ 喪失理由 ※死亡以外は、その後加入の保険に○を付い		 . 死亡 . 市町村国作	—— 保加入		 . 社保加 <i>。</i> . その他	<u></u> (令和	年	月	日
人記入欄	・喪失年月日が届出日から3 ・下記、事業主及び事業主 令和 年 月 日 自宅住所 〒				_	を委任し			号含む) ())	
								個人	.番号(マ	イナンバ	i —)	
	申請人(組合員) 氏名				(F					:		į
7 事業主記入欄	関東信越税理士国民健康 ・上記の者に保険給付事故 ・上記の者の喪失年月日が ・上記、申請人(組合員) 事務所所在地 〒 事務所名	が発生し、 届出日から	解決の責 3ヶ月以上	遡る場	合は、	上記の 人番号台	者が記					
	税理士(事業主) 氏名				Œ					,		
	受付印	力 限度	E額認定証	高齢受	給者	正 保隆	贪証		証明書発 村国保加入 本人自宅 事務所宛	の際に見	必要となり 送付	

⑧ 被保険者証・高齢受給者証添付不能・滅失届

被保険者証記号・番号	被保険者氏名	本人との続柄	資格喪失年月			
			令和	年	月	日
			令和	年	月	日
			令和	年	月	日
			令和	年	月	日
被	:保険者証・高齢受給者詞	正を返却できない詳細な理	由			
<u> </u>						

9 資格喪失届による遅延理由書

被保険者証記号・番号	被保険者氏名		-	本人との続札	丙		
	遅	延延	里	由			

~届出の際の注意事項と添付書類について~

■注意事項

- ・個人番号(マイナンバー)は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きにおいて必要と なります。
- ・喪失者の個人番号(マイナンバー)については適正な方法で削除します。
- ・異動の際は14日以内に届け出てください。
- ・喪失者は組合員世帯ごとに届出書を提出してください。
- ・喪失年月日及び理由は必ず記入してください。
- ※関東信越税理士会退会、税理士事務所退職、死亡の場合はいずれもその翌日が喪失年月日となります。
- ・喪失証明書の発行を希望する方はいずれかの送付先に○を付けてください。

■添付書類について

- ・被保険者証、高齢受給者証(70歳以上75歳未満)、限度額適用認定証(交付者のみ)
 - ※何らかの理由で上記の返却ができない場合は、⑧を記入してください。
 - ※資格喪失年月日が3ヶ月以上遡る場合は⑨を記入し、次に加入した保険者の被保険者証の写しを提出 してください。

—78-2— R1·6

専務理事	事務長	係

国民健康保険組合の組合員(75歳以上)資格取得届出書

○関東信越税理士国民健康保険組 次のとおり届出いたします。	合の組合員資	格を取得しますの	ので、組合規	約第8条	により
組合員証記号・番号	記号		番号		
該 当 者 氏 名			性別	男	・女
生 年 月 日	大 正 昭 和	年	月		日
組合員資格区分 (該当する区分に○をして下さい。)	税	理士・勤務	务税理士	・職員	
加入年月日	令和	年	月		日
関東信越税理士国民健康保険組合 理事	¥長 様				
令和 年 月 日 (フリガナ) 事務所所在地〒					
(フリガナ) 事務所名		電話	番号	()	
税理士(事業主) 氏 名					印
(フリガナ) 自宅住所 〒 申請人(組合員)		電話者	番号	()	
(フリガナ) 氏 名					印
		加 区 分	控	台 帳	証

※必要書類 「住民票」世帯全員記載のもの。「誓約書」(税理士加入の場合)、 「勤務証明書」(勤務税理士加入の場合)、「雇用証明書」(職員加入の場合)

処理

欄

取扱印

専務理事	事務長	係

国民健康保険組合の組合員(75歳以上)脱退届出書

○関東信越税理 とおり届出いたし	上国民健康保険組 します。	合の組合員を服	总退しますので、	組合規約第	9条により次の
組合員証記	号・番号	記号		番号	
該当者	氏 名			性別	男・女
生年	月 日	大正昭和	年	月	日
組合員資 (該当する区分に○		税3	理士・勤務	5税理士	・職員
脱退年	月 日	令和	年	月	日
関東信越税理士国民		事長 様			
令和 年 〈 (フリガナ)	月 日				`
事務所所在地	₸				
事務所名			電話者	番号	()
税理士 (事業主)	^(フリガナ) 氏 名				卸
由注1 (如人目)	(フリガナ) 自宅住所 〒		電話者	番号	
申請人(組合員)	^(フリガナ) 氏 名				卸
			,	控	台帳

hп.	区分	控	台 帳	証
理欄	取扱印			

※必要書類 「組合員証」

資格喪失証明書

	被保険者証の記号	・番号	住									
			所									
l.l.	氏	名	性	別	続	柄		生	年	月	日	
被												
保												
険												
者												
備	資格喪失後の療養の給	付たらがに出	ድ 吞 !!	I [生全垒	きの終	· ·什儿士名	たいませ	F 6.			
考	貝伯以入10、77次食(7)和	はそののに田)	生月九	Н	11 亚寸	トマノ州	1111441.	1 4 . 7 . 6	100			

上記は、令和 年 月 日当組合被保険者の資格を喪失したことを証明します。

令和 年 月 日

さいたま市大宮区桜木町 4 丁目 376 番地 1 関東信越税理士国民健康保険組合 理事長

-81- R1·6

勤務証明書

(フリガナ)	
勤務税理士氏名	(P

上記の者は当事務所に勤務致していることを証明します。

令和 年 月 日

(フリガナ) 事務所所在地 〒

(フリガナ) 税 理 士 氏 名

関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様

※ 勤務税理士の方は届け出てください。

該当する部分を必ず記入してください。 ○該当届…①,②,③,④,⑤

○非該当届…①, ②, ④, ⑤	5)
------------------	----

専務理事	事務長	係

(遠) 国民健康保険法第 116 条の 2 該当・非該当 届

入所又は入院中の被保険者の特例

1	被保険者証	記号				番号					
		(フリガナ)						生年月日	年	月	日
		氏 名						性別	男	· 女	
	分離 者	個 人 (マイナ)		i					組合員続	との柄	
		住 所	₹						·		
	<u> </u>	名 称									
(3)	施設・病院	所在地	Ŧ								
4	該当・非該当	年月日			令和	1	年	月	日		
	関東信越税理 上記のとおり必				長 様						
5	令和	年	月	日							
申請	事務所名										
人記入欄	自宅住所	F					電	話番号	()	
	申請人(組合	·員)						個人番号	(マイナンバー	-)	
受	付印				処理欄	入力	保険	証 高齢受給	合者証 限度額認	定証 回り	又

~届出の際の注意事項と添付書類について~

■注意事項

- ・個人番号(マイナンバー)は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きにおいて必要と なります。
- ・この届は、被保険者が福祉施設への入所・入院を理由に組合員の世帯から転出および転入した際に届け出るものであり、転出していない場合は、入所・入院中の被保険者の特例に該当しません。
- ・該当者が新たに分離先を変更した場合は、再度該当届を届け出てください。
- ・異動の際は14日以内に届け出てください。
- ・申請人は当該世帯の組合員となります。

■添付書類について

手続き	添付書類
該当 (入所・入院のため組合員の世帯 から住民票を異動した、 または分離先を変更した場合)	 ・分離先の住民票原本(世帯全員記載のもの) ・施設入所証明書等 ・被保険者証 ・高齢受給者証(70歳以上75歳未満) ・限度額適用認定証(交付者のみ)
非該当 (組合員と同一世帯に戻った場合)	・組合員世帯に戻った住民票原本(世帯全員記載のもの) ・被保険者証 ・高齢受給者証(70歳以上75歳未満) ・限度額適用認定証(交付者のみ)

該当する部分を必ず記入してください。

- ○該当届…①, ②, ③, ④
- ○非該当届…①, ②, ④
- ○継続住所変更届…①, ②, ④

専務理事	事務長	係

学 国民健康保険法第 116 条 総続住所変更

修学中の被保険者の特例

①被货	保険者証	記号				番号	•								
		(フリガナ) 							生年	月日		年	J	1	日
	مناء الماد	氏 名							性	別		男	•	女	
②分	離者	個 人 (マイナ	番 号 ンバー)				!	1				組合具続	見との 柄		
		住 所	₸												
		名 称													
③学	校	所在地	₹												
		修学年	限				年	在	学 年					À	学年
]東信越税理 :記のとおり必				長 様										
4	令和	年	月	日											
申請	事務所名														
人 記 入 欄	自宅住所 「	Ē						電	話番号		()		
月	申請人(組合	·員)							個人	、番号	(マイ	ナンバー	-)		
受付印	ij								処理欄	入力	J	保険	証	回	又

~届出の際の注意事項と添付書類について~

■注意事項

- ・個人番号(マイナンバー)は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きにおいて必要と なります。
- ・この届は、被保険者が修学を理由に組合員の世帯から転出および転入した際に届け出るものであり、転出 していない場合は、修学中の被保険者の特例に該当しません。
- ・異動の際は14日以内に届け出てください。
- ・申請人は当該世帯の組合員となります。

■添付書類について

手続き	添付書類
該当 (修学のため組合員の世帯から 住民票を異動した、 または就学先を変更した場合)	・分離先の住民票原本(世帯全員記載のもの) ・就学先の在学証明書原本 または学生証写し(有効期限が明記されたもの) ・被保険者証
非該当 (修学を終えて組合員と同一世帯に 戻った場合)	・組合員世帯に戻った住民票原本(世帯全員記載のもの) ・被保険者証
継続住所変更 (修学中に分離先の住所を 変更した場合)	・変更後の住民票原本(世帯全員記載のもの) ・被保険者証

専務理事	事務長	係

国民健康保険被保険者証等再交付申請書

被保険者証記号					番	号				1 1 1 1 1				
再交付する者	性別	生	年月日	Ī		個人番	号 (5	マイナ	ンバ	-)			交 付 『をつけて	
フリガナ	男女	S H R		•						1		1.被保 2.高齢 3.組合 4.その	受給者証 員証)
フリガナ	男女	S H R		•								1.被保 2.高齢 3.組合 4.その	受給者証 員証)
フリガナ	男女	S H R		•								1.被保 2.高齢 3.組合 4.その	受給者証 員証)
フリガナ	男女	S H R	•									1. 被保 2. 高齢 3. 組合 4. その	受給者証 員証)
再交付の理由			1.	紛失	2	2. き打	1	3.	その	の他	(•)	
関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様 上記のとおり必要書類を添えて申請します。 ・被保険者証等を発見したときは、ただちに返納します。 ・被保険者証紛失のために生じた事故については、解決の責を負います。														
令和	F	月	E	I										
事務所所在地 〒								電話	番号			()	
事務所名														
税理士(事業主)							ÉD							
自宅住所 〒								電話	番号			()	
申請人(組合員)									個人	番号	(7	イナンバ	(-)	
■注音車										□.	ıΪ∇	交付	· 籓	発行

受付印

・個人番号(マイナンバー)は番号法、国民健康保険法及び施行規 則に基づいた事務手続きにおいて必要となります。

- ・被保険者証等の再交付には、なりすまし防止のため申請人である 組合員本人の身元確認書類を添付してください。
- ・申請人は当該世帯の組合員となります。

■添付書類について

- ・申請人である組合員本人の身元確認書類(個人番号カードの表面、運転免許証、パスポート等の写し)
- ・理由がき損の場合、き損した被保険者証・高齢受給者証・組合員証等

該当する部分を必ず記入してください。 ○住所変更…①,②,④,⑤, 裏面⑥ ○氏名変更…①,③,④,⑤, 裏面⑥

専務理事	事務長	係

自宅住所 変更届

											*	変更	[する]	ものし	こ○を	つけ	てく	だ	えい。
1	被保険者証	記	号		1		番	号								1			
					変更	前							変	更	 後	1			
2	住 所	₹							ī	F									
	(フリガナ) 氏 名 個人番号																		
③ 氏	(マイナンバー) (フリガナ)		*	* * * *	* * * *	* * * *	* *				-	!							!
名	氏 名																		
変更	個人番号		*	* * * *	* * * *	* * * *	* *				-	-							:
者	(フリガナ) 氏 名																		
	個人番号(マイナンバー)		*	< * * *	* * * *	* * * *	* *					!			!				
4	変更年月日			,	令和	年			月		E								
	関東信越税理上記のとおり																		
⑤ 事	令和 事務所所在:		•	月	日					電話	来上	L.		()			
業主・	事務所別任	吧 I								电前	宙石			()			
申請人	税理士(事業	主)							P										
記入	自宅住所 =	Ē								電話	番号	ļ-		()			
欄	申請人(組合	·員)						1	P		個/	人番号	号 (マ	イナ	ンバ・) 			
受	付印					処理欄	保険	証	高齢	6受給者	孟	組合	計員証	限	度額認	定証		回机	Z.

⑥世带加入状況報告書

住民票に記載されている組合員本人を含む全員の健康保険加入状況を記入してください。

※同一世帯で市町村国保加入者がいる場合は、国民健康保険法第 19 条に基づき、その家族も包括して加入する必要があります。

氏名・性別	生年月日	現	現在加入の健康保険(○を付けてください)						
男 女	S H · ·	市町村国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保	その他 ()			
男 女	S H · ·	市町村国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保	その他 ()			
男 女	S H · ·	市町村国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保	その他 ()			
男 女	S H · ·	市町村国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保	その他 ()			
男 女	S H · ·	市町村国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保	その他 ()			
男 女	S H · ·	市町村国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保	その他 ()			

~届出の際の注意事項と添付書類について~

■注意事項

- ・個人番号(マイナンバー)は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きにおいて必要 となります。
- ・異動の際は14日以内に届け出てください。
- ・申請人は当該世帯の組合員となります。
- ・住民票を異動した際に同一世帯で市町村国保加入者がいる場合は、国民健康保険法第19条に基づきその家族も包括して当組合へ加入する必要があります。
- ・住民票を異動した際に、組合員と別世帯となった家族については喪失となりますので、喪失の手続きが 必要となります。
- ・自宅住所の変更にあわせて、事務所所在地も変更となった場合は「様式第1号の10事務所関係変更届」 の届出も必要となります。

■添付書類について

・住民票原本(世帯全員記載のもの)、被保険者証、高齢受給者証(70歳以上75歳未満)、組合員証(75歳以上)、 限度額適用認定証(交付者のみ)

—87— R1⋅6

雇用証明書

関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様

当事務所において上記の者を、令和 年 月 日より雇用していることを証明 します。

令和 年 月 日

(フリガナ) 事務所所在地 〒

事務所名

(フリガナ) 税 理 士 氏 名

—88— R1·6

該当する部分を必ず記入してください。
○事務所所在地変更…①, ②, ⑤, ⑥
○事務所名変更…①, ③, ⑤, ⑥
○代表者氏名変更…① ④ ⑤ ⑥

専務理事	事務長	係

事務所関係変更届

1) 1	坡保険者証	記号				番	号					
			· :	変更良	前					変	更後	
② 克	事 務 所 近 在 地							₹				
	TEL		()					()	
3	事務所名											
4) f	代表者氏名											
5 3	变更年月日		令	和	年		,	月	日			
⑥ 事	関東信越税:											
業主	令利	年 年	月	日								
記入欄	事務所所在	地 〒						電	話番号	(,)
変	事務所名											
更後)	税理士氏名						([
受付	寸印 処理欄	国保証明	ョ 適用除外入	力日	入力	保	険証	高齢受	給者証	組合員証	限度額認定記	臣 回収

~届出の際の注意事項と添付書類について~

■注意事項

- ・当組合での変更処理については、関東信越税理士会の登録変更確認後となります。
- ・事務所所在地変更にあわせて自宅住所を変更した場合は「様式第 1 号の 7 自宅住所・氏名変更届」の届出も必要となります。
- ・資格区分に変更のある方は、喪失及び再加入の手続きが別途必要となる場合があります。

■添付書類について

手続き	添付書類
法人設立による 変更の場合	 ・法人の登記簿謄本 ・法人代表者の印鑑証明 ・定款の写し ・誓約書 ・事業主である社員税理士の身元確認書類 ・預金口座振替依頼書(法人名義) ・国民健康保険被保険者適用除外承認申請書 ・勤務証明書(勤務税理士) ・雇用証明書(職員) ・加入者全員分の被保険者証 ・高齢受給者証(70歳以上75歳未満) ・組合員証(75歳以上) ・限度額適用認定証(交付者のみ)
代替わりによる 代表者の変更	 ・新代表者の身元確認書類 ・預金口座振替依頼書(新代表者名義) ・勤務証明書(勤務税理士) ・雇用証明書(職員) ・加入者全員分の被保険者証 ・高齢受給者証(70歳以上75歳未満) ・組合員証(75歳以上) ・限度額適用認定証(交付者のみ)
事務所所在地の変更 (支部変更がある場合のみ)	・加入者全員分の被保険者証・高齢受給者証(70歳以上75歳未満)・組合員証(75歳以上)・限度額適用認定証(交付者のみ)

[※]上記の手続き以外の添付書類については、別途必要となる場合がございますので、届出の際は予め当組合 へお問合せください。

専務理事	事務長	係

国民健康保険基準収入額適用申請書

(7	リガナ)					被保険	者証の				
組合	合員氏名					記号	番号				
生	年月日	S H R	年	月	日	電 話	番号		()	
住	所	₸									
被	保険者	氏名									
個(マ	人 ァイナン	番 号 バー)									
当	上 年	月 日	S·H	年	月 日	S·H	年	月 日	S·H	年	月 日
年	公的 (老齢基礎年 生年金、退 老齢年金、	金、老齢厚 職共済年金、			円			円			<u>円</u>
中の収	給 (パート収	与 (入等含)			<u>円</u>			円			円
入	年金・給与 事業収入等 (以外の収入 :) 収入			円			円			円
	合	計			円			円			円
(注) ○市町村民税が課税されている・いないにかかわらず、同一世帯(同一被保険者証)におられる70歳以上の被保険者の方(65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている被保険者の方も含む)それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。 ○収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び課税の対象とならない収入(障害又は遺族に係る年金・恩給等・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金等など)は除きます。 ○公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写し、公的年金及び給与収入額が確認できる所得(課税)証明書等を添付してください。											
関東信越税理士国民健康保険組合理事長 様											
上記のとおり、関係書類を添えて負担区分判定に係る収入額を申請します。											
	令和	年	月	目				個人	.番号(マ	イナンバ	(-)
申	請人(組合	計員) 月	氏名								

※住民税課税標準額が 145 万円以上あるが、世帯に属する 70 歳~74 歳の方の収入合計が 520 万円未満 (1 人世帯の方は 383 万円未満) のとき申請してください。

※70 歳~74 歳の方が 1 人で住民税課税標準額が 145 万円以上、収入が 383 万円以上あるが、同一世帯 に後期高齢移行者も含めた収入合計が 520 万円未満のとき証明書類を添えて申請してください。

資格喪失届による遅延理由

	保険者証記号・番号	被保険者氏名	続柄
遅			
延			
理			
由			

上記のとおり届出します。

令和 年 月 日

事務所所在地

事 務 所 名

—91—

税 理 士 名

R1·6

印

被保険者証・高齢受給者証・組合員証添付不能・滅失届

保険者証記号・番号	被保険者氏名	続	柄	1	資格喪生	5年月日	
				令和	年	月	日
				令和	年	月	日
				令和	年	月	日
				令和	年	月	日
				令和	年	月	日
被保険者証・高齢受	た給者証・組合員証を添	付して	返却	できない	詳細な	建 理由	

上記のとおり被保険者証・高齢受給者証・組合員証の添付ができませんので 届出いたします。

なお、今回の回収不能被保険者証により保険給付事故発生の場合は、解決の 責を負います。

関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様

令和 年 月 日

事務所所在地

事 務 所 名

税 理 士 名

印

—92— R1⋅6

令和 年 月 日

関東信越税理士国民健康保険組合 理 事 長 様

誓 約 書

関東信越税理士国民健康保険組合加入につき、次のとおり誓約します。

- 1、関東信越税理士国民健康保険組合規約(以下、規約と言う)第 20 条に基づき保険料を賦課期日の翌月1日までに納付します。
- 2、規約第8条の2の規定に該当した場合、速やかに届出します。
- 3、上記1の納付がなく、組合から保険料督促状が届いた場合、規約第 22 条に基づき 督促状1通につき 300 円を組合に支払います。
- 4、督促状に記載された納付期限を過ぎて保険料を納付した場合、規約第 23 条により 計算された延滞金を組合に支払います。
- 5、保険料滞納が理由もなく6箇月を経過した場合等、規約第 11 条に基づき除名されても異議申立てしません。
- 6、被保険者の喪失に伴い、規約第10条に基づき被保険者証を14日以内に返却します。

以上

事務所名	(税理士法人名)		
事業主名	(代表社員名)	E	J)

—92-2— R1·6

専務理事	事務長	係

国民健康保険療養費支給申請書

支 百万 拾万 給決定額	万千百十円	
被 保 険 者 証 記 号	番	号
療養を受けた 被保険者の氏名	昭・平・令 年 月	組合員との 日生 続 柄
傷病名	発病 年	病・負傷
発 病 又 は 負傷の原因		発 症 又 は 1:第三者行為(交通事故等) 2:業務上の災害(通勤災害等) 3:その他(自損事故・疾病等)
傷病の経過		
診療又は薬剤の支給を受け	名	所在
た医療機関等 及び所在地	称	地
診療又は薬剤 に従事した医 師・薬剤師名	氏 診療	療の内容
診療の期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	日間 診療に要した 費 用 の 額 円
療養の給付を受 けることができ なかった理由		
申請に必要な 証 拠 書 類	○診療報酬証明書(医師より発行)○調剤報酬証明書(医師より発行)○診断(証明)書(医師より発行)○施術同意書(医師より発行)○施術内容明細書(整復師より発行)	○移送承認申請書○その他(○領収証(書)○診療内容明細書(海外療養費用)○領収明細書(海外療養費用)
振 込 先 金融機関名		支 店 名 店
口座番号	普通 番号【右ヅメでご記入ください】 当座 貯蓄	1 フリガナ 名 義 人
備考		
	上国民健康保険組合 理事長 様 要書類を添えて申請します。	
令和 年	月 日	
由善人	宅住所 〒 記話番号 (こ 名	

	はり	· 3	ゅう	施術	可意書	
患者	住 所 氏 名					
	生年月日	昭和 平成 令和		年	月	日生
傷病名	 神経痛 リウマチ 頚腕症候 五十肩 腰痛症 頚椎捻挫 		症 状 (主訴を) 含む。)			
発病年月日	令和	年		月	Н	
初診年月日	令和	年	<u> </u>	月	日	
上記の者にて		疾病によ		術を受ける。 年	ことに同意します。 <u>月 日</u>	
所 在	地					
医 ————————————————————————————————————	名					(i)

※第1回目申請時に、支給申請書の添付書類として必要となります。

—94— R1·6

施術内容明細書(はり・きゅう)

(第 回目)

	被保険者証記号・番号		組合員氏	名		住	住 所							
ᆉᆎ					(FI)									
被	療養を受けた被保険者の氏名	性別	生年月日		組合員と	 の結析	発症Ⅴ	け復忘の理	曲					
保	原食で支げた阪体操有の八石	工力			旭日貝こ	77 NYL119	分続柄発症又は傷病の理由1:第三者行為(交通事故等)							
険		男・女	昭・平・					ーセロペ(メ 務上の災害						
者			年	月 日生				の他(自損事						
欄	傷病名	発病又に	よ よ負傷年月	2傷年月日 発病又は負傷の原因及びその										
		令和	年 月	I B										
		H A H	T),	, 1					T					
	初療年月日 施術期間					実日		請求区分	転帰					
	令和 年 月 日 自 令和 年		一至 令		月 日		H	新規・継続						
١,,	初傷病名/1.神経痛 2. リウマ		頚腕症候					左記傷病の						
施	4. 五十肩 5. 腰痛傷		頚椎捻挫	俊 夏狂				令和 年	月	- 日				
	初 1. はり 2. はり(電気針4. きゅう(電気温炎器併用)		. きゅう 、きゅう併	1月			ш	摘	要					
¢b∽	凹 6. はり、きゅう併用(電気針	・電気温気	器併用)				円							
術	2 はり (電気外盤)			円			円							
	はり(電気運用用)			円			円 円							
н.	きゅう きゅう (電気温灸器併用)			円円			円 円							
内	以上は、またる併用													
	降 はり、きゅう併用 はり、きゅう併用 (電気針・電	官与温念男	2併田)	円円			円 円							
容	往療料		T DI 7137	円			円							
127	加 第(km)			円			円							
		 計					円 円							
欄		-	3 14 15	16 17 18	19 20 2	1 22 2	$\frac{23\ 24\ 2}{23\ 24\ 2}$	5 26 27 28	29 30	31				
	月1234567891			16 17 18				5 26 27 28						
	新 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1	0 11 12 1	3 14 15	16 17 18	19 20 2	1 22 2	23 24 2	5 26 27 28	29 30	31				
	日 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1	0 11 12 1	3 14 15	16 17 18	19 20 2	1 22 2	23 24 2	5 26 27 28	29 30	31				
施	上記のとおり施術を行い、その費用	を領収しま	した。											
術証	令和 年 月 日	ij	斤在地											
明	はり師、きゅう	師					<u> </u>							
欄		<u>F</u>	5 名			E	1 電話	番号()					
備														
考														
		Irl.		* # II	D 1/2	ال خ	÷ <i>h</i>		.11: 11:0	HH				
同	同意医師の氏名 所 在	地	同意	意 年 月	日 傷	· 指	· 名	要加	療期	間				
意			令和	年 月	日									
記	再同意医師の氏名 所 在	地	再同	意年月	日 傷	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 名	要加	療期	間				
録	///					. /1		21 748		•				
不少人			令和	年 月	日									

- ・「施術内容」欄の傷病名、初回の施術内容については、該当する項目を○で囲んでください。
- ・「摘要」欄は往療を必要とした理由、施術に関する特記事項等を記入してください。
- ・初療の日から6ヶ月を経過した時点における同意書については、実際に医師から同意を得ていれば必ずしも添付は要しません。この場合には、同意をした医師の氏名、所在地、同意年月日、傷病名、要加療期間の指示等がある場合にはその期間を「同意記録」欄に記入してください。

			at -	う アッ	ん,サ	_	まジ	施	術「	可意	育量			
			住	所										
患		者	氏	名										
			生年	月日	昭和 平成 令和				左	F		月		日生
							診療開始日	令和	年	月	日		病状	
傷	病	名				-	転 帰	令和	年	月	日	中止繰越	経過	
意	施	種 別	あん	にま・	マッサ	ナージ	・変形徒	上手矯正	術					
.Eν		範 囲	頭が	から尾	星頭ま て	ごの身	·幹・左上	上肢・右	上肢・フ	左下肢・	右下	技		
п	術	回数	1 边	围間		П	程度							
見	往	療	必要	更とす	-る	•	必要と	こしない						
	上記(こついて	、頭	書の	疾病に	よりる	あんま・`	マッサー	- ジの施	面術を受	けるこ	ことに同	司意し	ます。
									4	令和	年	,	月	日
	<u> </u>	医療 機	関 名	ī										
	Ā	沂 在	地	L										
	<u>[</u> 2	医師	名	ī										

※第1回目の申請時に、支給申請書の添付書類として必要となります。

—96— R1·6

施術内容明細書(あんま・マッサージ)(第

第 回目)

	被保険者証記号・番号		組合員氏	名		住 所						
				_								
被		2.2			(I)		1		1			
保	療養を受けた被保険者の氏名	性別	生年月日		組合員と	の続柄		は傷病の				
険		男・女	昭・平・	令			-	三者行為 ダトの災害				
者		为 :从	年	月 日生		2:業務上の災害(通勤災害等) 3:その他(自損事故・疾病等)						
欄	傷病名	発病又に	 よ負傷年月	 [日	発病又に	よ負傷の		及びその治				
							-	•				
		令和	年 月	日								
	初療年月日 施術期間					実日数		請求区分		伝帰		
	令和 年 月 日 自 令和 年	月日	一至 令	和年	月日			新規・継				
1.6	傷病名又は症状						-	左記傷症				
施								令和 - 指	年	月 要	日	
	→ 11 2?		円×	局所 ×	囯=		円	11	司	安		
術	マッサージ		11 \(\sigma\)	四/// へ	Щ		1 1					
ניוער	変形徒手矯正術		円×	回×	囯=		円					
	2/1/ VC 3 /P9 III 113											
内	温罨法		円×	回×	回 =		円					
	温罨法・電気光線器具		円×	回×	回=		円					
容	往療料		円×	回×			円田田					
	加 算 (km)		円 ×	回×	回=		円 円					
田田	合 言 日 1 2 2 4 5 6 7 2 2 2 1	•	10.14.15	10 17 10	10.00.0	1 00 0	円	- 00 07	20.0	2 20	0.1	
欄	/IL			16 17 18 16 17 18				5 26 27 5 26 27			31	
	術			16 17 18 16 17 18				5 26 27			31	
				16 17 18							31	
施	上記のとおり施術を行い、その費用を			10 17 10	1, 20 2	1 22 2	0 21 2	<i>J 20 2</i> .	20 2			
術	令和 年 月 日											
証明	あん摩マッサージ指		斤在地									
明欄			氏 名			E	電話	番号	()		
備											_	
考												
77		*.1			·- //-	يد :		T -## 1	-	· un	ън.	
同	同意医師の氏名 所 在	地	同意	意 年 月	日 傷	病	名	要力	加 療	期	間	
意			令和	年 月	日							
記	再同意医師の氏名 所 在	地	再同	意 年 月	日傷	病	名	要力	加 療	期	間	
録						//			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
247			令和	年 月	日							

- ・「施術内容」欄の傷病名、初回の施術内容については、該当する項目を○で囲んでください。
- ・「摘要」欄は往療を必要とした理由、施術に関する特記事項等を記入してください。
- ・初療の日から6ヶ月を経過した時点における同意書については、実際に医師から同意を得ていれば必ずしも添付は要しません。この場合には、同意をした医師の氏名、所在地、同意年月日、傷病名、要加療期間の指示等がある場合にはその期間を「同意記録」欄に記入してください。

専務理事	事務長	係

特定疾病認定申請書

	被保険者証記	号	番号			
認定	氏 名		生年月日 昭和 平月 中月 中月 中月	英 年 月	日性別	男・女
対象	住 所					
者の	個 人 番 号 (マイナンバー)			組合	員との続柄	
記入欄	疾 病 名	1.血漿分画製剤を投 先天性血液凝固第 2.人工腎臓を実施し 3.抗ウイルス剤を投	IX因子障害 ている慢性腎	不全		たは
医	上記のとおり記	診療を受けていることに	相違ありませ	<i></i> ل		
師	令和 年	月 日				
の意			名 称			
見欄		医療機関の	所在地			
小則			医師名		Œ	
		健康保険組合 理事長 様質を添えて申請します。				
	令和 年 自宅住所 〒	月 日		電話番号	()	
	申請人(組合員)	氏名		個人番	号(マイナンバ	
	a चौर सोंच कर्य				htt 【目 1	

■注意事項

・個人番号(マイナンバー)は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基 づいた事務手続きにおいて必要となります。

処	限	度	額
理欄	1万円	•	2万円

- ・なりすまし防止のため申請人である組合員本人の身元確認書類を添付してください。
- ・慢性腎不全に係る厚生医療券等により当該疾病が明らかである方については、医師の意見欄の記載を 要しませんが、代わりにその写しを添付してください。

■添付書類について

・申請人である組合員本人の身元確認書類(個人番号カードの表面、運転免許証、パスポート等の写し)

国民健康保険高額療養費支給申請書(令和 年 月診療分)

令和

						E	∄	宅	住	所										
						弁	组合	員,	固 人 番	号										
						((マ <i>/</i>	イナ	ンバ	-)										
							申請 <i>丿</i> 電	人(組 話	l合員). 番	氏名 号			()				<u> </u>
関東信越税理士 下記のとおり必					羕															
①被 保 険	者 証	記号						番	号											
②療養を受けた	被保険者の	個人番号 (マイナンバー)																		
③療養を受け7	と被保険す	皆の氏名																		
④療養を受けた	被保険者の	生年月日	昭和 平成 令和	年		月		日	昭和 平成 令和	年		月		日	昭和 平成 令和	3	年	月		日
⑤組 合 員	と の	続 柄																		
⑥傷	病	名																		
⑦発 症 又 は	傷病	の理由	2:	業務上	の災害	交通事 (通勤 事故・	災害	等)	1:第 2:業 3:そ	務上の)災害	(通	勤災割	害等)	2:	業務	上の災)(交通 (害(通 損事苗	通勤災	.害等)
⑧療養を受けた	医療機関・	名 称																		
診療所等の名称	弥・所在地	所在地																		
⑨診療科目、入	院・通院	等の区分																		
⑩他の制度によ	り自己負	担相当額	受け	られる					受けら						受け	られ				
またはその一	部の支給	を受けら			度名: 収費用	の :	有・針) 無)		(制度	€名: 【費用 <i>0</i>	り	有・	無)			制度名 徴収費		有) ·無)
れるかどうか			受け	られない					受けら						受け	られ				
⑪病 院 等 で	支払っ	た金額						円						円						円
②今回申請の診 高額療養費を が 3ヶ月以上 その直近3ヶ	支給され (※) あ	ている月 るときは	2平	· 令 · 令	年年年	月診療 月診療	原分	①3 世 区	帯(所	·得) 分	70 j 以上 75 j 未消	上					世帯全体			
⑭ 振込先	金融機関名	Ż									支	店名	ı							店
			普通	i	番号【	右ヅメ	でご	記入	ください]	フリ	リガナ								
	座 番 · 5	号	当座	-							名	義人								
処費	用	額						円	支	糸	<u>-</u>	額								円
	己負担額							円	既	支		額	_							円
欄 白戸	自扣限度夠	箱						ш	专	经 泔	上 完	貊								ITT

~申請の際の注意事項について~

- ・申請書は、診療月ごとに作成してください。
- ・申請書の右上の申請人(組合員)情報と太枠内は必ず記入してください。
- ・②欄は、療養を受けた被保険者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。
- ・個人番号(マイナンバー)は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きにおいて必要 となります。
- ・⑦欄は、該当する項目に○印をつけてください。
- ・⑩欄は、他の制度により医療費の自己負担相当額またはその一部の支給が受けられるかどうかについて該当する方に○印をつけ、受けられる場合は次に掲げる制度のうち該当するものの記号(「その他」の場合は具体的制度名)を記入してください。また、自己負担相当額の一部について費用を徴収されたか否かについて該当する方に○印をつけてください。
 - ア 感染症法 (結核) による支給
 - イ 更生医療
 - ウ 育成医療
 - エ 児童福祉法による療育の給付
 - オ 原爆被爆者援護法による支給
 - カ 精神保健福祉法による支給
 - キ 精神通院医療
 - ク 麻薬及び向精神薬取締法による支給
 - ケ 養育医療
 - コ 療養介護医療
 - サ 感染症法 (新感染症・一類感染症等) による支給
 - シ 肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付
 - ス 特定疾患治療研究事業
 - セ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る医療の給付
 - ソ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給
 - タ 児童福祉法の措置等に係る医療の給付
 - チ 難病法による支給
 - ツ 特定 B 型肝炎特別措置法による支給
 - テ 石綿健康被害救済法による救済
 - ト その他(
- ・①欄は、病院等で支払った額のうち、保険診療分に係るものについてのみ記入し、特別室料、歯科で認められている差額徴収額等については除いた金額を記入してください。
- ・ ③欄は、所得判定欄となり、組合が使用するため、記入しないでください。
- ※具体的な所得証明書類や所得区分の判定、自己負担限度額の計算方法等については当組合の HP または国保のしおりを参照してください。
- ・⑭欄は、申請人(組合員)の希望する振込先金融機関情報を記入してください。

専務理事	事務長	係

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

支給決定額	百万	拾万	万		Ŧ	百	十	Р	7												
被記	保	険	者	証号						番	号						1				
組	合	員	氏	名																	
生	年]	日			· 令		年			月日		日日					合 員 : の 柄		
		国保力					・令		年			月		<u>日</u>							
出	産	年	月	日	令	和	<u></u>	F	月		日	分娩	の種	重類	出產	産、列	正産	(女	壬娠	ケ	月)
出	生	児	氏	名											出生	生児⊄	の性別	IJ	男	• 3	女
支糸	給 1	申請	金	額									円								
備	考																				
		税理コ							様												
令	和	年	月	Ī	日																
			自结	它住	所	₸															
申	誰	 人																			
	組合		電	話番	:号					()								
			氏		名																
振込	、先	金融	機関	名								支	店	名							店
			ž.		普通	- '	号【右)	ヅメでこ	ご記	入く	ださい	1 7	リナ	が ナ							
	座	1	ī ·	号	当座 貯蓄	_						名	義	人							

- ・直接支払制度を利用し、医療機関の代理受領額と出産育児一時金との差額がある場合は、差額分が支給されますので、出産費用の内訳が記載された領収(明細)書の写しを添付して申請してください。 ・妊娠85日以上であれば、死産または流産の場合も支給されますので、医師の証明書を添付して申請してください。
- ■添付書類について
- ・出生証明書または住民票の原本
- ・直接支払制度の利用有無がわかる書類の写し

専務理事	事務長	係

国民健康保険葬祭費支給申請書

支給決定額	百万	拾刀	ĵ	万	千	百	十	円									
被記	保険	者	証号					番		号					1		
組	合 員	氏	名								組合員続	との 柄			(例・	妻が死亡の)場合:妻)
死	亡者	氏	名						年	齢	死亡生年		昭	·平·令	年	月	日
死	亡の	原	因							歳	死亡年	月日	令	和	年	月	日
死	亡の	理	由	2:	業務上の	行為(交 の災害((自損事	通勤災領	害等)			葬祭幇	行日	令	和	年	月	日
支	給申記	請 金	額					円						祭を行 の続柄	続柄:	が申請人の)場合:子)
						操組合 て申請			羕								
	令和	年	Ē	月	E]											
					自宅住	三所 〒											
	申 (葬祭	請 を行		人 台)	電話番	号			()					
					氏	名											
振	込先	金 融	人機	関名							支	店	名				店
 	座		番	号	普 当		景【右 ヅ. ;	メでご ;	記 <i>入</i> :	(くだ) ;	さい】ヮ	IJ Ħ	が ナ				
			_	•	貯	:					名	義	人				

- ・後期高齢者の組合員が死亡された場合は、様式第24号の「死亡見舞金支給申請書」での申請となります。
- ・喪主または施主の方への支給となりますが、喪主または施主が2名以上いた場合は、別途「誓約書」が必要となりますので、組合にお問合せください。
- ■添付書類について
- ・死亡診断書の写し
- ・会葬礼状の写し

専務理事	事務長	係

傷病手当金支給申請書

支給決定額	百万	拾	万	万		Ŧ	百	+	円									
正額					!											(令和	年	月診療分)
被記	保	ß	È	者	証号					番	号			1				
氏					名							生年 月日	昭和平成	芃	年	Ē	月	日生
国	保組	合力	11入	年月	日	昭和 平成 令和		年	月	日	資格区	☑分(○	で囲む	(ئ	税理士	上・勤務	· 税理	上・職員
 対	在	7	险	期	間	自	令	和		年		J.	j		日		г	1 目目
Xi	象	^	沈		间	至	令	和		年		J.			日			間
支	給	申	請	金	額								円] (円	×	日分)
発	症まれ	とは	傷疖	ラの理	!由	2:	養務上.	の災害	交通事故等 (通勤災等 事故・疾り	喜等)	備	考						
	東信記のの						組合	理事	長槍	Ŕ								
	令和		年	月		日												
				自氧	它住	所〒	:											
		請 合員																
					活番					()						
				氏		名											P	
振	込先	金	融核	幾関	名							支 店	名					店
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	i.	b	平		므.	普通	番号	計【右ッ	バメでご	記入く	ださい】	フリ	ガナ					
	<u> </u>	臣	番	•	号	貯蓄	1					名。義	人					

■注意事項

- ・組合に加入1年未満の組合員、後期高齢者の組合員及び家族としてご加入いただいている方は支給対象外 となります。
- ・申請書は入院月毎に作成してください。
- ・申請人氏名と振込銀行の名義人は同一にしてください。

■添付書類について

・組合員が死亡し、相続人が申請する場合、備考欄に続柄を明記し、申請人欄は相続人の住所、氏名、振込銀行をご記入のうえ、組合員との続柄が確認できるもの(戸籍謄本や会葬礼状)の写しを添付してください。

専務理事	事務長	係

定期健康診断補助金交付申請書

支給決定額	百万	拾万	万	千	百	+	-	円												
被包記	R険者 号	証・組合 番	計算証 号	受記	含者氏 :	名	資	格		生年	戶月	日(健診	>時年	三齢	;)	健調	今 日	健診施設へ の支払額 (円)	補助金 申請額 (円)
							税・	職・家	₹		•		•		(歳)	•	•		
							税・	職・家	₹		•		•		(歳)	•	•		
							税・	職・家	₹		•		•		(歳)		•		
							税・	職・家	₹		•		•		(歳)		•		
							税・	職・家	₹		•		•		(歳)		•		
							税・	職・家	₹		•		•		(歳)		•		
							税・	職・家	₹		•		•		(歳)		•		
							税・	職・家	₹		•		•		(歳)	•	•		
							税・	職・家	₹		•		•		(歳)		•		
							税・	職・家	₹		•		•		(歳)		•		
	健彰	% 施 部	设名																	
関	東信越	遠税理 士	三国民	健康保	:険組合	理	事長	様												
		とおり			0															
	令和	年	月	E		Ē														
			事務	所所	在地															
	rh ≅	主 1	事	務所	名															
	申言(組合	青 人	電	話 番	号															
			組合	合員 月	氏名															
振	込先	金融机	幾関名	3							=	支	店	名						店
		_		普		号【右	ヅメ	でご記	込く	ださい	Λ.)]	フ	リガ	ナ						
	座	番	5	計 当			; ; ; ;				2	名	義	人						

- ※健診費用が10,000円未満の申請にご利用ください。
- ※特定健診対象者・後期高齢者組合員は支給対象外です。

必要書類…【領収書(原本)※健診施設発行のもの】

- ・健診を受けた者とその費用額及び健診日が個別にわかるもの
- ・複数名一括の領収書の場合は、健診を受けた者の氏名とその費用額及び健診日がわかる健診施設発行の 「内訳明細書(原本)※事務所作成不可」も添付

専務理事	事務長	係

第三者行為による被害届(交通事故)

		被保険者証記号	番 号		組 合 貝 4 との続柄 4	人・家族
		フリガナ		性別生年	昭和	
核	坡 害 者	氏 名		男·女月日	平成 年	月 日
		個 人 番 号				
		(マイナンバー)				
事	発 生 日 時	令和 年 月	日()午前	・午後	時	分 頃
故	発 生 場 所			事	故が発生した問	寺の状況
の状	事故原因と状況	別紙事故発生状況報告書の	とおり	勤務	務時間内 勤 動	務時間外
況	警察署への届出	届済・未届(いずれかに○	戶)	-		
		フリガナ		性別生年	昭和	н н
		氏 名		男·女 月日	平成 年	月日
第	加害者	〒 〒		電自宅	()
三		住 所		番携帯	()
者		保有者との関係本人・従業	員・親族・その	他()
		フリガナ		性別生年	昭和 平成 年	月 日
加		氏 名		男·女 ^{月 日}	令和	л ц
害	車の契約者			電話番号携帯	()
者		11. 771		番揚帯	()
\bigcup		契約者との関係本人・従業	員・親族・その	他()
に		保険会社名(農協共済等)				
関		証明書番号		登録番り (NO.プレート)	号	
す	卢 昳 丰 加 	保険·共済期間 自 令和	年 月	日 至令和	年 月	月日
る	自賠責保険	契 氏 名				
事		約 〒		電自宅	()
項		者 住 所		電話番号 携帯	()
		保険会社名(共済)				
	任 意 保 険	電話番号		担当者氏名		
示	談 の 状 況	有(令和 年)	目 目)	· 無		
具]東信越税理士国」	民健康保険組合 理事長 様				
Œ	国民健康保険法施行	規則第32条の6の規定により、	上記のとおり必	必要書類を添え、	て届出します。	
	令和 年	月 日				
	自宅住所 〒		電話番	等 号 ()	
				個人番	号(マイナンバ	(-)
	申請人(組合員)	氏名				<u> </u>

~届出の際の注意事項と提出書類について~

■注意事項

- ・個人番号(マイナンバー)は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きにおいて必要と なります。
- ・届出書類上では、相手方を「加害者」または「加害動物」と表記しています。 実務上、過失割合の大小に関わらず、相手方を加害者として取扱います。
- ・相手がいる交通事故の場合、交通事故証明書を基に加害者の自賠責保険の情報を記入してください。また、加害者が任意保険(対人賠償保険)に加入しているかを確認し、加入している場合は必ず情報を記入してください。
- ・交通事故を除く第三者行為 (不当な暴力や傷害行為を受けたことによる負傷等や他人の飼っている動物に 咬みつかれたことによる負傷等) の場合は、原因・状況を詳細に記入してください。
- ・示談が成立している場合は、示談成立年月日を記入してください。

■提出書類について

事故または負傷の状況	提出書類
相手がいる交通事故	・第三者行為による被害届(交通事故)・事故発生状況報告書・交通事故証明書・念書・誓約書
不当な暴力や傷害行為を 受けたことによる負傷等	・第三者行為による被害届(傷害)・念書・誓約書
他人の飼っている動物に 咬みつかれたことによる負傷等	・第三者行為による被害届(動物)・念書・誓約書
単独での交通事故	・自損事故による疾病届(交通事故) ・事故発生状況報告書 ・交通事故証明書

※相手がいる交通事故の場合で交通事故証明書内の照合記録簿の種別が「物件事故」になっている場合は、 加えて人身事故証明書入手不能理由書の提出が必要となります。

- ※示談が成立している場合は、加えて示談書の写しをご提出ください。
- ※交通事故証明書はできるだけ原本を添付してください。

-106- R1·6

専務理事	事務長	係

第三者行為による被害届(傷害)

		被保険者証記号		番号		組合員 との続柄	本人・家族
		フリガナ			性別生年	昭和	
包	皮 害 者	氏 名			男·女	平成 令和	年 月 日
		個 人 番 号 (マイナンバー)					
	受 傷 日 時	令和 年	月 日	午前·午後	時	分頃	
事	受 傷 場 所						
故							
	受傷原因と状況						·
の							
状	(どのようにして受 傷したか具体的に 記入してください)						
ЗП	HE TO C TICE T						
況	警察署への届出	届済・未届(い	 いずれかに(
		フリガナ			性別生年	昭和	
加	,	氏 名			男·女 月 日	平成 令和	年 月 日
害者	加害者	住所			電自宅	()
自に		Д. //			番携帯	()
関		フリガナ ロ . タ			性別 生年 男·女月日	昭和 平成	年 月 日
する		氏 名 〒			77 /	令和	
事	保護責任者	住 所			電話番号携帯	()
項		加害者との関係	系		号 109 111		
		医療機関等名					
診療	療した医療機関等		自 令和	—————— 年 月	日 至令和	 年	月 日
		医療機関等名				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
診療	療した医療機関等		自 令和	—————— 年 月	 日 至 令和	 年	月 日
示	談の状況	有(令和	年	月 日)		· ·	
		 	理事長 様				
	国民健康保険法施行				届出します。		
	令和 年	月 日					
	自宅住所 〒			電話	番号 ()
					個人番	号(マイナ	ンバー)
	申請人(組合員)	氏名					

専務理事	事務長	係

第三者行為による被害届 (動物)

		被保険者証記号	-	番号			組 合 員 との続柄		家族		
		フリガナ				性別生年	昭和				
初	坡 害 者	氏 名				男·女	平成 令和	年 月	日		
		個 人 番 号 (マイナンバー)			!						
	受 傷 日 時	令和 年	月 日	午前・午後		時 分	予 頃				
事	受 傷 場 所										
故											
	受傷原因と状況										
の	(ko b) 21 マ巫										
状	(どのようにして受傷したか具体的に記入してください)										
an.	HE TO C TICE T										
況	警察署への届出	 届済・未届(いずれかに(○〔〕							
		フリガナ				性別生年	昭和				
加		氏 名				男·女	平成 令和	年 月	日		
害動	動物の占有者	住所				電自宅	()			
物						番揚帯	()			
に関		フリガナ				性別生年	昭和 平成	年 月	目		
すっ		氏 名 〒				男・女月日	令和				
る事	動物の所有者	住所				電話番号 携帯	()			
項		 加害動物の占有	女しの朋友			携帯	()			
		医療機関等名	白こり気が								
診療	療した医療機関等		自 令和	 年 月		口 五人和	 年	——	П		
			日、山水山	年 月	-	日 至 令和	<u>+</u>	月 ———	日 ——		
診療	療した医療機関等	医療機関等名	自 令和	Æ F		日 云入和	fr:	——	н		
=	談の状況	家期間	年	年 月 月 I	∃)	日 至 令和 	年	月	日		
示			<u> </u>	<u>л</u>] <i>)</i>	- /////					
	関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様 国民健康保険法施行規則第32条の6の規定により、上記のとおり届出します。										
	令和 年	月 日									
	自宅住所 〒			電	話番	号 ()			
						個人番	房(マイナ	・ンバー)			
	申請人(組合員)	氏名		A							

専務理事	事務長	係

自損事故による疾病届 (交通事故)

				被保	険者	音証言	己号				番号							う 員 続柄	本	人・家	マ族
ź	Ž	傷	者	フリガ	ナ									性	別	生年	昭和				
				氏:	名									男	·女		平成 令和		年	月	日
	受	傷	日時	令	和		年		月		日	午前	が午	後		民	ŕ		乞)頃	
受	受	傷	場所																		
傷	受	傷の	原因	わ	きり	∄・≀	いね	むり	・ス	ピー	- ドの¦	出しす	ぎ (km	/h)			
の			るもの	飲	酒道	重転	· 酒	気帯で	び運!	転・	無免割	・路	面ス	リッ	プ						
原	を(围む)	そ	の化	<u>β</u> ()	
原	受	傷の) 状 況																		
因			うにして のか、又																		
	は、	何が原	原因で事起こした																		
状	のカ		的に記入																		
況	運動	—— 転 を	するに																		
等		った理																			
	警察		の届出	届	済・	・未り	畐 (いず	れか	·12()卸)										
				同乗		の有	無	有	í '	•	無										
				フリガ	ナ 名										別	生 年 月 日	大正 昭平成 名		年	月	日
F	ij	乗	者	住方		-									·女 電影			744			_
				連絡	71		+.)														
		—												电	百百年	『 夕(到/6	#7G)				-
診;	寮した	こ医療	機関等	医療				<u></u>	- TH		Æ	п	Н.	-	75	Л 11н	۲÷		ь	н	
_				診り			間	自令	不但		年	月	日		E *	令和 ———	年		月	日	-
行	政 処	□分ℓ) 内容	医療																	
				診	療	期	間	自令	和		年	月 ——	H		至《	令和 ———	年		月 ——	<u>目</u>	
関	東信	越稅	理士国民	是健康	保険	組合	計	事長	様	Ę											
国	民健	康保隆	倹法施行 規	見則第二	32 <i>§</i>	条の(5 の	規定に	こより),]	上記の	とおり	必要		を清	えて届	出しま	きす。			
	令和	l	年	月	١	I															
	自宅	住所	₸									電話者	番号			()			
	.∔. ∹÷	1 / t=	A 11 \	T 4							(P)										
	甲請	人(組	合員)																		

事故発生状況報告書

交 通 発 生		故時	令和	年	月	日	当	甲(加音	害 運	転者))	氏 (電話番号	名 })				
自動車	車の番	号					事者	乙(被	害	者))	氏 (電話番号	名 })			運転・ 歩行・	同乗その他
天候	晴·	曇・	雨 •	雪・	霧	交通	状況	混雑	• 普	通・同	判制	切明暗	昼間	間・夜	間・月	明け方	・夕方
舗装 {してる						てあれてなり	るい	步道	Í (Ī	両・片	•) .	, ある ない		直線	・カー	ブ	
直路状况 平坦・							見通し {良い 悪い						積雪路・凍結路				
信号又	ては標	識	;	舗装	{ あ く な	るい	馬	主停車禁	止	{され され	てて	いる いない		その1	也標諳	È	
速		度	甲	車両	k	km/h(f	制限退	度	km/	′h)	乙	車両	km/h	n(制限i	速度	km/	h)
事故現場に於ける自動車と被害者との状況を図示してください。	事故	·発生	生状?	兄略図		道路帽	晶を n	n で記入		てくだ	さい	,,,)			相進信一人自	動手方に帯転が車車向号止間車が	
書いてください。上記図の説明を																	
別紙		事故	証明	に補	足1	てト	記の	とおり幸	報告	1 まる	- .						

念 書

令和 年 月 日()において()の不 法行為により()の被った保険事故について、国民健康保 険法による保険給付を受けた場合は、私が加害者に対して有する 損害賠償請求権を国民健康保険法第64条第1項の規定によって保 険者が給付の価額の限度において取得、行使し、かつ賠償金を受 領することに異議のないことをここに書面をもって申し立てます。 なお、あわせて次の事項を遵守することを誓約します。

- 1. 加害者と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
- 2. 加害者に白紙委任状を渡さないこと。
- 3. 加害者側から金品を受けたときは受領年月日、内容、金額(評価額)をもれなく、かつ遅滞なく貴職に届出ること。

関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様

令和 年 月 日

住所

氏 名 ⑩

-111- R1·6

	医療機関請求額	С	円		貸	付	第			号
貸	被保険者負担額	D	円	決	決	定	令和	年	月	日
付	高額療養費(C-D)	E	円		理事長	副理事長	専務理事	事務長	課長	係
内	貸付額(E×)	F	円	جئے						
訳	差 額 (E-F)	G	円	定	受付年月	日	令和	年	月	∃

国民健康保険高額医療費資金貸付申込書

日 診療分) (令和 月 被保険者証記号 番 号 性 别 男・女 療養を受けた 氏 名 被 保 険 組合員との続柄 生年月日 昭,平,令 名 称 療 養を受け た 医 機 関 療 所 地 在 療養を受けた期間 1:第三者行為(交通事故等) 発症または 貸 付 申 込 額 円 2:業務上の災害 (通勤災害等) 傷病の理由 3:その他(自損事故・疾病等) 関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様 上記のとおり必要書類を添えて申請します。 令和 年 月 日 自宅住所 〒 申請人 電話番号) (組合員) 氏 名 $\widehat{\mathbb{H}}$ 振込先金融機関名 支 店 名 店 普通 番号【右ヅメでご記入ください】 フリガナ 番 座 号 当座 \Box 名 義 人 貯蓄

- ・被保険者ごと、月ごと、医療機関等ごとに作成してください。また、同じ医療機関等で入院と外来がある 場合にもそれぞれ作成してください。
- ■添付書類について
- ・医療機関等の発行した当該療養に要した保険診療分を把握できる請求書又は領収書

貸付	第			号
決定	令和	年	月	日

国民健康保険高額医療費資金借用書

借用金額	金	円
------	---	---

上記金額を借用致しました。

つきましては、借用書を提出します。

関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様

令和 年 月 日

自宅住所 〒

電話番号 ()

組合員氏名

-113- R1·6

貸付	第			号
決定	令和	年	月	日

委 任 状

私は、関東信越税理士国民健康保険組合 理事長を代理人と定め、 次の権限を委任いたします。

- 1. 高額医療費(令和 年 月診療分)の受領に関する一切の件
- 2. 上記の高額医療費をもって、令和 年 月 日に借り受けた貸付金の償還に充てることの一切の件

関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様

令和 年 月 日

自宅住所 〒

電話番号 ()

組合員氏名

-114- R1·6

専務理事	事務長	係

(令和 年 月から令和 年 月までにかかる)

限度額適用 国民健康保険 標準負担額減額 認定申請書

関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様

		-	要書類を添え			, ,		令	和	2	年			月	日
被	保険者証記	号			番	号									
			住 所					·							
組	合	員	氏 名				A	生年月	日平	成	年	月	日	性別	男・女
			個人番号(マイナンバー)		:					症 又 は病の理由	2	:業務	上のり		事故等) 勧災害等) ・疾病等)
≑ग	产 牡 布	∃z.	氏 名				•	生年月	日平	成	年	月	日	性別	男・女
認	認 定 対 象 者 個 人 番 号 (マイナンバー)								組	合員との紛	- 柄				
長	長期入院 該当・非該当(申請日の前1年間の入院日数が91日以上の場合は長期該当)														
	ここか	ら下	は長期入院	該当者のみ	ご記	込く	ださ	٥٠٧٧	入图	完日数合	計	(日間)
	申請日の	前 1	年間の入院期	間(日数)			平 · 平 ·	•	年 年	月 月		からまで			日間
1	入院をし	か医	泰 機関				名	称							
		/C Z					所在	地							
	申請日の	前 1	年間の入院期	間(日数)			平 · 平 ·	•	年 年	月 月		から まで			日間
2	入院をし	九匠	传 操用				名	称							
	入院をし	/こ 左	/				所在	地							
	申請日の前1年間の入院期間 (日数)						平 · 平 ·	•	年 年	月 月		からまで			日間
3	入院をした医療機関						名	称							
	入院をし	/こ区	/				所在	地							
										処		判	定	区 分	
										埋 Ⅱ・	Ι	・ア・	イ	·ゥ・	エ・オ

- ・個人番号(マイナンバー)は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きにおいて必要となります。
- ・なりすまし防止のため申請人である組合員本人の身元確認書類を添付してください。
- ■添付書類について
- ・申請人である組合員本人の身元確認書類(個人番号カード表面、運転免許証、パスポート等の写し)

限度額適用・標準負担額減額認定申請書の添付書類(前期高齢者用)

(フリガナ) 組合員氏名		······ 被 記	保険者	計証 号				番号				
生年月日	昭和 平成 年	月	日生	電	話	番	号		()	<u> </u>	<u> </u>
住所	₸											

被	保 険	者 .	氏 名												
	生 年	月	日	昭和 平成 令和	年	月	日生	昭和 平成 令和	年	月	日生	昭和 平成 令和	年	月	日生
令和	公 (高齢基礎 生年金、 老齢年金	年金、 退職共	老齢厚 法済年金、				<u>円</u>				<u>円</u>				円
年中	給 (パー	ト収入	与 等含)				円				円				円
中の所得	年金・給 事業収入 (等	の収入 収入				円				円				円
	合	ŕ	計				円				円				円

(注)

○ 上記については、低所得 I の区分の適用を受けることを希望する場合について記入してください。

低所得 I の区分は、税理士国保に加入している方全員が市町村民税非課税であって、ご本人及び同じ世帯の方それぞれの給与、年金等の収入から必要経費・控除額(年金については控除額 65 万円)を引いたとき各所得がいずれも 0 円になる場合に対象となります。

- 税理士国保に加入している方全員について、それぞれの所得額を公的年金・給与・その他の 所得に分けて記入してください。
- 所得は全て記入してください。ただし、退職金及び租税公課の対象とならない所得(障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金等など)は除きます。
- 公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写し(受付印のあるもの)等の所得が確認できる書類を添付してください。なお、所得額を確認できる書類がなく、かつ、所得額を証明する書類の発行されていない所得については添付不要です。

[※]税理士国保に加入している方全員が市町村民税非課税でかつ、前年度の各収入から各控除後の 所得金額が0円のみの方が提出してください(所得金額がある方は該当しません。様式第 15 号 のみ提出してください)。

専務理事	事務長	係

国民健康保険食事療養・生活療養標準負担額減額差額支給申請書

被保	以 段 者 証 記 も	<u>1</u> ,					番	号									
A-C	运业& 4		氏	名			,	,	生	三年 月 日	昭和平成	年 年	月	日	性別	月男	・女
減 1	減額対象者		個 人 ジャン・ファイン	番 号	:						組	合員との	の続柄			'	
) I do		L. / I	251		- 14	発 行	· 行期日 令和 年 月							H			
减額 	頁認定証の ろ	2付	を受け	ている	首	長期該当	令和	1		年		月				H	
食事	再療養また!	1生	活春養	を受い	ナた	名	名 称										
医	療	~	機	٠,٠٠	関	所 7	生 地										
ļ ,	17/ -> 11 □	HI	F / F	· •	<i>I.</i> \	令和	年		月	日:	から				1	日間	
入	院期	間		d 妥	女)	令和	年		月	日	まで		(内、	外泊	等	日)	
入院	E期間に受け	た1	食事療	養またに	は生	活療養に	対し支	払った	額(標準負担	額)						円
減額	減額認定証の交付申請または提出ができなかった理由																
振込先金融機関名									支店名							店	
			普)	ı θ	番号	【右ヅメで	ご記入くフ	: : さい】		フリガナ							
	座 番	号	当月							名義人							
関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様 上記のとおり必要書類を添えて申請します。																	
	令和	年	月	I	日					=== 3-f vi			/		,		
	自宅住所	₹								電話都	育		()		
												個人都	等号 (**	マイ	ナンバ	-)	_
	申請人(組合員) 氏名 印																
			減奢	頂対象	者の	の適用区	分				T		Ι.	II	・非		
加		<u>(1</u>) (-) 円×	1	()		円	支	給額(1)+(2)	+(3)	+4)		
処理欄	差額支給	2) (-) 円×)=		円							
IIN		3		-) 円×		美= ~		円							円
		4) (-) 円×	1	美=		円							

- ・個人番号(マイナンバー)は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きに必要となり ます。
- ■添付書類について
- ・入院時の食事療養または生活療養に要した費用の額に関する領収書

専務理事	事務長	係

移送費支給申請書

支給決定額	万 千 百 十 円		
窟 額			
被保険者証記号	番	号	
移送を受けた 被保険者の氏名	男女	個 人 番 号 (マイナンバー)	
組合員との続柄		被保険者の生年月日	昭和 平成 年 月 日 令和
傷病名及びその原因		発症 又は傷病の理由	1:第三者行為(交通事故等) 2:業務上の災害(通勤災害等) 3:その他(自損事故・疾病等)
発病または負傷 の 年 月 日	令和 年 月 日	移送に要した 費 用 の 額	円
移 送 経 路			(km)
移 送 方 法		移送年月日	令和 年 月 日
付添人の氏名 及 び 住 所			
振込先金融機関	岁名	支 店	名 店
T.	普通番号【右ヅメでご記入・	ください】フリガ・	- +
口 座 番 	号 当座 貯蓄	名義	 Д
	国民健康保険組合 理事長 様 要書類を添えて申請します。		
令和 年	月 日		
自宅住所 〒			個人番号(マイナンバー)
申請人(組合員)) 氏名		

■注意事項

- ・個人番号(マイナンバー)は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きに必要となります。
- ・付添人の氏名及び住所については、主治医が意見書により付添人の必要を認めた際に記入してください。

■添付書類について

- ・主治医の意見書 (原本)
- ※移送を認めた理由、付添人を必要とした理由、移送経路、移送方法及び移送年月日の記載があるもの
- ・移送に要した費用の額に関する領収書(原本)

専務理事	事務長	係

介護保険法施	行法第11条第1項(適用除	外に関す	る経過処置)該 当 非該当	届
被 保 険 者 証 の 記 号 番 号					
 被	氏 名				
以	住 所				
	去 11 条第 1 項の適用を受 を受けなくなった) 年月		年	月	日
入院又は入院中の (入所又は入院していた)	名 称				
施 設	所在地				
関東信越税理士国民健康 上記のとおり必要書類を添え					
令和 年	月 日				
事務所名					
自宅住所 〒		電話番号	()	
申請人(組合員)					

※添付書類 被保険者証又は被保険者資格証明書

(参考) 国民健康保険において介護保険法施行法第11条第1項の適用を受けるのは次の方です。

- 1. 身体障害者福祉法第17条の11第2項の規定による支給の決定(同法第5条第4項に規定する身体障害者療護施設支援に係るものに限る。)を受けて同法第17条の24第1項の規定により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設に入所している方若しくは同法第18条第3項の規定により身体障害者療護施設に入所している方
- 2. 児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設に入所している方
- 3. 児童福祉法第 27 条の 2 項の厚生大臣が指定する医療機関(当該指定に係る治療等を行う病床に限る。)に 入院している方
- 4. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第1号の規定により独立行政法人国立重 度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設に入所している方
- 5. 国立及び国立以外のハンセン病療養所に入所している方
- 6. 生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設に入所している方
- 7. 労働者災害補償保険法施行規則第 18 条の3の3第3号に規定する施設(労災特別介護施設)に入所している方

Form A

海外療養費

Attending Physician's Statement 診療内容明細書

1.	Name of Patient(Last,First) 患者名		(Date of Birth) (生年月日))
2.	Name of Illness or Injury preferab for the use of National Health Insu 傷病名及び国民健康保険用国際疫	rance		ional Classification of di	iseases
3.	Date of First Diagnosis: D 初診日 日	/ M / 月	/ Y / 年	/ /	
4.	Duration of Treatment:	_ Day _日	S		
5.	Type of Treatment 治療の分類 □Hospitalization: From/ 入院 自/ □Outpatient or Home Visit: 入院外		/	(days) (日間)	
6.	Nature and Condition of Illness or 症状の概要	Injury	(in brief)		
7.	Prescription, Operation and Any o 処方、手術その他の処置の概要	ther tr	eatments (inf brief)		
8.	Was the tr eatment required as a r 治療は事故の障害によるものです		f an accidental injury?	Yes □ No □ はい いいえ	
9.	Itemized Amounts paid to Hospital 治療実費	and /	or Attending Physicia	n : From B 様式 B	
10.	Name and Address of Attending Pl 担当医の氏名及び住所	nysicia	n		
	Name 氏名 : <u>Last 姓</u>		First 名	Title 称号	
	Address 住所: <u>Home</u> 自宅			Phone 電話番号	
	Office 病院又以	は診療	折	Phone 電話番号	
	Date 日付:		Signature 署名_	Attending Physi	laion 扣业匠
		Dof-	manaa Niimaham af		
		кеге		ur Medical Record(if 录の番号	applicable)

-120- R1·6

Form B

(1) Fee for initial office visit

海外療養費

Itemized receipt 領 収 内 容 明 細 書

初診料

	for follow-up office visit	再診料	\$	
(3) Fee	for home visit	往診料	\$	
(4) Fee	for hospital visit	入院管理料	\$	
(5) Hos	pitalization	入院費	\$	
(6) Con	sultation	診察費	\$	
(7) Ope	ration	手術費	\$	
(8) X-ra	y examination	X 線検査費	\$	
(9) Med	lication	医薬費	\$	
(10) Ane	sthetics	麻酔費	\$	
(11) Ope	rating room charge	手術室費用	\$	
(12) Oth	ers (specify)	その他 (項目明記)	\$	\$
(13) Tota	al	合 計	\$	
Mama				
担当医又	l Address of Attending Physician は病院事務長の氏名及び住所	/ Superintendent of	Hospital of Clinic	
担当医又 Name	は病院事務長の氏名及び住所			
担当医又	は病院事務長の氏名及び住所 : Last	First	Title	
担当医又 Name 名前	は病院事務長の氏名及び住所			
担当医又 Name 名前	は病院事務長の氏名及び住所 : <u>Last</u> 姓	First	Title 称号	·号

-121- R1·6

専務理事	事務長	係

インフルエンザ予防接種補助金交付申請書

支給決定額	百万	拾万	万	千	百	十	円										
有	皮保険	者証	又は	組合員	貝の記	号・看	番号				_						
		接種	を受り	ナた者	の氏	名		本人区	・家 <i>i</i>	族の分	接	種質	費用	接	種を	受けた	2日
1								本人	・着								
2									家族								
3								į	家族								
4								į	家族								
5								į	家族								
医療機関証明欄	上記	このと、	おり接続	種した 年	ことを 月		ンます。 日	医療機	幾関	所在地名 和						(į	
		とお 年 人	事電		。 主地 名 号		長 様										
振	込先	金融	機関名	7						支 店	名						店
П	座	1	Ę Ę		整	景【右ヅ	メでご記	入くださ		フリ							
				貯	皆					名義							

- ※組合員の世帯ごとに申請する場合にご利用ください。
- ※接種を受けられる際は、この書類を医療機関に持参し、太枠の中に証明を受けてください。
- ※裏面の注意事項を必ずお読みになってから申請してください。
 - ○必要書類…【領収書(原本)※利用者が個別にわかる医療機関発行のもの】

医療機関へのお願い

- 日頃より、当組合の運営にご協力いただきありがとうございます。
- 当組合では、保健事業の一環としてインフルエンザ予防接種を受けた被保険者に対し、接種費用の
- 一部を補助しております。
 - つきましては、お手数ですが太枠の中に証明くださいますようお願いいたします。

1. 添付書類について

(1) 領収書 (原本)

接種を受けた者が個別にわかる医療機関発行の領収書を添付してください。

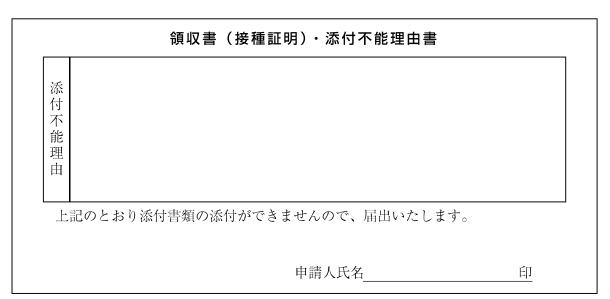
2. 振込先金融機関口座について

振込先金融機関口座は、接種を受けた者の属する世帯の組合員が開設した金融機関口座となります。

接種を受けた者が家族としてご加入の方の場合でも、当該接種を受けた者が属する世帯の組合員が開設する口座へのお振込みとなります。(家族の方の口座へはお振込できません)

***** 領収書の添付不能又は医療機関の証明を受けられない場合 *****

領収書等を添付できない場合や医療機関から証明を断られた場合は、以下に添付不 能理由をご記入のうえ、署名・捺印してください。



専務理事	事務長	係

インフルエンザ予防接種補助金交付申請書(事務所一括用)

支給決定額	百万	拾万	万	千	百	+	円					
事 (事 務 ※領収	所 名 書名義)	1									
			上国民的					た代表して	申請しま	す。		
	令和	年	月	日								
			事務	所所不	〒 生地	:						
			事	務所	名							
	申 請 (事業	青 人 () () () () () () () () () () () () () (電	話 番	号							
			事業	民主 第	名							
振	込先	金融植	幾関名	,					支 店	名		店
	座	番	· 号	普通 当 当 图	— " '	景【右ヅ	メでご記	入ください】	フリガ	ナ	 	
	/	. д		貯書					名 義	人		
医	別訂	三 (名);	が接種	を受け	たこと	を証明	月いたしま	す。			
療機関			1	年	月		日					
会証明欄								医療機関	名			P

- ※事務所でインフルエンザ予防接種を受け、複数名分を一括で申請する場合にご利用ください。
- **※接種を受けられる際は、この書類を医療機関に持参し、太枠の中に証明を受けてください。**
- ※裏面の注意事項を必ずお読みになってから申請してください。
 - ○必要書類…【インフルエンザ予防接種・被接種者一覧(様式第 21 号の 2 の添付書類)】 【領収書(原本)※事務所名義の医療機関発行のもの】

医療機関へのお願い

日頃より、当組合の運営にご協力いただきありがとうございます。

当組合では、保健事業の一環としてインフルエンザ予防接種を受けた被保険者に対し、接種費用の

一部を補助しております。

つきましては、お手数ですが太枠の中に証明くださいますようお願いいたします。

1. 申請書について

こちらの申請書は、医療機関から事務所名義の領収書を受領し、雇用する組合員及びその家族 分を一括で申請する場合のものになります。

医療機関から個々の被接種者名義の領収書を受領している場合は、「インフルエンザ予防接種 補助金交付申請書」(様式第 21 号)をご利用ください。

2. 添付書類について

- (1) インフルエンザ予防接種・被接種者一覧(様式第21号の2の添付書類) 補助金を申請する被接種者を全てご記入のうえ、下段に事業主が署名・捺印してください。
- (2) 領収書 (原本) 事務所名義の医療機関発行の領収書を添付してください。

3. 振込先金融機関口座について

- (1) 申請人である事業主の方が開設する金融機関口座へ全被接種者分の補助金の一括振込を希望される場合は、当該申請書に振込先金融機関をご記入ください。
- (2) 個々の被接種者へのお振込をご希望の場合は、別紙「インフルエンザ予防接種·被接種者一覧」 の各利用者の欄に個別に振込先金融機関をご記入ください。
 - ※利用者が家族としてご加入の方の場合は、当該利用者が属する世帯の組合員が開設する金融機関 口座へのお振込となります(家族の方の口座へはお振込できません)

ただし、当該組合員が同時に申請する場合は、ご家族の欄の振込先金融機関口座は省略できます。

インフルエンザ予防接種・被接種者一覧

	1 1 200 10A 1			1.1.4						
	被保険者 記 号	f証・組作 番	<u>合員証</u> 号	接種	重を受けた者の 氏 名	資 柊	ŗ	接種	重費 用	接種を受けた日
		笛	<u> </u>		八	 税・職・	- 家		l TT	
						אייןי טלו			円	
1	振込先金	金融 機	関名				支	店 名		店
				普通	番号【右ヅメでご	記入ください】	フリ	ガナ		
	口 座	番	号	当座			名	義 人		
				貯蓄						
	被保険者 記 号	f証・組介 番	<u>合員証</u> 号	接種	重を受けた者の 氏 名	資 格	; i	接種	重費 用	接種を受けた日
	, DI		<u> </u>		70	税・職・	- 家		171	
						Du 194			円	•
2	振込先金	金融機	関名 ———					店 名		店
		_		普通	番号【右ヅメでご)	記入ください】	フリ	ガナ		
	口 座	番	号	当座			名	義 人		
	被保険者 記 号	f証・組合 番	<u> </u>	接标	重を受けた者の 氏 名	資格	; î	接種	重費 用	接種を受けた日
	да у	щ			У П	税・職・	家		円	
2	be of the	V =: 1919	PP 6			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			17	
3	振込先金	金融 機	関 名					店名		店
	→ →	.TZ.	ы	普通	番号【右ヅメでご	記入ください】	フリ	ガナ		
	口 座	番	号	当座			名	義 人		
	ትት / II የ <u>ላ</u> ተ	ሊደተ ራከ	ᄉᄇహ		チナガルトサの					
	被保険者 記 号	計画・組合	<u> </u>		重を受けた者の 氏 名	資格	i	接種	重費 用	接種を受けた日
						税・職・	家		円	
4	#F 'T #F /	人 司 秘	明 欠				<u></u>	ric 夕	1 1	H .
4	振込先金	金融 煖) 沿	V6. V=	4.11	== = 1 124		店 名		
	口 成	番	号		番号【右ヅメでご	記入ください】	フ リ	ガナ		
	口 座	笛	b	当座			名	義 人		
	被保険者	全証。 幼	全昌証		<u></u> 重を受けた者の	; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;	1			
	記号	番番	- 月		E	資 格	i	接租	直費 用	接種を受けた日
						税・職・	家		円	
5	振込先金	全融 機	関名				支	店名	. •	
	1/A X = /U S	业 1114 17%	- A - LI	普通	番号【右ヅメでご	記入ください【		ガナ		<i>/</i> LI
	口 座	番	号	当座						
		———		貯蓄			名	義 人		
上記	 の者がイン	フルエン	 / ザ予防	接種を	受けたことを証	 男します。				

署名	(事業主)	印

※振込口座は、組合員が開設した金融機関口座となります。

専務理事	事務長	係

人間ドック等補助金交付申請書

支給決定額	拾万	万	千	百	十	円							
被保険者証・記号 者	組合員i	_	多を受 針の氏		資	格	健診施	設 名	i	健調	>日	健診施設へ の支払額 (円)	補助金申請額
					税· 家·往					•	•	(日)	(口)
					税· 家·往					•	•		
					税· 家·很					•	•		
					税·家·德					•	•		
					税·家·徭					•	•		
					税·家·徭					•	•		
					税· 家·很					•	•		
					税· 家·徭					•	•		
					税· 家·往					•	•		
					税· 家·很					•	•		
関東信越和 上記ので				絕合	理事;	長 様							
	令和	年	F]	日								
		事務所	所在	一 地									
		事務											
申 請 (組合)	人	電 話											
(1444)	/ /	組合										(£))
振込先金	定融機	関名						支	店	名			店
口 虚	平	号	普通	+	【右ヅカ	メでご記	入ください】	フ	リガ	ナ			
口 座	番	万	当座 貯蓄	- !				名	義	人			

※健診費用が10,000円以上の申請にご利用ください。

必要書類…【領収書(原本)※健診施設発行のもの】

- ・健診を受けた者とその費用額及び健診日が個別にわかるもの
- ・複数名一括の領収書の場合は、健診を受けた者の氏名とその費用額及び健診日がわかる健診施設発行の 「内訳明細書(原本)※事務所作成不可」も添付

専務理事	事務長	係

保養所利用補助金交付申請書

支 百万 拾万 万 給決定額	千 百 十 円	1								
保養所名										
利用日	年	月	日~	— 月	日					
被保険者証·組合員証	記号		番号							
利用者氏名	資格(該当するもの	に〇) 宿	泊 数	補	助金額					
1	税・職・	家	泊							
2	税・職・	家	泊							
3	税・職・	家	泊							
4	税・職・	家	泊							
5	税・職・	家	泊							
合 計	合 計 円									
関東信越税理士国民領 上記のとおり申請し 令和 年 月		様								
	〒									
	听 所在地									
申 請 人	所名									
(組合員) 電 記	岳番号									
組合	員氏名									
振込先金融機関名			支 店 名			店				
	普通 番号【右ヅメでご	ご記入ください】	フリガナ							
口 座 番 号	当座 貯蓄		名 義 人	-						
上記(名	泊)の利用を証明いた	こします。								
証 年	月 日									
明		保養所施	設名							
欄						印				

- ※組合員の世帯ごとに申請する場合にご利用ください。 ※**組合員の世帯ごと**に必要事項を記入のうえ、**利用時に保養所に提出**し、必ず証明欄に証明を受けてください。 ※裏面の注意事項を必ずお読みになってから申請してください。
 - ○必要書類…【領収書(原本)※利用者が個別にわかる保養所発行のもの】

保養所の方へ

・下段「証明欄」に必ず**利用後人数・泊数及び利用年月日**を記入し、証明をしてください。

1.添付書類について

(1) 領収書(原本)

利用者が個別にわかる保養所発行の領収書を添付してください。 領収書が保養所発行のものでない場合の添付書類は次のとおりとなります。 各添付書類とも、次の4項目が確認できるものである必要があります。

- ・利用日
- ・利用者
- ·保養所名(宿泊場所)
- ・利用料金の支払い
- ①旅行代理店の場合:旅行代理店発行の領収書(原本)
- ②オンライン決済の場合:オンライン上から印刷できる領収書
- ③ネットバンキングの場合:振込画面を印刷したもの
- ④団体(○○会等)の場合:保養所発行の団体名の領収書(写し可)

団体名簿

※上記4項目が記載されていない場合は、別途確認がとれる書類を必ず添付してください

2. 振込先金融機関口座について

振込先金融機関口座は、利用者が属する世帯の組合員が開設した金融機関口座となります。 利用者が家族としてご加入の方の場合は、当該利用者が属する世帯の組合員が開設する金融 機関口座へのお振込となります(家族の方の口座へはお振込できません)

******* 領収書又は添付書類を添付できない場合 *******

領収書等を添付できない場合は、以下に添付不能理由をご記入のうえ、署名・捺印 してください。

領収書等・添付不能理由書									
添付不能理由									
上	記のとおり添付書類の添付ができませんので、届出いたします。		_						
	申請人氏名	<u> </u>							

専務理事	事務長	係

保養所利用補助金交付申請書(事務所一括用)

支 百万 拾万 万 ⁼ 給 決 定 額	f 百 十 円								
保養所名									
利用日	年	月 日 ~	月	日					
事務所名									
関東信越税理士国民健康 別記のとおり補助金を 令和 年 月	長保険組合 理事長 様 と受けたく、利用者を作 日								
事務申請人	事務所所在地 事務所所在地 事務所名申請人 (事業主) 電話番号								
振込先金融機関名		支 店 名		店					
口 座 番 号	普通 番号【右ヅメでご記 当座貯蓄	スください】フ リ ガ ナ 名 義 人							
別記(名 ii 証 年 明 欄	自)の利用を証明いたし 月 日	,ます。 保養所施設名							
I TIME				印					

- ※事務所で利用し、複数名分を一括で申請する場合にご利用ください。
- ※別紙保養所利用者一覧(様式第23号の2の添付書類)に必要事項を記入のうえ、**利用時に保養所に提出**し、 必ず証明欄に証明を受けてください。
- ※裏面の注意事項を必ずお読みになってから申請してください。
 - ○必要書類…【保養所利用者一覧(様式第23号の2の添付書類)】 【領収書(原本) ※事務所名義の保養所発行のもの】

保養所の方へ

・下段「証明欄」に必ず**利用後人数・泊数及び利用年月日**を記入し、証明をしてください。

1.申請書について

こちらの申請書は、保養所から事務所名義の領収書を受領し、雇用する組合員及びその家族分を 一括で申請する場合のものになります。

保養所から個々の利用者名義の領収書を受領している場合は、「保養所利用補助金交付申請書」(様式第23号)をご利用ください。

2. 添付書類について

- (1) 保養所利用者一覧(様式第23号の2の添付書類) 補助金を申請する利用者を全てご記入のうえ、下段に事業主が署名・捺印してください。
- (2) 領収書 (原本)

事務所名義の保養所発行の領収書を添付してください。

領収書が保養所発行のものでない場合の添付書類は次のとおりとなります。

各添付書類とも、次の4項目が確認できるものである必要があります。

- ・利用日
- · 利用者
- ·保養所名(宿泊場所)
- ・利用料金の支払い
- ①旅行代理店の場合:旅行代理店発行の領収書(原本)
- ②オンライン決済の場合:オンライン上から印刷できる領収書
- ③ネットバンキングの場合:振込画面を印刷したもの

※上記4項目が記載されていない場合は、別途確認がとれる書類を必ず添付してください

3. 振込先金融機関口座について

- (1) 申請人である事業主の方が開設する金融機関口座へ全利用者分の補助金の一括振込を希望される場合は、当該申請書に振込先金融機関をご記入ください。
- (2) 個々の利用者へのお振込をご希望の場合は、別紙「保養所利用者一覧」の各利用者の欄に個別に振込先金融機関をご記入ください。
 - ※利用者が家族としてご加入の方の場合は、当該利用者が属する世帯の組合員が開設する金融機関 口座へのお振込となります(家族の方の口座へはお振込できません)

ただし、当該組合員が同泊し、同時に申請する場合は、ご家族の欄の振込先金融機関口座は省略できます。

保養所利用者一覧

	被保険者証・組合員 記 号 番 号		資 格	宿泊日数	補助金申請額
			税・職・家	泊	円
1	振込先金融機関名	1	支质	店 名	店
	口 座 番 号	普通 番号【右ヅメでご 労 当座 貯蓄		ガ ナ 養 人	
	被保険者証・組合員 記 号 番 号		資 格	宿泊日数	補助金申請額
			税・職・家	泊	円
2	振込先金融機関名	,	支	店 名	店
	口 成 采 巨	普通番号【右ヅメでご	記入ください】フリ	ガナ	
	口座番号	当座	名。	養 人	
	被保険者証・組合員 記 号 番 号		資格	宿泊日数	補助金申請額
			税・職・家	泊	円
3	振込先金融機関名	1	支质	店 名	店
	口 座 番 号	普通 番号【右ヅメでご		ガナ	
		貯蓄	名。	養 人	
	被保険者証・組合員 記 号 番 号		資 格	宿泊日数	補助金申請額
			税・職・家	泊	円
4	振込先金融機関名	1	支	店 名	店
		普通番号【右ヅメでご	記入ください】フリ	ガナ	
	口 座 番 号	当座	名。	養 人	
	被保険者証・組合員 記号 番号		資 格	宿泊日数	補助金申請額
			税・職・家	泊	円
5	振込先金融機関名	,	支力	店 名	店
	口 座 番 号	普通 番号【右ヅメでご 計 当座 貯蓄		ガ ナ	
% ⊢	記 由請者が宿泊したこ	とを証明します			

※上記、甲請者が宿泊したことを証明します。

	/ hb. 1. 1.4 \	
写. 夕	(代表者)	[LI
77 / 1	1/11/75/41/	Lal

※振込口座は、組合員が開設した金融機関口座となります。

専務理事	事務長	係

死亡見舞金支給申請書

支 百万 拾万 給決定額	万千	百 十	円								
組合員証	記号				番号						
組合員氏名				年 齢	死 亡 者 生年月日	明·大·昭	年	月	日		
死亡の原因				歳	死亡年月日	令和	年	月	日		
死亡の理由	2:業務上の	行為(交通事i の災害(通勤) (自損事故・	災害等)		葬祭執行日	令和	年	月	日		
支給申請金額			Щ		以外の申請人(死亡者との続	葬祭を行う者) 柄	続柄: (例・子が申	請人の場	合:子)		
関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様上記のとおり必要書類を添えて申請します。											
令和 年	月 日										
	自宅化	生所 〒									
申請(葬祭を行う	人 者) 電話 ^活	番号		()						
	氏	名					(Į	1			
振込先金融機					支 店	名			店		
 口 座 番 	号 当 野	莝 :	ヅメでご	記入くだ	さい】 _{フリカ} 名 義	、ナ 					

■注意事項

- ・75歳未満の被保険者が死亡された場合は、様式第7号の「国民健康保険葬祭費支給申請書」での申請となります。
- ・喪主または施主の方への支給となりますが、喪主または施主が2名以上いた場合は、別途「誓約書」が必要となりますので、当組合にお問合せください。
- ■添付書類について
- ・死亡診断書の写し
- ・会葬礼状の写し

専務理事	事務長	係

子宮頸がん予防接種補助金交付申請書

支給決定額	百万	拾万	万	千	百	十	円									
t	接種を	受けた	· 耂	記	号・番	: 号										
13	ス 1生 で	又() / (. 11	氏		名										
	接	種費月	Ħ							F.	J					
	(内訳)														\neg
医				予 防		を受						接	種費	用		
療		1回目				年	月		日						円	
機		2回目				年	月		日						円	
関		3回目				年	月		日						円	
証品	上記	しのとま	るり接	種した												
明欄				年	月	l	3		≓r	: /- հե						
们称								医房墩		在地						(PR)
								医療機	競 名	i 称						
									1	1 171						
1				健康保		7理事	長 様									
1	A -A	とおり 年	ノ甲育 月	します	。 日											
	17 174	•	,			=										
			事剂	务所所在												
			事	務 所	名											
	申 請 組名		雷	話 番	号											
	(池田.日	1只/		合員氏												
			7出.	百貝D	石											
振	込先	金融榜	幾関名							店	名					店
 口	座	番	: - 5		_	景【右ヅァ	べご記	入くださ	い】フ	リカ	ブ ナ					
	<u>/</u> ±	н		貯					名	義	人					

【ご注意】

・ご申請の際は、必要接種回数を満たしたうえで、この書類を医療機関に持参し、太枠の中に証明を 受けてください。また、接種を受けた日のわかる**領収書(原本)**を添付してください。

【医療機関へのお願い】

日頃より、当組合の運営にご協力いただきありがとうございます。

当組合では、保健事業の一環として子宮頸がん予防接種を受けた被保険者に対し、接種費用に応じ その一部を補助しております。

つきましては、お手数ですが太枠の中に接種費用及び接種日をご記入の上、証明くださいますようお願いいたします。

専務理事	事務長	係

ヒブ(Hib)ワクチン接種補助金交付申請書

支給決定額	百万	拾万	万	千	百	十	円										
乜	な話る	受けた	- ±×	記	記号・番号												
13	で生で	又りた	. 伯	氏		名											
	接	種費月	用							円							
	(内訳))														
医					接種	を受	けた	日				接	種	量用			
療		1回目	∄			年	月		日						円		
機		2回目	<u> </u>			年	月		日						円		
関	ı	3回目				年	月		日						円		
証	L	4回目 年 月 日											円				
明 上記のとおり接種したことを証明します。 欄 年 月 日 所在地																	
								医療機	幾関								
	l								名	称							
	 関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様 上記のとおり申請します。 令和 年 月 日																
			事犯	務所所在	〒 生地	:											
事務所名 申請人 (組合員) 電話番号																	
	組合員氏名													ĒĪ)		
振	込先	金融核	幾 関 彳 ———						支	店	名					店	
	座	番	÷	普通		ト【右ヅ <i>ゝ</i>	メでご記	入くださ	い】フ名	リガ 義							

【ご注意】

・接種を受けられる際は、この書類を医療機関に持参し、太枠の中に証明を受け、接種を受けた日の わかる**領収書(原本)**を添付してください。

【医療機関へのお願い】

日頃より、当組合の運営にご協力いただきありがとうございます。

当組合では、保健事業の一環としてヒブ(Hib)ワクチン接種を受けた被保険者に対し、接種費用に応じその一部を補助しております。

つきましては、お手数ですが太枠の中に接種費用及び接種日をご記入の上、証明くださいますようお願いいたします。

専務理事	事務長	係

肺炎球菌·水痘·流行性耳下腺炎予防接種補助金交付申請書

支給決定額	百万	拾万	万	千	百	十	円												
担	立話を	受けた	> 耂	記	号・番	: 号													
接種を受けた者			氏 名																
 -	リ ク	チン	名	1.	肺炎斑	球菌	2. 水痘 3. 流行性耳下腺炎												
				※接種	※接種したワクチン名に○をつけてください。														
	接	種費月			円														
医療	上訂	己のとま	おり	年	年 月 日にワクチンを接種したことを証明します。														
機																			
関証																			
明									戸	f在地									
欄						医療機関													
									名	名 称									
1				是健康保 青します		理事	長様												
	<u> </u>	ノこねり 年			。 日														
	P In	•		務所所在	₹	:													
		青 人 合員)		務所話番															
	(水出:亡	前 貝/		合員氏)				
振	込先	金融税	幾関	名					支	店	名					店			
		• 17		普通			人でご記	入くださ	い】フ	リメ	ブ ナ								
	座	番	; j	号 当學 貯蓄					名	義	人								

【ご注意】

・接種を受けられる際は、この書類を医療機関に持参し、太枠の中に証明を受け、ワクチン名のわ かる領収書(原本)を添付してください。また、ご申請の際は、一人一回につき申請書を一枚ご 記入ください。

【医療機関へのお願い】

日頃より、当組合の運営にご協力いただきありがとうございます。

当組合では、保健事業の一環として肺炎球菌・水痘・流行性耳下腺炎のワクチン接種を受けた被保険者に対し、接種費用に応じその一部を補助しております。 つきましては、お手数ですが太枠の中に接種費用及び接種日をご記入の上、証明くださいますようお願いいたします。

人身事故証明書入手不能理由書

	通		住		所	電話番号																	
	転者		氏		名							生	年	月	日	大· 平·		年	月	日	(才)	
当		- 1	自賠契		険先									上 保		第	•					号	
市		- 1	登 録		号									番									
事	被		住		所												電話者	番号					
-1 y.	害者		氏		名							生	年	月	日	大· 平·	昭会	年	月	日	(才)	
者	$\left \begin{array}{c} 1 \\ 2 \end{array} \right $	- 1	自賠契	責 保	険先									責保 書		第	14					号	
			登録 番号									皿) 事 の	古	』	時態	運転	・同乗	美 (甲	・乙)	・歩行	う・	その他	
事	故	<u>一</u> 発		日	時	令和		年		月			日 日	4	前後	l	時	5	分 頃		天何	卖	
事	故	発	生	場	所										12					にま	37,	て	
届	出	1	敬言	:	察			警察(担当行	官)	届	出生	F 月	日	令和	生	Ē	F]		日	
人入		不	故 証 能	理	書由																		
	〉上訴	理	自由に	より	人貞	事故	·証明	書は取	7得1	ている	ません	しか	<u> </u>	人身	事	牧の事	事実に	相请	きあり	ませ	· \		
◇上記理由により人身事故証明書は取得していませんが、人身事故の事実に相違ありません。○ 運転者(甲)○ 作 所																							
			害者((乙)								Ĩ	電記	番	号		()				
	() ·	そ0 (の他)		氏	名													Œ		
(注) 当該自認欄は、被害者請求 (法第16条請求) の場合には、原則運転者 (甲) 側の方がご記入ください。 加害者請求 (法第15条請求) の場合には、原則被害者 (乙) 側がご記入ください。																							
(保)	(保険会社使用欄)																						
	 大理由	書	および	び損害		証資料	斗に砉	基づき、	人身	事故の	事実	を征	確認	しま	まし	た。	令	和	年	J	月	日	
1				りほえ),	当社の)調査	をに基っ	ゔき、	人身事	事故の	事	実を	確記	忍し	ましれ	た。	F	責任	者	担	!当者	
1 '	(別紙参照) □その他 ()																						

誓 約 書

関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様

貴国民健康保険組合の被保険者 () が受けた保険給付は、私の不 法行為に基づくものですので、次の事項を遵守することを書面をもって誓約します。

- 1 貴組合の国民健康保険の保険給付立替払分については、責任をもって指定された期日に貴組合に返納すること。
- 2 貴組合の書面承諾なしに示談した時は、国民健康保険の保険給付分に限り、何 人に対しても示談の効力を主張しないこと。
- 3 上記1の支払に充てるため 保険会社に対して有する私の契 約する自動車損害賠償責任保険から、貴組合が保険給付額を限度として優先的 に受領すること。

令和 年 月 日

 誓約者
 5

 5
 5

 6
 6

 6
 6

 6
 6

 6
 6

 7
 6

 8
 6

 8
 6

 9
 6

 8
 6

 8
 6

 9
 6

 9
 6

 9
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10
 6

 10</

連帯保証人 自宅住所 氏 名 印

(注)

- ・印鑑証明を添付して下さい。
- ・連帯保証人は、誓約者と生計を異にする者として下さい。
- ・連帯保証人は、加入している保険会社でもかまいません。

